

## 第2章 地域の概況



## 第2章 地域の概況

地域の概況は、本事業が行われる計画地及びその周辺の地域特性を把握し、事業特性を踏まえた活動要素とこれにより影響を受ける環境要素を適切に設定するため、また、事業の実施に伴う環境への影響を適切に予測、評価するために必要な現況調査の計画的な実施に資するため調査を行った。

地域の概況について、人口、産業、交通、土地利用、気象、大気質、水質、底質、騒音、振動、悪臭、廃棄物、公害苦情の状況、関係法令による指定状況を既存資料により、地域特性の把握の観点から地域の概況をとりまとめた。

地域の概況を把握するために設定する調査地域は、図 2-1-1 に示すとおり、計画地から約 6 km 範囲内（以下、計画地周辺とする）とした。また、人口や産業等の統計資料については、千葉市及び計画地の位置する美浜区のほか、千葉市を構成する区として中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区（以下、周辺の区とした）とした。

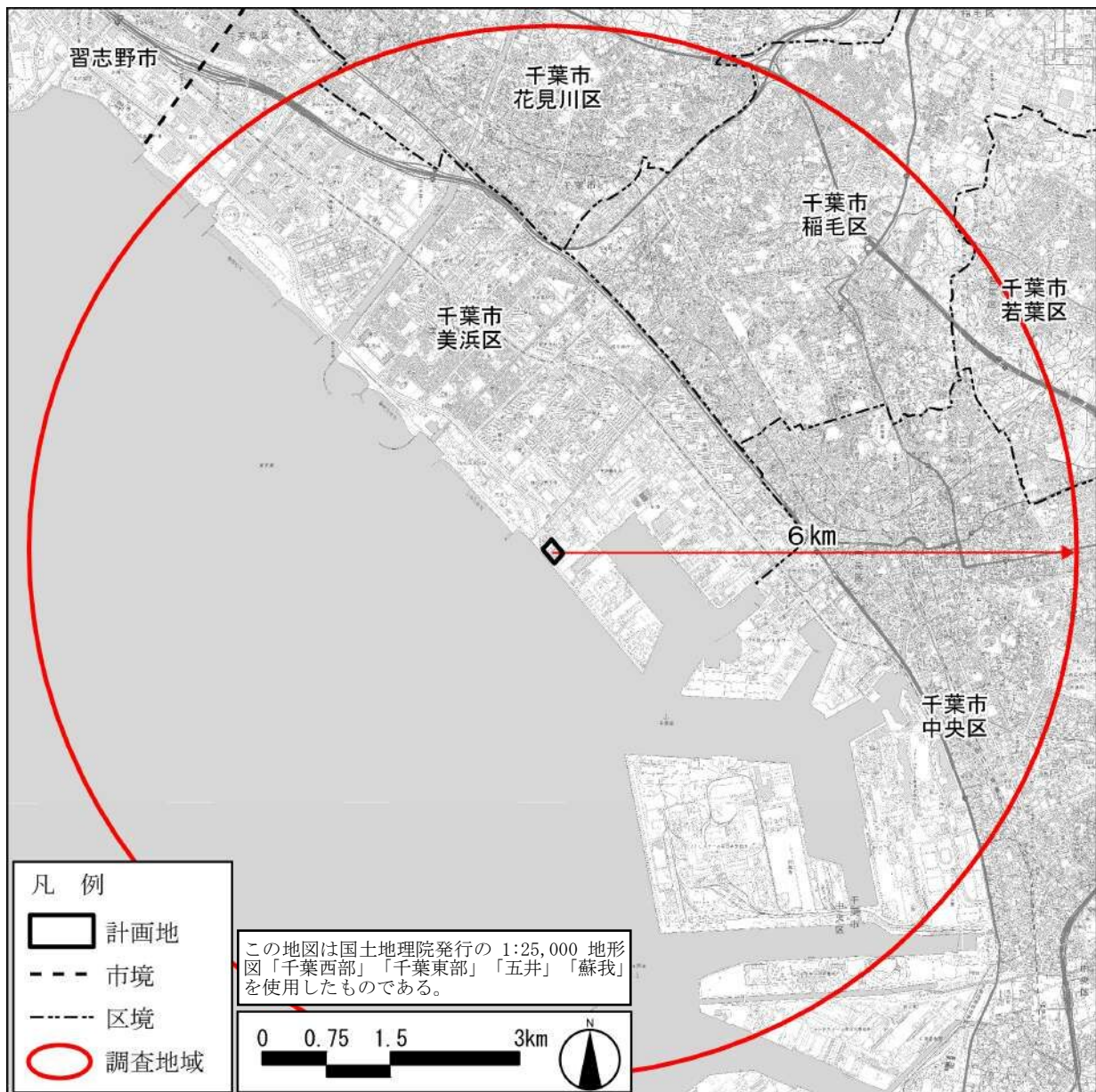


図 2-1-1 地域の概況の調査地域

## 2-1 人口

### 2-1-1 人口の推移

千葉県及び計画地の位置する美浜区、周辺の区における過去5年間（令和2年～令和6年）の人口推移は表 2-1-1に、令和6年の人口動態は表 2-1-2に示すとおりである。

千葉市の人口は、過去5年間で増加の傾向にあり、7,810人増加している。

計画地の位置する美浜区の人口は、緩やかに増加しており、過去5年間で4,792人増加している。

千葉市の人口動態は、自然動態で6,015人減少、社会動態で11,012人増加となっている。また、計画地の位置する美浜区では、自然動態で716人減少、社会動態で3,280人増加している。

表 2-1-1 人口推移（令和2年～令和6年）

単位：人

年	市・区	千葉市	美浜区	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区
令和2年		973,121	149,456	209,239	177,257	157,914	149,418	129,837
令和3年		975,507	151,051	210,334	176,913	158,229	148,947	130,033
令和4年		975,947	152,266	211,004	176,762	157,804	148,034	130,077
令和5年		977,086	152,672	212,396	176,823	157,730	147,591	129,874
令和6年		980,931	154,248	215,098	177,156	153,719	147,179	129,531

注) 各年3月31日現在。

出典：「千葉市統計書 令和6年度版」（令和7年3月 千葉市）

表 2-1-2 人口動態（令和6年）

単位：人

項目		千葉市	美浜区	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区
自然動態	出生	5,502	786	1,412	966	808	746	784
	死亡	11,517	1,502	2,407	2,200	1,784	2,208	1,416
	自然増減①	-6,015	-716	-995	-1,234	-976	-1,462	-632
社会動態	転入	62,548	10,714	17,630	10,884	10,062	7,720	5,538
	転出	51,120	7,331	13,447	9,820	8,472	6,707	5,343
	その他増減	-416	-103	-106	-120	-38	-40	-9
	社会増減②	11,012	3,280	4,077	944	1,552	973	186
増加人口①+②		4,997	2,564	3,082	-290	576	-489	-446

出典：「千葉市統計書 令和6年度版」（令和7年3月 千葉市）

## 2-1-2 人口密度

千葉市及び計画地の位置する美浜区、周辺の区における令和6年の人口密度は、表 2-1-3に示すとおりである。

千葉市の人口密度は約3,610人/km<sup>2</sup>、計画地の位置する美浜区の人口密度は約7,276人/km<sup>2</sup>であり、千葉市全域の人口密度に対し、約2.0倍となっている。

表 2-1-3 人口密度（令和6年）

項目 市・区	人口（人）			面積（km <sup>2</sup> ）	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）
	総数	男	女		
千葉市	980,931	486,862	494,069	271.76	3,610
美浜区	154,248	74,475	79,773	21.20	7,276
中央区	215,098	108,271	106,827	44.71	4,811
花見川区	177,156	87,864	89,292	34.19	5,182
稲毛区	160,719	78,536	82,183	21.22	7,574
若葉区	147,179	74,147	73,032	84.19	1,748
緑区	129,531	63,569	65,962	66.25	1,955

注) 令和6年3月31日現在。

出典：「千葉市統計書 令和6年度版」（令和7年3月 千葉市）

## 2-2 産業

### 2-2-1 産業構造

千葉市及び計画地の位置する美浜区、周辺の区における令和3年の産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 2-2-1(1)～(2)に示すとおりである。

千葉市の事業所数は27,826事業所、従業者数は411,172人となっている。産業大分類別にみると、事業所数及び従業員数ともに卸売業、小売業の割合が最も高くなっており、事業所数で24.0%、従業員数で21.7%となっている。

計画地の位置する美浜区の事業所数は3,539事業所、従業者数は96,428人となっている。産業大分類別にみると、事業所数及び従業員数ともに卸売業、小売業の割合が最も高くなっており、事業所数で31.4%、従業員数で27.3%を占めている。

表 2-2-1(1) 産業大分類別事業所数及び従業者数

産業大分類	市・区 区分	千葉市		美浜区		中央区		花見川区	
		事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)
農林漁業	総数	62	476	-	-	6	37	4	29
	構成比(%)	0.2	0.1	-	-	0.1	0.0	0.1	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	-	-	-	-	-	-	-	-
	構成比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	総数	2,850	28,665	142	4,430	861	9,486	498	3,637
	構成比(%)	10.2	7.0	4.0	4.6	8.5	6.3	13.0	8.3
製造業	総数	1,021	27,551	123	7,595	214	6,317	241	4,606
	構成比(%)	3.7	6.7	3.5	7.9	2.1	4.2	6.3	10.5
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	85	1,253	13	305	54	690	-	-
	構成比(%)	0.3	0.3	0.4	0.3	0.5	0.5	-	-
情報通信業	総数	420	12,528	106	7,841	171	3,925	47	365
	構成比(%)	1.5	3.1	3.0	8.1	1.7	2.6	1.2	0.8
運輸業、郵便業	総数	786	25,019	140	4,590	251	9,709	109	3,735
	構成比(%)	2.8	6.1	4.0	4.8	2.5	6.5	2.8	8.5
卸売業、小売業	総数	6,671	89,104	1,110	26,338	2,354	25,552	845	9,150
	構成比(%)	24.0	21.7	31.4	27.3	23.3	17.1	22.0	20.9
金融業、保険業	総数	582	16,823	90	5,804	318	9,129	48	420
	構成比(%)	2.1	4.1	2.5	6.0	3.2	6.1	1.3	1.0
不動産業、物品賃貸業	総数	2,214	13,003	170	3,271	895	5,017	346	1,150
	構成比(%)	8.0	3.2	4.8	3.4	8.9	3.4	9.0	2.6
学術研究、専門・技術サービス業	総数	1,659	17,613	200	4,714	835	7,968	157	747
	構成比(%)	6.0	4.3	5.7	4.9	8.3	5.3	4.1	1.7
宿泊業、飲食サービス業	総数	2,732	33,702	361	6,919	1,122	13,702	315	3,397
	構成比(%)	9.8	8.2	10.2	7.2	11.1	9.1	8.2	7.8
生活関連サービス業、娯楽業	総数	2,454	16,255	255	3,519	859	5,532	328	1,515
	構成比(%)	8.8	4.0	7.2	3.7	8.5	3.7	8.5	3.5
教育、学習支援業	総数	1,058	18,902	167	4,423	332	6,381	134	1,075
	構成比(%)	3.8	4.6	4.7	4.6	3.3	4.3	3.5	2.5
医療、福祉	総数	2,975	58,023	331	7,049	863	19,298	490	7,919
	構成比(%)	10.7	14.1	9.4	7.3	8.6	12.9	12.8	18.1
複合サービス事業	総数	117	2,150	15	95	37	1,359	19	127
	構成比(%)	0.4	0.5	0.4	0.1	0.4	0.9	0.5	0.3
サービス業(他に分類されないもの)	総数	2,140	50,105	316	9,535	926	25,770	263	5,843
	構成比(%)	7.7	12.2	8.9	9.9	9.2	17.2	6.8	13.4
公務(他に分類されるものを除く)	総数	-	-	-	-	-	-	-	-
	構成比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	総数	27,826	411,172	3,539	96,428	10,098	149,872	3,844	43,715
	構成比(%)	100	100	100	100	100	100	100	100

注1) 令和3年6月1日現在。

注2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和3年(2021年)経済センサス-活動調査結果<確報>」(千葉県ホームページ)

表 2-2-1(2) 産業大分類別事業所数及び従業者数

産業分類	市・区 区分	稲毛区		若葉区		緑区	
		事業 所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)
農林漁業	総数	6	22	28	210	18	178
	構成比 (%)	0.2	0.0	0.7	0.5	0.7	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	-	-	-	-	-	-
	構成比 (%)	-	-	-	-	-	-
建設業	総数	423	3,512	668	5,406	258	2,194
	構成比 (%)	10.6	7.2	17.3	13.3	10.3	6.9
製造業	総数	167	4,403	178	2,290	98	2,340
	構成比 (%)	4.2	9.0	4.6	5.7	3.9	7.4
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	3	5	8	113	7	140
	構成比 (%)	0.1	0.0	0.2	0.3	0.3	0.4
情報通信業	総数	38	163	35	142	23	92
	構成比 (%)	1.0	0.3	0.9	0.4	0.9	0.3
運輸業、郵便業	総数	127	3,392	112	2,117	47	1,476
	構成比 (%)	3.2	6.9	2.9	5.2	1.9	4.7
卸売業、小売業	総数	940	11,989	892	8,860	530	7,215
	構成比 (%)	23.7	24.5	23.1	21.9	21.1	22.8
金融業、保険業	総数	48	652	47	413	31	405
	構成比 (%)	1.2	1.3	1.2	1.0	1.2	1.3
不動産業、物品賃貸業	総数	413	1,713	249	1,194	141	658
	構成比 (%)	10.4	3.5	6.5	3.0	5.6	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	総数	211	2,456	141	649	115	1,079
	構成比 (%)	5.3	5.0	3.7	1.6	4.6	3.4
宿泊業、飲食サービス業	総数	357	3,380	335	3,331	242	2,973
	構成比 (%)	9.0	6.9	8.7	8.2	9.6	9.4
生活関連サービス業、娯楽業	総数	345	1,894	363	1,978	304	1,817
	構成比 (%)	8.7	3.9	9.4	4.9	12.1	5.7
教育、学習支援業	総数	171	4,713	99	1,130	155	1,180
	構成比 (%)	4.3	9.6	2.6	2.8	6.2	3.7
医療、福祉	総数	467	7,328	420	8,045	404	8,384
	構成比 (%)	11.8	15.0	10.9	19.9	16.1	26.5
複合サービス事業	総数	14	85	18	122	14	362
	構成比 (%)	0.4	0.2	0.5	0.3	0.6	1.1
サービス業（他に分類されないもの）	総数	244	3,244	268	4,519	123	1,194
	構成比 (%)	6.1	6.6	6.9	11.2	4.9	3.8
公務（他に分類されるものを除く）	総数	-	-	-	-	-	-
	構成比 (%)	-	-	-	-	-	-
合計	総数	3,974	48,951	3,861	40,519	2,510	31,687
	構成比 (%)	100	100	100	100	100	100

注1) 令和3年6月1日現在。

注2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和3年（2021年）経済センサス-活動調査結果<確報>」（千葉県ホームページ）

## 2-2-2 農林漁業

### 1. 農業

千葉市及び計画地の位置する美浜区、周辺の区における令和2年の農業の状況は、表 2-2-2に示すとおりである。

千葉市の農家数は1,687戸、経営耕地のある農家数は1,683戸、経営耕地面積は144,574aであり、経営耕地のある農家1戸あたりの経営耕地面積は85.9aとなっている。

計画地の位置する美浜区の農家数は3戸、経営耕地のある農家数は3戸、経営耕地面積は142aであり、周辺の区と比較して農家数が非常に少ない。また、1戸あたりの経営耕地面積は47.3aとなっている。

表 2-2-2 農業の状況（令和2年）

市・区	項目	総農家数			経営耕地のある農家数	経営耕地面積 (a)
		総数	販売農家	自給的農家		
千葉市		1,687	862	825	1,683	144,574
美浜区		3	1	2	3	142
中央区		119	40	79	118	7,176
花見川区		286	142	144	286	19,255
稲毛区		121	33	88	120	3,970
若葉区		667	392	275	666	69,005
緑区		491	254	237	490	45,026

注) 令和2年2月1日現在。

出典：「千葉市統計書 令和6年度版」(令和7年3月 千葉市)

### 2. 林業

千葉市及び計画地の位置する美浜区、周辺の区における令和2年の林野面積は、表 2-2-3に示すとおりである。

千葉市の林野面積の数は5,636haであり、大部分が民有となっている。

表 2-2-3 林野面積（令和2年）

単位：ha

市・区	項目	総数	国有			民有							
			計	林野庁	林野庁 以外の 官庁	計	独立行 政法人 等	公有					私有
								小計	都道 府県	森林 整備 法人	市区 町村	財産 区	
千葉市		5,636	2	1	1	5,634	1	95	25	-	70	-	5,538
美浜区		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央区		332	1	1	-	331	-	-	-	-	-	-	331
花見川区		412	-	-	-	412	-	10	-	-	10	-	402
稲毛区		92	-	-	-	92	-	4	-	-	4	-	88
若葉区		2,730	1	-	1	2,729	1	33	15	-	18	-	2,695
緑区		2,070	-	-	-	2,070	-	48	10	-	38	-	2,022

注) 令和2年2月1日現在。

出典：「千葉県統計年鑑（令和6年）」(千葉県ホームページ)

### 3. 漁業

千葉市及び計画地の位置する美浜区、周辺の区において、共同漁業権は設定されていない。

## 2-2-3 工業

千葉市及び計画地の位置する美浜区、周辺の区における令和4年の工業の状況は表2-2-4、産業中分類別の製品出荷額は表2-2-5に示すとおりである。

千葉市の事業所数は571事業所、従業者数は22,308人、製造品出荷額は128,345,791万円となっており、鉄鋼(35.8%)が最も多く、次いで食料品(23.7%)、生産用機械(19.0%)となっている。

計画地の位置する美浜区の事業所数は78事業所、従業者数は5,463人、製造品出荷額は30,616,122万円となっており、食料品(81.1%)が最も多く、次いで木材・木製品(3.3%)、化学(2.3%)となっている。

表 2-2-4 工業の状況（令和4年）

市・区	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額(万円)
千葉市	571	22,308	128,345,791
美浜区	78	5,463	30,616,122
中央区	98	5,495	52,229,922
花見川区	152	3,938	11,103,201
稲毛区	93	3,746	24,822,198
若葉区	91	1,583	4,632,541
緑区	59	2,083	4,941,807

注1) 令和4年6月1日現在。

注2) 事業所数は、従業者4人以上の事業所数を示す

出典：「千葉市統計書 令和6年度版」(令和7年3月 千葉市)

表 2-2-5 産業中分類別の製品出荷額（令和4年）

単位：万円

市・区	千葉市	美浜区	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区
産業中分類							
食料品	30,480,568	24,831,048	153,826	676,756	1,012,249	2,726,826	1,079,863
飲料・たばこ	743,142	X	X	—	—	—	—
繊維	X	X	X	39,976	19,145	25,413	X
木材・木製品	1,100,756	1,007,552	X	X	—	—	X
家具・装飾品	474,288	8,855	50,125	X	X	X	X
パルプ・紙	497,401	—	—	X	X	X	148,565
印刷	1,688,110	150,039	133,036	453,682	360,490	76,234	514,629
化学	2,303,186	713,936	1,338,998	50,474	85,161	X	X
石油・石炭	442,320	—	X	—	301,286	—	X
プラスチック	818,930	303,027	417,847	88,617	—	9,439	—
ゴム	122,173	X	—	X	54,819	X	—
なめし革	X	—	X	—	—	—	—
窯業・土石	2,803,477	513,095	528,213	164,806	396,243	259,411	941,709
鉄鋼	45,974,266	X	43,864,292	1,523,512	X	—	—
非鉄	2,146,570	X	X	X	X	X	X
金属製品	6,859,224	326,239	2,812,630	2,230,857	862,980	499,054	127,464
はん用機械	727,504	X	144,823	166,218	X	139,479	216,262
生産用機械	24,449,610	X	77,750	2,204,756	20,838,597	230,160	X
業務用機械	1,771,697	X	18,211	1,705,252	X	—	X
電子・デバイス	1,012,724	X	X	927,675	X	—	X
電気機械	651,381	X	62,715	286,364	55,612	X	202,023
情報通信機械	724,198	X	X	X	X	X	—
輸送用機械	934,181	202,765	X	107,061	X	297,253	X
その他	1,514,764	X	662,754	80,345	68,675	109,386	X

注1) 令和4年6月1日現在。

注2) 個々の事業所の秘密を確保するため、事業所以外の数をXで表示し、伏字したものがある。

注3) 事業所数は、従業者4人以上の事業所を示す。

出典：「千葉市統計書 令和6年度版」(令和7年3月 千葉市)

## 2-2-4 商業

千葉市及び計画地の位置する美浜区、周辺の区における令和3年の商業の状況は、表 2-2-6に示すとおりである。

千葉市の事業所数は5,302事業所、従業者数は71,311人、年間商品販売額は3,801,836百万円となっている。

計画地の位置する美浜区の事業所数は885事業所、従業者数は18,737人、年間商品販売額は1,503,251百万円となっている。

表 2-2-6 商業の状況（令和3年）

項目 市・区	合計			卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
千葉市	5,302	71,311	3,801,836	1,503	20,783	2,639,833	3,799	50,528	1,162,002
美浜区	885	18,737	1,503,251	258	6,945	1,173,574	627	11,792	329,677
中央区	1,870	21,208	1,215,654	587	7,061	891,723	1,283	14,147	323,930
花見川区	670	7,960	293,198	187	1,937	156,728	483	6,023	136,470
稲毛区	733	9,673	409,026	205	2,363	252,273	528	7,310	156,753
若葉区	696	7,396	237,514	200	1,890	137,063	496	5,506	100,451
緑区	448	6,337	143,193	66	587	28,471	382	5,750	114,722

注) 令和3年6月1日現在。

出典：「千葉市統計書 令和6年度版」（令和7年3月 千葉市）

## 2-3 交通

### 2-3-1 道路交通

#### 1. 道路網

計画地周辺における主要な道路網は、図 2-3-1に示すとおりである。

計画地周辺の道路網は、一般国道14号や一般国道16号、一般国道357号等の国道のほか、千葉臨海線や新港穴川線、高洲中央港線等の県道・市道が位置している。

#### 2. 交通量

計画地周辺における令和3年度の交通量は、表 2-3-1(1)～(4)に示すとおりである。

最寄りの調査地点である新港穴川線（区間番号：80070）では、12時間交通量は18,898台、大型車混入率は24.9%、千葉臨海線（区間番号：80010）では、12時間交通量は18,563台、大型車混入率は27.1%となっている。また、最も交通量の多い一般国道14号（京葉道路）（区間番号：11090）では、12時間交通量は78,535台、大型車混入率は22.8%となっている。

表 2-3-1(1) 交通量調査結果（令和3年度）

路線名	区間番号	調査地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
東関東自動車道	00100	湾岸習志野 I C ～湾岸千葉 I C	30,836	16,985	47,821	41,942	24,972	66,914	35.5
	00110	湾岸千葉 I C～宮野 木 J C T	37,949	19,099	57,048	50,740	27,726	78,466	33.5
	00120	宮野木 J～千葉北	49,319	22,907	72,226	64,358	32,823	97,181	31.7
一般国道 14 号	11020	千葉市花見川区幕張 町 1-7782-2 地先	22,743	2,415	25,158	31,366	3,352	34,718	9.6
	11030	千葉市花見川区幕張 町 5-417-268 地先	20,465	1,865	22,330	28,926	2,827	31,753	8.4
	11040	千葉市中央区登戸 5 -11 地先	38,673	6,305	44,978	54,724	10,563	65,287	14.0
	11050	千葉市美浜区幸町 1 -1-1 地先	36,156	6,082	42,238	50,795	9,605	60,400	14.4
	11060	千葉市中央区新町 17-12	15,032	976	16,008	20,004	1,332	21,336	6.1
一般国道 14 号 (京葉道路)	11080	武石 IC～宮野木 JCT	50,352	11,919	62,271	65,785	16,651	82,436	19.1
	11090	宮野木 J (千葉西) ～穴川	60,600	17,935	78,535	80,310	24,479	104,789	22.8
	11180	宮野木 JCT 部(千葉 西 TB)	32,987	7,078	40,065	43,397	9,765	53,162	17.7
一般国道 16 号	12020	千葉市稲毛区長沼町 15-16 地先	19,690	5,915	25,605	29,031	8,865	37,896	23.1
	12030	千葉市稲毛区園生町 451-4 地先	23,337	5,834	29,171	33,979	9,194	43,173	20.0

注) 斜体 で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(令和5年6月 国土交通省ホームページ)

表 2-3-1(2) 交通量調査結果 (令和3年度)

路線名	区間番号	調査地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計 (台)			24時間自動車類 交通量上下合計 (台)			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道 16 号	12090	千葉市中央区宮崎町 723-70 地先	11,101	3,186	14,287	16,601	4,544	21,145	22.3
	12110	千葉市中央区浜野町 1333-1 地先	22,718	7,471	30,189	32,264	10,375	42,639	24.7
	12120	千葉市中央区村田町 589-1 地先	10,680	5,502	16,182	16,300	7,326	23,626	34.0
一般国道 16 号 (京葉道路)	12150	穴川～貝塚	53,254	17,238	70,492	70,581	23,429	94,010	24.5
	12160	穴川～貝塚	53,254	17,238	70,492	70,581	23,429	94,010	24.5
	12170	穴川～貝塚	53,254	17,238	70,492	70,581	23,429	94,010	24.5
	12180	貝塚～千葉東 JCT	45,405	15,407	60,812	60,083	20,963	81,046	25.3
	12220	蘇我～終点 (千葉南 J)	26,016	7,861	33,877	33,329	10,423	43,752	23.2
	12230	蘇我～終点 (千葉南 J)	26,016	7,861	33,877	33,329	10,423	43,752	23.2
一般国道 51 号	13010	千葉市中央区都町 1 -2-9 地先	7,913	615	8,528	10,283	799	11,082	7.2
一般国道 126 号	15040	-	12,140	1,878	14,018	15,972	2,812	18,784	13.4
	15050	-	17,543	1,001	18,544	22,884	2,336	25,220	5.4
	15060	千葉市稲毛区天台 5 -24-15	25,493	5,875	31,368	36,940	9,495	46,435	18.7
	15120	千葉市稲毛区穴川 3 -4	3,571	182	3,753	4,403	326	4,729	4.8
一般国道 357 号	23010	千葉市中央区蘇我町 2-935-4 地先	23,959	5,730	29,689	35,501	8,438	43,939	19.3
	23020	千葉市中央区川崎町 55-3 地先	27,880	6,037	33,917	39,624	9,216	48,840	17.8
	23030	千葉市中央区登戸 1 -19-9 地先	30,133	5,655	35,788	42,525	9,009	51,534	15.8
	23040	千葉市美浜区若葉町 1-3 地先	29,011	8,068	37,079	42,414	13,513	55,927	21.8
	23050	千葉市美浜区浜田 2 -14-1 地先	21,499	7,633	29,132	33,674	12,554	46,228	26.2
	23050	習志野市谷津 3-30- 2 地先	13,547	4,613	18,160	22,150	9,266	31,416	25.4
千葉茂原線	40010	-	19,578	4,039	23,617	26,899	6,165	33,064	17.1
千葉船橋海浜線	40030	千葉市美浜区豊砂 3 -1	5,828	1,565	7,393	7,705	1,980	9,685	21.2
	40040	-	11,194	3,632	14,826	15,247	4,620	19,867	24.5
	40470	習志野市芝園 2-1	12,653	4,480	17,133	17,469	5,661	23,130	26.1

注) 斜体 で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

出典: 「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(令和5年6月 国土交通省ホームページ)

表 2-3-1(3) 交通量調査結果 (令和3年度)

路線名	区間番号	調査地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計 (台)			24時間自動車類 交通量上下合計 (台)			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
千葉大網線	40050	千葉市中央区千葉寺町 692	14,443	1,117	15,560	19,400	1,474	20,874	7.2
千葉鴨川線	40080	千葉市中央区浜野町 1002	4,925	374	5,299	6,191	645	6,836	7.1
東千葉停車場線	40100	千葉市中央区栄町 4-3	825	61	886	979	75	1,054	6.9
千葉鎌ヶ谷松戸線	40130	-	5,146	340	5,486	6,425	597	7,022	6.2
	40140	千葉市花見川区幕張町 4-27	12,384	1,221	13,605	16,016	2,079	18,095	9.0
千葉鎌ヶ谷松戸線	40160	千葉市花見川区幕張町 4-63	1,616	108	1,724	1,960	161	2,121	6.3
千葉臼井印西線	40170	-	7,682	632	8,314	9,800	1,091	10,891	7.6
浜野四街道長沼線	40180	-	5,733	505	6,238	7,222	825	8,047	8.1
	40210	-	6,688	852	7,540	8,538	1,264	9,802	11.3
	40220	千葉市稲毛区長沼原町 672	10,901	2,900	13,801	14,669	3,824	18,493	21.0
長沼船橋線	40300	-	7,683	1,791	9,474	10,091	2,320	12,411	18.9
穴川天戸線	40330	-	9,557	741	10,298	12,242	1,351	13,593	7.2
	40340	千葉市稲毛区穴川町 386	3,229	96	3,325	3,915	208	4,123	2.9
稲毛停車場穴川線	60070	千葉市稲毛区小仲台 5-1	10,161	978	11,139	13,135	1,680	14,815	8.8
稲毛停車場稲毛海岸線	60080	-	4,070	427	4,497	5,065	601	5,666	9.5
幕張停車場線	60090	千葉市花見川区幕張町 5-451	2,951	414	3,365	3,668	538	4,206	12.3
本千葉停車場線	60100	千葉市中央区神明町 205	7,625	1,236	8,861	9,639	1,654	11,293	13.9
蘇我停車場線	60110	千葉市中央区今井 1-23	246	20	266	281	22	303	7.5
浜野停車場線	60120	千葉市中央区浜野町 886	2,052	46	2,098	2,435	104	2,539	2.2
千葉臨海線	80010	千葉市美浜区高浜 2-2	13,528	5,035	18,563	19,058	6,559	25,617	27.1
	80020	千葉市美浜区磯辺 8丁目 24	17,369	4,757	22,126	23,969	6,565	30,534	21.5
中央赤井町線	80030	千葉市中央区末広 3-12	10,638	820	11,458	14,107	1,005	15,112	7.2
塩田町誉田町線	80040	-	15,930	856	16,786	20,648	2,013	22,661	5.1

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

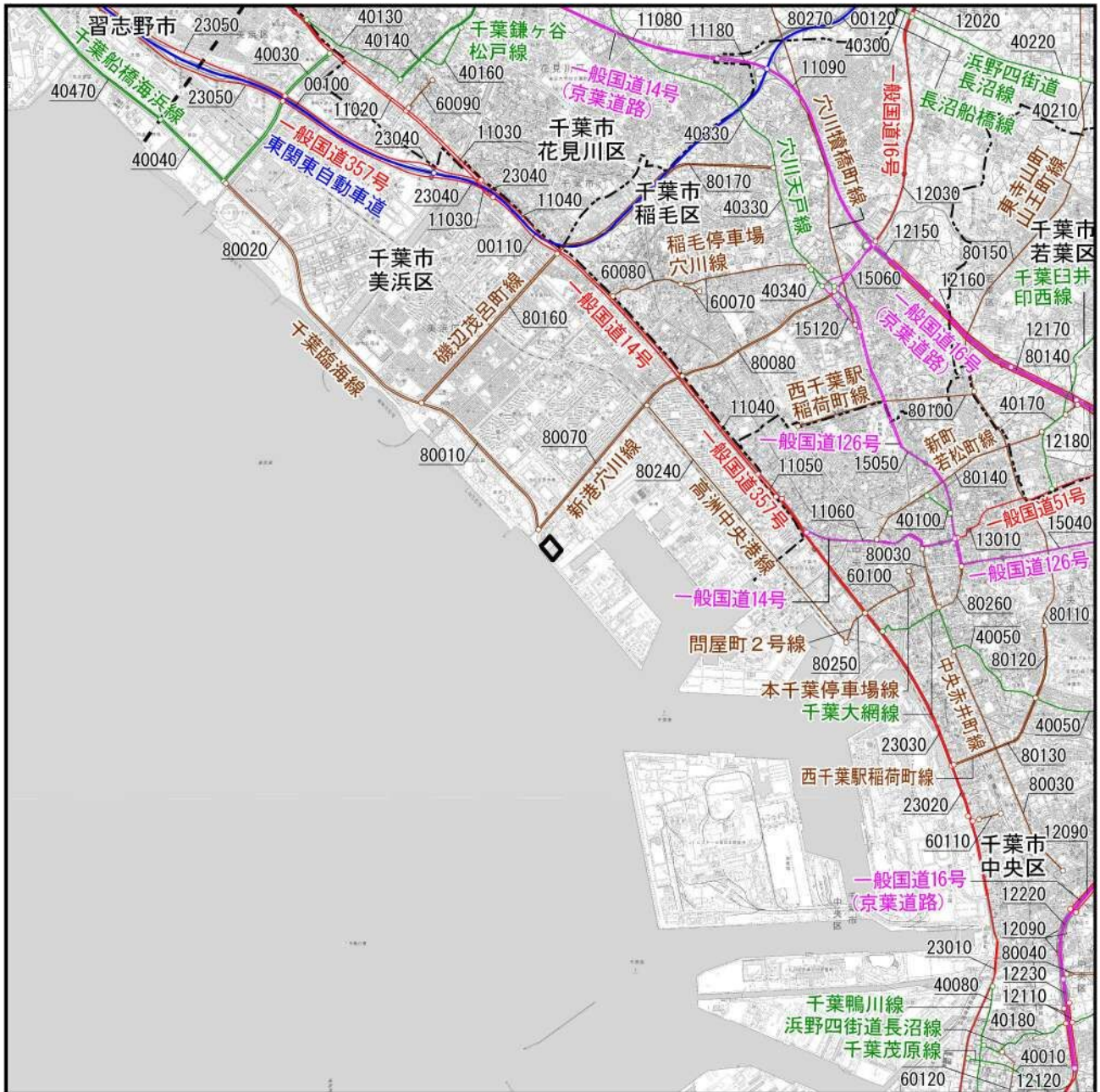
出典: 「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(令和5年6月 国土交通省ホームページ)

表 2-3-1(4) 交通量調査結果 (令和3年度)

路線名	区間 番号	調査地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計 (台)			24時間自動車類 交通量上下合計 (台)			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
新港穴川線	80070	千葉市美浜区新港 212	14,184	4,714	18,898	19,708	6,182	25,890	24.9
	80080	千葉市稲毛区穴川4 -6	16,388	4,546	20,934	24,310	7,677	31,987	21.7
西千葉駅稲荷町線	80100	-	12,264	727	12,991	15,724	1,554	17,278	5.6
	80110	-	13,685	812	14,497	17,648	1,778	19,426	5.6
	80120	千葉市中央区青葉町 1269	13,770	793	14,563	17,746	1,768	19,514	5.4
	80130	千葉市中央区稲荷町 3-12-1	12,193	1,074	13,267	15,815	1,963	17,778	8.1
新町若松町線	80140	-	18,122	934	19,056	23,735	2,372	26,107	4.9
東寺山町山王町線	80150	-	11,166	1,324	12,490	14,501	2,111	16,612	10.6
磯辺茂呂町線	80160	千葉市美浜区真砂3 丁目4-3	6,201	582	6,783	7,874	944	8,818	8.6
	80170	-	12,507	728	13,235	16,028	1,575	17,603	5.5
高洲中央港線	80240	-	11,995	1,157	13,152	15,497	1,995	17,492	8.8
問屋町2号線	80250	千葉市中央区問屋町 3-1	5,780	1,105	6,885	7,536	1,483	9,019	16.0
市場町4号線	80260	千葉市中央区市場町 9-19	13,808	1,420	15,228	17,971	2,435	20,406	9.3
穴川犢橋町線	80270	-	14,904	1,402	16,306	19,481	2,532	22,013	8.6

注) 斜体 で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

出典: 「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(令和5年6月 国土交通省ホームページ)



凡例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 高速自動車国道
- 一般国道（直轄）
- 一般国道（その他）
- 主要地方道（都道府県道・指定市道）
- 一般都道府県道・指定市の一般市道
- 区間番号

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」  
 （国土交通省ホームページ）

この地図は国土院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

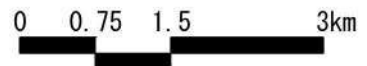


図 2-3-1 道路網

## 2-3-2 鉄道

計画地周辺における鉄道網は、図 2-3-2に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道網は、東日本旅客鉄道（株）（以下「JR」という）総武線、JR外房線、JR内房線、JR京葉線、京成電鉄、千葉都市モノレールがあり、計画地の最寄り駅は、JR京葉線の稲毛海岸駅となっている。

また、計画地周辺における令和5年度の駅の1日平均乗車人数は、表 2-3-2(1)、(2)に示すとおりであり、計画地の最寄り駅の稲毛海岸駅は、19,590人となっている。

表 2-3-2(1) 駅別1日平均乗降客数（JR）（令和5年度）

路線名	駅名	乗降客数（人）		
		普通	定期	計
JR総武線	幕張	4,714	10,064	14,778
	新検見川	6,600	13,821	20,422
	稲毛	15,435	29,729	45,164
	西千葉	5,697	14,367	20,065
	千葉	41,763	58,761	100,525
	東千葉	858	1,904	2,763
JR外房線	本千葉	3,175	9,125	12,300
	蘇我	10,914	20,413	31,328
JR内房線	浜野	2,217	5,048	7,265
JR京葉線	新習志野	3,835	7,819	11,655
	幕張豊砂	4,115	1,715	5,830
	海浜幕張	25,794	29,402	55,196
	検見川浜	4,528	9,941	14,469
	稲毛海岸	6,050	13,540	19,590
	千葉みなと	5,887	10,714	16,602

注) 端数処理のため、各項目の合計と計が一致しない場合がある。

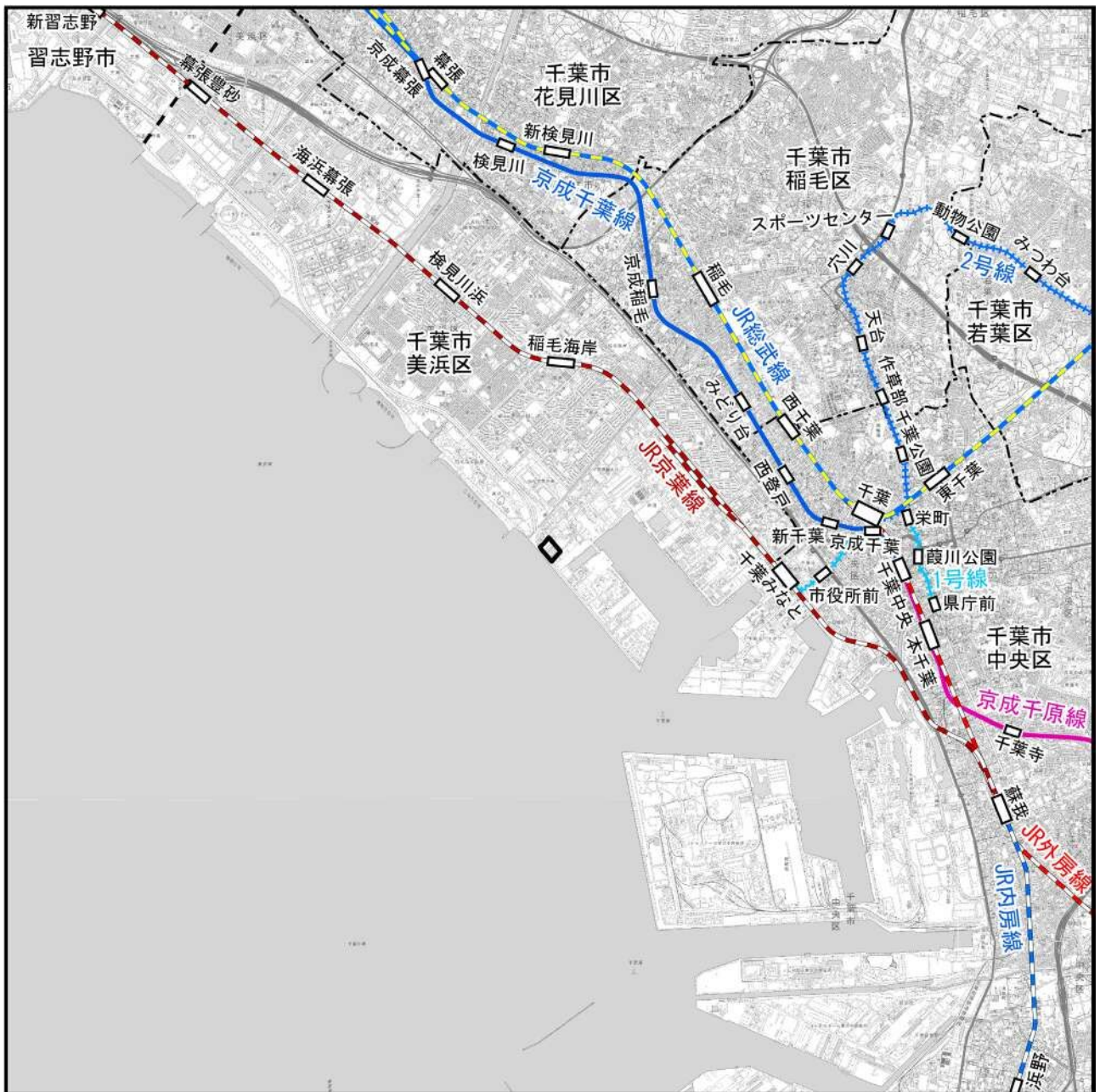
出典：「千葉県統計年鑑（令和6年）」（令和7年8月 千葉県ホームページ）

表 2-3-2(2) 駅別 1日平均乗降客数（民鉄等）（令和5年度）

路線名	駅名	乗降客数（人）		
		普通	定期	計
京成電鉄	京成幕張	1,282	2,612	3,894
	検見川	1,063	1,045	2,108
	京成稲毛	1,784	1,945	3,729
	みどり台	1,618	2,233	3,851
	西登戸	716	815	1,531
	新千葉	462	574	1,036
	京成千葉	6,720	8,200	14,920
	千葉中央	3,670	5,889	9,559
	千葉寺	1,265	1,317	2,582
千葉都市 モノレール	千葉みなと	3,926	4,361	8,287
	市役所前	1,438	1,366	2,803
	千葉	6,787	6,384	13,171
	栄町	177	85	262
	葭川公園	525	527	1,052
	県庁前	447	399	846
	千葉公園	526	464	990
	作草部	920	1,201	2,121
	天台	836	1,189	2,024
	穴川	636	1,250	1,886
	スポーツセンター	1,210	1,277	2,487
	動物公園	453	308	761
	みつわ台	736	1,006	1,742

注) 端数処理のため、各項目の合計と計が一致しない場合がある。

出典:「千葉県統計年鑑(令和6年)」(令和7年8月 千葉県ホームページ)

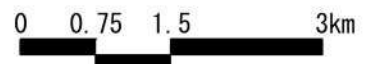


凡 例

- |     |         |           |
|-----|---------|-----------|
| 計画地 | 東日本旅客鉄道 | 京成電鉄      |
| 市境  | JR京葉線   | 京成千原線     |
| 区境  | JR総武線   | 京成千葉線     |
|     | JR外房線   | 千葉都市モノレール |
|     | JR内房線   | 1号線       |
|     |         | 2号線       |



1:75,000



この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。

図 2-3-2 鉄道

## 2-4 土地利用

### 2-4-1 土地利用の現況

千葉市における土地利用の状況（地目別面積）は表 2-4-1、土地利用現況図は図 2-4-1に示すとおりである。計画地は建物用地及びその他の用地となっている。

千葉市の土地利用の状況は、宅地が最も多く82,810ha(46.5%)、次いで山林が30,834ha(17.3%)、畑が28,886ha(16.2%)となっている。

表 2-4-1 土地利用の状況（地目別面積）（令和6年）

用途	地域	千葉市	
		面積(1,000m <sup>2</sup> )	構成比(%)
宅地		82,810	46.5
田		11,756	6.6
畑		28,886	16.2
山林		30,834	17.3
原野		1,575	0.9
雑種地		22,077	12.4
池沼		11	0.0
牧場		96	0.1
合計		178,045	100.0

注1) 令和6年1月1日現在。

注2) 小数点第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合がある。

出典：「千葉市統計書 令和6年度版」（令和7年3月 千葉市）

### 2-4-2 用途地域の指定状況

千葉市における都市計画法に基づく地域の指定状況は、令和5年度末現在、千葉市域の全域が都市計画区域（27,209ha）に指定されており、表 2-4-2に示すとおり、市街化区域が12,882ha、市街化調整区域が14,327haとなっている。

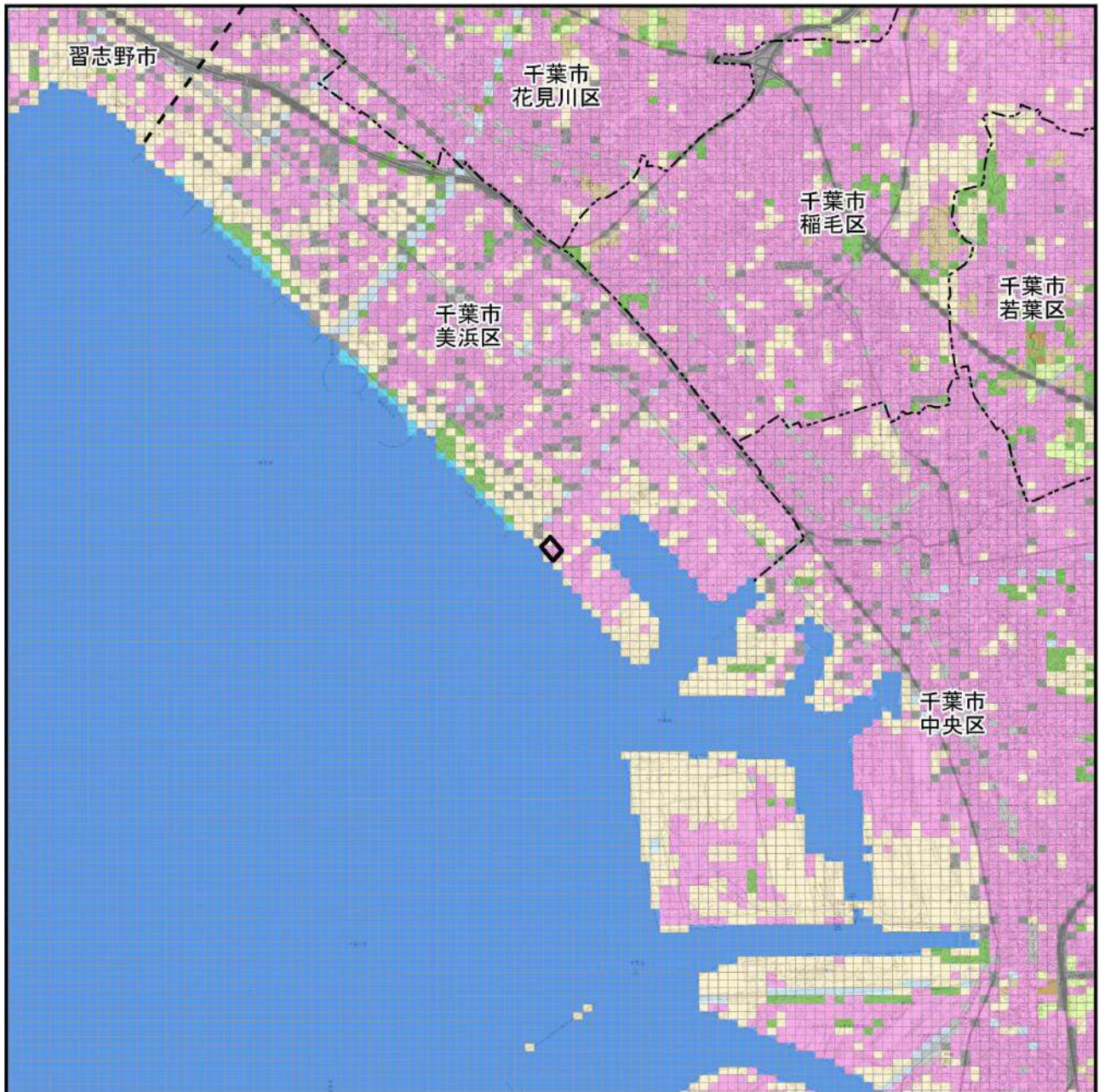
計画地周辺における都市計画図は、図 2-4-2に示すとおりであり、計画地は準工業地域及び工業専用地域となっている。

表 2-4-2 千葉市の都市計画区域及び用途地域（令和5年度）

地域の区分		面積 (ha)	構成比(%)
都市計画区域	市街化区域	12,882	47.3
	市街化調整区域	14,327	52.7
計		27,209	100.0
用途地域	第1種低層住居専用地域	3,438	26.7
	第2種低層住居専用地域	62	0.5
	第1種中高層住居専用地域	2,036	15.8
	第2種中高層住居専用地域	608	4.7
	第1種住居地域	2,449	19.0
	第2種住居地域	854	6.6
	準住居地域	82	0.6
	近隣商業地域	497	3.9
	商業地域	429	3.3
	準工業地域	632	4.9
	工業地域	432	3.4
	工業専用地域	1,363	10.6
計		12,882	100.0

注) 令和5年度末現在。

出典：「千葉市統計書 令和6年度版」（令和7年3月 千葉市）

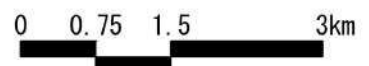


凡 例

- |     |      |         |
|-----|------|---------|
| 計画地 | 田    | その他の農用地 |
| 市境  | 森林   | その他の用地  |
| 区境  | 荒地   | 河川地及び湖沼 |
|     | 建物用地 | 海浜      |
|     | 道路   | 海水域     |
|     | 鉄道   |         |

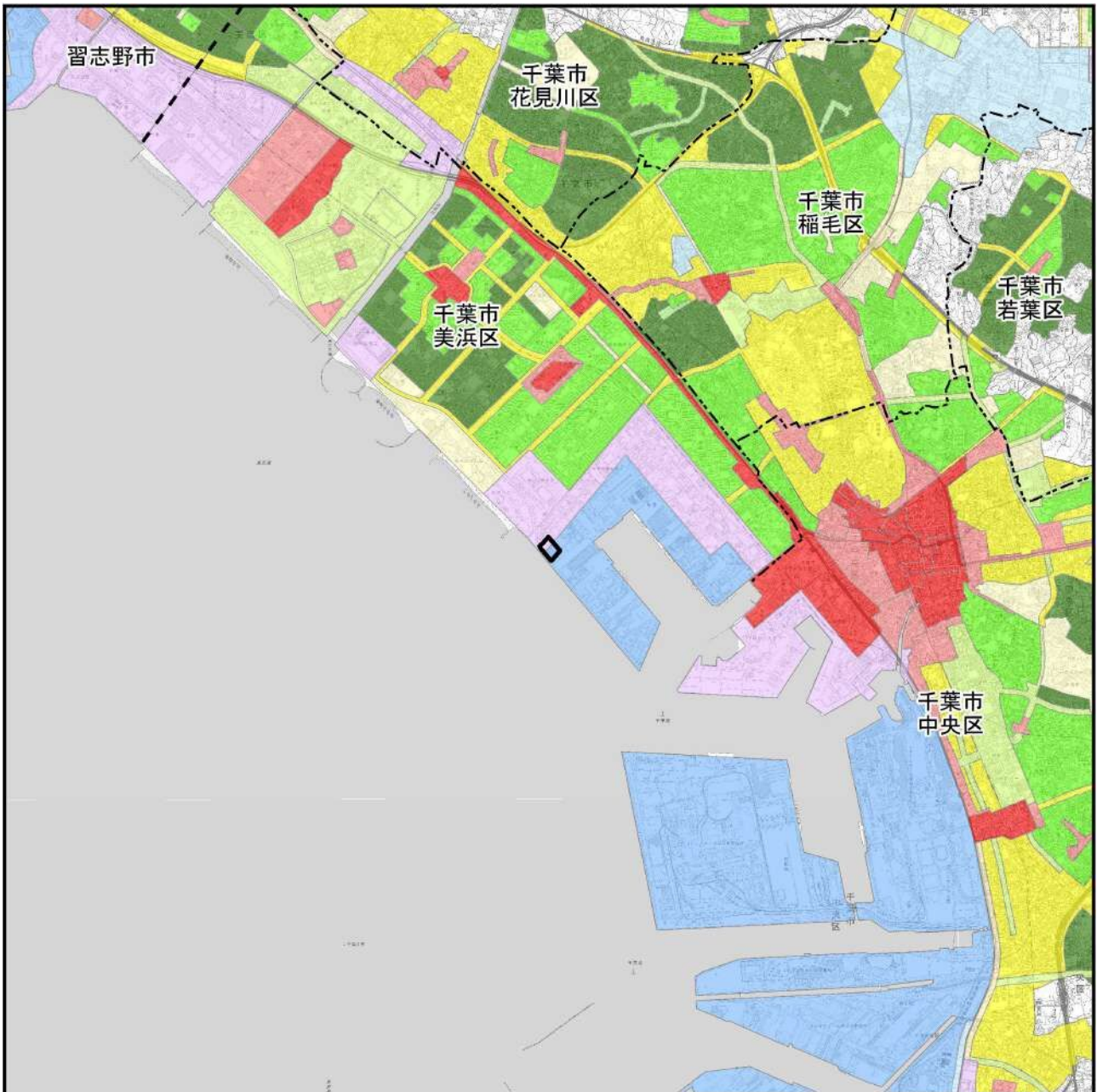


1:75,000



出典：「国土数値情報 土地利用細分メッシュ」  
 (国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)  
 この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」  
 「五井」「蘇我」を使用したものである。

図 2-4-1 土地利用現況図



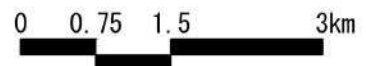
凡 例

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。

- |     |              |        |
|-----|--------------|--------|
| 計画地 | 第一種低層住居専用地域  | 準工業地域  |
| 市境  | 第二種低層住居専用地域  | 工業地域   |
| 区境  | 第一種中高層住居専用地域 | 商業地域   |
|     | 第二種中高層住居専用地域 | 工業専用地域 |
|     | 第一種住居地域      |        |
|     | 第二種住居地域      |        |
|     | 準住居地域        |        |



1:75,000



出典：「国土数値情報 用途地域」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

図 2-4-2 都市計画図

### 2-4-3 保全対象施設

計画地周辺における学校、医療施設等の環境の保全について特に配慮が必要な施設（以下、「保全対象施設」という。）の状況は表 2-4-3(1)～(12)に、位置は図 2-4-3(1)～(9)に示すとおりである。

計画地の周辺には、北側約 1 km に高浜幼稚園や高浜第一小学校、稲毛国際中等教育学校、千葉市立稲毛高等学校、千葉県自動車大学校等の教育施設や介護付有料老人ホームプレザンメゾン美浜や高浜第一保育所等の医療・福祉施設が位置している。

表 2-4-3(1) 保全対象施設（教育施設）

区分	No.	施設名	住所
幼稚園	1	高浜幼稚園	千葉市美浜区高浜 1-8-2
	2	めぐみ幼稚園	千葉市美浜区高浜 3-2-1
	3	千葉さざなみ幼稚園	千葉市美浜区高州 1-1-20
	4	植草学園大学附属美浜幼稚園	千葉市美浜区高州 1-17-8
	5	千葉敬愛短期大学附属幼稚園	千葉市美浜区高洲 2-2-16
	6	千葉女子専門学校付属聖こども園	千葉市美浜区高洲 2-3-24
	7	高洲幼稚園	千葉市美浜区高洲 3-3-12
	8	磯辺白百合幼稚園	千葉市美浜区磯辺 4-14-1
	9	城徳学園いそべ幼稚園	千葉市美浜区磯辺 7-16-1
	10	子鹿幼稚園	千葉市美浜区幸町 1-5-1
	11	千葉白菊幼稚園	千葉市美浜区幸町 2-12-8
	12	あいりす幼稚園	千葉市美浜区幸町 2-9-3
	13	幕張インターナショナルスクール幼稚園	千葉市美浜区若葉 3-2-9
	14	真砂幼稚園	千葉市美浜区真砂 1-12-9
	15	真砂第一幼稚園	千葉市美浜区真砂 2-17-82
	16	真砂白百合幼稚園	千葉市美浜区真砂 3-14-2
	17	こぞくら第二幼稚園	千葉市美浜区真砂 4-17-2
	18	ひばり幼稚園	千葉市美浜区真砂 5-24-1
	19	打瀬保育園	千葉市美浜区打瀬 1-3-5
	20	幕張海浜こども園	千葉市美浜区幕張西 2-7-2
	21	芳野学園附属幼稚園	千葉市美浜区幕張西 3-2-9
	22	九重幼稚園	千葉市中央区稲荷町 3-12-6
	23	こまどり幼稚園	千葉市中央区宮崎町 234-1
	24	翠幼稚園	千葉市中央区春日 2-12-10
	25	登戸幼稚園	千葉市中央区新千葉 3-14-18
	26	双葉幼稚園	千葉市中央区新田町 5-8
	27	羔幼稚園	千葉市中央区東本町 5-1
	28	はまの幼稚園	千葉市中央区浜野町 1252-4
	29	植草学園大学附属弁天こども園	千葉市中央区弁天 2-7-1
	30	梅乃園幼稚園	千葉市中央区矢作町 939-6
	31	院内幼稚園	千葉市中央区祐光 1-9-5
	32	さつきが丘幼稚園	千葉市花見川区さつきが丘 1-33-1
	33	青い鳥第二幼稚園	千葉市花見川区さつきが丘 2-13
	34	花園幼稚園	千葉市花見川区花園 1-3-9
	35	青い鳥幼稚園	千葉市花見川区検見川町 1-48
	36	暁幼稚園	千葉市花見川区西小中台 2-1
	37	新検見川幼稚園	千葉市花見川区朝日ヶ丘 5-28-61
	38	スガハラ幼稚園	千葉市花見川区武石町 2-1017
	39	さざれ幼稚園	千葉市花見川区幕張町 5-241
	40	稲毛幼稚園	千葉市稲毛区稲毛町 5-100-1
	41	稲毛すみれ幼稚園	千葉市稲毛区稲毛東 1-14-13
	42	あやめ台幼稚園	千葉市稲毛区園生町 468-1

出典：「国土数値情報 学校」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）  
「保育園情報等一覧」（千葉市ホームページ）

表 2-4-3(2) 保全対象施設 (教育施設)

区分	No.	施設名	住所
幼稚園	43	ウィズダムナーサリースクール	千葉県稲毛区園生町 787-4
	44	園生幼稚園	千葉県稲毛区園生町 956-6
	45	弥生幼稚園	千葉県稲毛区穴川 1-4-6
	46	穴川花園幼稚園	千葉県稲毛区穴川町 375
	47	愛隣幼稚園	千葉県稲毛区轟町 5-2-12
	48	山王幼稚園	千葉県稲毛区山王町 153-2
	49	小中台幼稚園	千葉県稲毛区小仲台 8-20-1
	50	小ばと幼稚園	千葉県稲毛区天台 1-7-17
	51	あやめ台第二幼稚園	千葉県稲毛区柏台 1-25
	52	千葉大学教育学部附属幼稚園	千葉県稲毛区弥生町 1-33
	53	土岐幼稚園	千葉県稲毛区緑町 1-5-17
	54	まこと東幼稚園	千葉県若葉区みつわ台 2-22-3
	55	千葉聖心幼稚園	千葉県若葉区みつわ台 3-6
	56	みつわ台幼稚園	千葉県若葉区みつわ台 4-23-5
	57	新習志野こども園	習志野市香澄 4-6-1
小学校	1	高浜第一小学校	千葉県美浜区高浜 1-4-1
	2	高浜海浜小学校	千葉県美浜区高浜 4-8-2
	3	高洲第四小学校	千葉県美浜区高洲 1-15-1
	4	高洲小学校	千葉県美浜区高洲 2-2-20
	5	高洲第三小学校	千葉県美浜区高洲 3-3-11
	6	磯辺第三小学校	千葉県美浜区磯辺 1-25-1
	7	磯辺小学校	千葉県美浜区磯辺 4-16-1
	8	稲浜小学校	千葉県美浜区稲毛海岸 2-3-2
	9	稲毛第二小学校	千葉県美浜区稲毛海岸 5-7-1
	10	幸町第三小学校	千葉県美浜区幸町 1-10-1
	11	幸町小学校	千葉県美浜区幸町 2-12-12
	12	幕張インターナショナルスクール小学校	千葉県美浜区若葉 3-2-9
	13	真砂第五小学校	千葉県美浜区真砂 1-12-15
	14	真砂東小学校	千葉県美浜区真砂 2-13-1
	15	真砂西小学校	千葉県美浜区真砂 4-5-1
	16	打瀬小学校	千葉県美浜区打瀬 1-3-1
	17	美浜打瀬小学校	千葉県美浜区打瀬 2-18-1
	18	海浜打瀬小学校	千葉県美浜区打瀬 3-3-1
	19	幕張西小学校	千葉県美浜区幕張西 2-8-1
	20	生浜西小学校	千葉県中央区塩田町 316-1
	21	寒川小学校	千葉県中央区寒川町 1-205
	22	宮崎小学校	千葉県中央区宮崎 2-3-13
	23	蘇我小学校	千葉県中央区今井 3-15-32
	24	新宿小学校	千葉県中央区新宿 2-15-1
	25	鶴沢小学校	千葉県中央区鶴沢町 21-1
	26	登戸小学校	千葉県中央区登戸 2-11-1
	27	生浜小学校	千葉県中央区浜野町 1335
	28	弁天小学校	千葉県中央区弁天 1-21-2
	29	本町小学校	千葉県中央区本町 2-6-23
	30	院内小学校	千葉県中央区祐光 1-25-3
	31	さつきが丘東小学校	千葉県花見川区さつきが丘 1-7
	32	花園小学校	千葉県花見川区花園 4-1-2
	33	検見川小学校	千葉県花見川区検見川町 3-322-23
	34	瑞穂小学校	千葉県花見川区瑞穂 1-2
	35	西小中台小学校	千葉県花見川区西小中台 3-1
	36	朝日ヶ丘小学校	千葉県花見川区朝日ヶ丘町 2-6-1

出典：「国土数値情報 学校」(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)

「千葉市内の幼稚園一覧」(千葉市ホームページ)

「保育園情報等一覧」(千葉市ホームページ)

「千葉市立の小学校一覧」(千葉市ホームページ)

「幼稚園」(習志野市ホームページ)

表 2-4-3(3) 保全対象施設 (教育施設)

区分	No.	施設名	住所	
小学校	37	畑小学校	千葉県花見川区畑町 1385-1	
	38	幕張南小学校	千葉県花見川区幕張町 3-7718	
	39	幕張東小学校	千葉県花見川区幕張町 4-681	
	40	幕張小学校	千葉県花見川区幕張町 4-781	
	41	西の谷小学校	千葉県花見川区幕張本郷 3-22-6	
	42	稲丘小学校	千葉県稲毛区稲丘町 19-30	
	43	稲毛小学校	千葉県稲毛区稲毛町 5-534-5	
	44	草野小学校	千葉県稲毛区園生町 1385	
	45	あやめ台小学校	千葉県稲毛区園生町 446-1	
	46	柏台小学校	千葉県稲毛区園生町 588	
	47	宮野木小学校	千葉県稲毛区宮野木町 2100	
	48	轟町小学校	千葉県稲毛区轟町 3-4-30	
	49	千草台東小学校	千葉県稲毛区作草部町 1298-1	
	50	都賀小学校	千葉県稲毛区作草部町 938	
	51	山王小学校	千葉県稲毛区山王町 121	
	52	小中台小学校	千葉県稲毛区小仲台 6-34-1	
	53	小中台南小学校	千葉県稲毛区小仲台 8-15-1	
	54	園生小学校	千葉県稲毛区小仲台 9-30-1	
	55	千草台小学校	千葉県稲毛区天台 5-11-1	
	56	千葉大学教育学部附属小学校	千葉県稲毛区弥生町 1-33	
	57	弥生小学校	千葉県稲毛区弥生町 3-18	
	58	緑町小学校	千葉県稲毛区緑町 2-13-1	
	59	みつわ台南小学校	千葉県若葉区みつわ台 1-17-1	
	60	みつわ台北小学校	千葉県若葉区みつわ台 3-5-1	
	61	源小学校	千葉県若葉区源町 541-6	
	62	都賀の台小学校	千葉県若葉区都賀の台 2-13-1	
	63	香澄小学校	習志野市香澄 4-6-1	
	中学校	1	稲毛国際中等教育学校	千葉県美浜区高浜 3-1-1
		2	高浜中学校	千葉県美浜区高浜 4-8-1
		3	昭和学院秀英中学校	千葉県美浜区若葉 1-2
		4	渋谷教育学園幕張中学校	千葉県美浜区若葉 1-3
		5	真砂中学校	千葉県美浜区真砂 5-18-2
		6	打瀬中学校	千葉県美浜区打瀬 3-12-1
7		幕張西中学校	千葉県美浜区幕張西 2-9-1	
8		磯辺中学校	千葉県美浜区磯辺 7-1-1	
9		稲浜中学校	千葉県美浜区稲毛海岸 2-3-3	
10		幸町第二中学校	千葉県美浜区幸町 1-10-2	
11		幸町第一中学校	千葉県美浜区幸町 2-12-7	
12		高洲中学校	千葉県美浜区高洲 2-3-18	
13		千葉中学校	千葉県中央区葛城 1-5-2	
14		葛城中学校	千葉県中央区葛城 2-9-1	
15		椿森中学校	千葉県中央区椿森 4-1-1	
16		蘇我中学校	千葉県中央区白旗 1-5-3	
17		末広中学校	千葉県中央区末広 2-10-1	
18		新宿中学校	千葉県中央区間屋町 1-73	
19		花園中学校	千葉県花見川区花園 4-1-1	
20		朝日ヶ丘中学校	千葉県花見川区朝日ヶ丘 2-4-1	
21		幕張中学校	千葉県花見川区幕張町 4-45	
22		千葉朝鮮初中級学校	千葉県花見川区浪花町 965	
23		緑が丘中学校	千葉県花見川区犢橋町 213-4	
24		稲毛中学校	千葉県稲毛区稲毛町 5-120	

出典：「国土数値情報 学校」(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)

「千葉市立の小学校一覧」(千葉市ホームページ)

「千葉市内の中学校一覧」(千葉市ホームページ)

「小学校」(習志野市ホームページ)

表 2-4-3(4) 保全対象施設（教育施設）

区分	No.	施設名	住所
中学校	25	草野中学校	千葉県稲毛区園生町 1397
	26	轟町中学校	千葉県稲毛区轟町 3-5-14
	27	都賀中学校	千葉県稲毛区作草部町 1306-1
	28	小中台中学校	千葉県稲毛区小仲台 9-46-2
	29	千草台中学校	千葉県稲毛区千草台 2-3-1
	30	千葉大学教育学部附属中学校	千葉県稲毛区弥生町 1-33
	31	緑町中学校	千葉県稲毛区緑町 2-3-1
	32	みつわ台中学校	千葉県若葉区みつわ台 2-41-1
	33	山王中学校	千葉県若葉区若松町 774
高校	1	千葉県立稲毛高等学校	千葉県美浜区高浜 3-1-1
	2	磯辺高等学校	千葉県美浜区磯辺 2-7-1
	3	千葉西高等学校	千葉県美浜区磯辺 3-30-3
	4	昭和学院秀英高等学校	千葉県美浜区若葉 1-2
	5	渋谷教育学園幕張高等学校	千葉県美浜区若葉 1-3
	6	幕張総合高等学校	千葉県美浜区若葉 3-1-6
	7	検見川高等学校	千葉県美浜区真砂 4-17-1
	8	高等特別支援学校	千葉県美浜区真砂 5-18-1
	9	生浜高等学校	千葉県中央区塩田町 372
	10	千葉高等学校	千葉県中央区葛城 1-5-2
	11	千葉工業高等学校	千葉県中央区今井町 1478
	12	千葉商業高等学校	千葉県中央区松波 2-22-48
	13	千葉聖心高等学校	千葉県中央区道場北 1-17-6
	14	植草学園大学附属高等学校	千葉県中央区弁天 2-8-9
	15	明聖高等学校	千葉県中央区本千葉町 10-23
	16	敬愛学園高等学校	千葉県稲毛区穴川 1-5-21
	17	京葉工業高等学校	千葉県稲毛区穴川 4-11-32
	18	千葉東高等学校	千葉県稲毛区轟町 1-18-52
	19	第二養護学校	千葉県稲毛区轟町 3-6-25
	20	千葉経済大学附属高等学校	千葉県稲毛区轟町 4-3-30
	21	千葉女子高等学校	千葉県稲毛区小仲台 5-10-1
	22	千葉高等学校	千葉県稲毛区小仲台 9-46-1
	23	千葉北高等学校	千葉県稲毛区長沼町 153
大学・ 専門学校	1	神田外語大学	千葉県美浜区若葉 1-4-1
	2	千葉県立保健医療大学	千葉県美浜区若葉 2-10-1
	3	総合研究大学院大学	千葉県美浜区若葉 2-12
	4	関東鍼灸専門学校	千葉県美浜区若葉 2-9-2
	5	放送大学	千葉県美浜区若葉町 2-11
	6	千葉県自動車大学校	千葉県美浜区新港 156
	7	東京歯科大学	千葉県美浜区真砂 1-2-2
	8	千葉大学	千葉県中央区亥鼻 1-8-1
	9	京葉介護福祉専門学校	千葉県中央区今井 2-13-1
	10	東洋理容美容専門学校	千葉県中央区春日 2-17-12
	11	国際トラベル・ホテル・ブライダル専門学校	千葉県中央区新宿 2-11-12
	12	ちば愛犬動物フラワー学園	千葉県中央区新宿 2-14-13
	13	アイエステティック専門学校	千葉県中央区新宿 2-14-3
	14	ジェイヘアメイク美容専門学校	千葉県中央区新宿 2-14-3
	15	千葉情報経理専門学校	千葉県中央区新宿 2-5-2
	16	ハッピー製菓調理専門学校	千葉県中央区新宿 2-6-21

出典：「国土数値情報 学校」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

「千葉市立の中学校一覧」（千葉市ホームページ）

「千葉市内の特別支援学校一覧」（千葉市ホームページ）

「市内特別支援学校一覧」（千葉市ホームページ）

「市立高等学校」（千葉市ホームページ）

「県立高等学校名簿」（千葉県ホームページ）

「私立高等学校名簿」（千葉県ホームページ）

表 2-4-3(5) 保全対象施設 (教育施設)

区分	No.	施設名	住所	
大学・ 専門学校	17	千葉日建工科専門学校	千葉市中央区新千葉 2-20-1	
	18	千葉調理師専門学校	千葉市中央区新千葉 2-5-3	
	19	千葉デザイナー学院	千葉市中央区新千葉 3-1-6	
	20	北原学院千葉歯科衛生専門学校	千葉市中央区神明町 201-5	
	21	千葉市青葉看護専門学校	千葉市中央区青葉町 1273-5	
	22	パリ総合美容専門学校千葉校	千葉市中央区長洲 1-15-12	
	23	千葉医療センター附属千葉看護学校	千葉市中央区椿森 4-2-1	
	24	千葉女子専門学校	千葉市中央区道場北 1-21-21	
	25	上野法科ビジネス専門学校	千葉市中央区南町 1-10-15	
	26	千葉中央看護専門学校	千葉市中央区南町 1-8-1	
	27	大原医療保育福祉専門学校千葉校	千葉市中央区弁天 1-16-2	
	28	大原簿記公務員専門学校千葉校	千葉市中央区弁天 1-16-2	
	29	東京IT会計公務員専門学校千葉校	千葉市中央区弁天 1-6-2	
	30	千葉リゾートアンドスポーツ専門学校	千葉市中央区本千葉町 8-16	
	31	千葉ビューティーアンドブライダル専門学校	千葉市中央区本千葉町 8-16	
	32	千葉こども専門学校	千葉市中央区本千葉町 8-16	
	33	千葉医療秘書専門学校	千葉市中央区本千葉町 8-19	
	34	イーストウエスト外国語専門学校	千葉市稲毛区稲毛台町 18-10	
	35	敬愛大学	千葉市稲毛区穴川 1-5-21	
	36	国際理工情報デザイン専門学校	千葉市稲毛区穴川 3-8-11	
	37	千葉経済大学	千葉市稲毛区轟町 3-59-5	
	38	千葉経済大学短期大学部	千葉市稲毛区轟町 3-59-5	
	39	千葉大学	千葉市稲毛区弥生町 1-33	
	40	中央介護福祉専門学校	千葉市稲毛区緑町 1-5-17	
	図書館	1	千葉市美浜図書館	千葉市美浜区高洲 3-12-1
		2	千葉市美浜図書館打瀬分館	千葉市美浜区打瀬 2-13
		3	千葉県立中央図書館	千葉市中央区市場町 11-1
		4	千葉市みやこ図書館	千葉市中央区都町 3-11-3
		5	千葉市みやこ図書館白旗分館	千葉市中央区白旗 1-3-16
		6	千葉市中央図書館	千葉市中央区弁天 3-7-7
		7	千葉市稲毛図書館	千葉市稲毛区小仲台 5-1-1
		8	ジェトロ・アジア経済研究所図書館	千葉市美浜区若葉 3-2-2
		9	東京歯科大学図書館	千葉市美浜区真砂 1-2-2
		10	放送大学附属図書館	千葉市美浜区若葉 2-11
		11	千葉大学附属図書館本館	千葉市稲毛区弥生町 1-33
		12	千葉経済大学総合図書館	千葉市稲毛区轟町 3-59-5

出典：「国土数値情報 学校・文化施設」(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)  
「図書館一覧」(千葉市図書館ホームページ)

表 2-4-3(6) 保全対象施設（医療・福祉施設）

区分	No.	施設名	住所
病院	1	医療法人社団誠馨会自動車事故対策機構千葉療護センター	千葉市美浜区磯辺 3-30-1
	2	千葉市立海浜病院	千葉市美浜区磯辺 3-31-1
	3	医療法人社団三水会 北千葉整形外科美浜クリニック	千葉市美浜区稲毛海岸 3-1-43
	4	しょうじゅクリニック	千葉市美浜区幸町 2-12-1
	5	医療法人社団小羊会 高洲訪問クリニック	千葉市美浜区高洲 1-1-13
	6	医療法人社団 森整形外科クリニック	千葉市美浜区真砂 2-6-1
	7	医療法人社団誠仁会 みはま病院	千葉市美浜区打瀬 1-1-5
	8	千葉県総合救急災害医療センター	千葉市美浜区豊砂 6-1
	9	医療法人白百合会 幕張病院	千葉市美浜区幕張西 4-2-12
	10	医療法人柏葉会 柏戸病院	千葉市中央区長洲 2-21-8
	11	医療法人グリーンエミネンス 中村古峽記念病院	千葉市中央区千葉寺町 188
	12	医療法人社団誠馨会 千葉メディカルセンター	千葉市中央区南町 1-7-1
	13	医療法人 石郷岡病院	千葉市中央区浜野町 915
	14	医療法人社団あい 増田病院	千葉市中央区春日 1-16-5
	15	医療法人緑栄会 三愛記念病院	千葉市中央区新千葉 2-2-3
	16	医療法人社団普照会 井上記念病院	千葉市中央区新田町 1-16
	17	一般社団法人 巨樹の会 千葉みなとりハビリテーション病院	千葉市中央区中央港 1-17-18
	18	医療法人浄光会 千葉みなと病院	千葉市中央区中央港 1-29-1
	19	医療法人社団鎮誠会 令和リハビリテーション病院	千葉市中央区千葉港 4-4
	20	医療法人 三橋病院	千葉市中央区亀井町 2-3
	21	医療法人社団福生会 斎藤労災病院	千葉市中央区道場南 1-12-7
	22	医療法人学術会 木村病院	千葉市中央区東本町 6-19
	23	千葉市立青葉病院	千葉市中央区青葉町 1273-2
	24	千葉大学医学部附属病院	千葉市中央区亥鼻 1-8-1
	25	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	千葉市中央区椿森 4-1-2
	26	和康会産婦人科健康診断クリニック	千葉市中央区末広 2-9-10
	27	医療法人志方記念会 三木クリニック	千葉市中央区栄町 24-12
	28	医療法人社団マザー・キーなのはなクリニック	千葉市中央区亥鼻 2-2-3
	29	医療法人社団 柏木記念会 ファミール産院ちば	千葉市中央区白旗 2-7-2
	30	小野寺産婦人科	千葉市中央区松波 2-12-10
	31	医療法人社団青光会 今井町診療所	千葉市中央区白旗 2-4-10
	32	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 千葉健生病院	千葉市花見川区幕張町 5-392-4
	33	幕張不整脈クリニック	千葉市花見川区幕張町 6-93-1 東幕張土地区画整理事業 27 街区 6
	34	医療法人社団三水会 北千葉整形外科幕張クリニック	千葉市花見川区幕張町 1-7689-1
	35	医療法人社団悠啓会 いまにし医院	千葉市花見川区宮野木台 3-28-6
	36	医療法人社団駿心会 稲毛病院	千葉市稲毛区小仲台 6-21-3
	37	医療法人社団翠明会 山王病院	千葉市稲毛区山王町 166-2
	38	医療法人社団駿心会 いなげ西病院	千葉市稲毛区稲毛町 5-8-6
	39	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 QST 病院	千葉市稲毛区穴川 4-9-1
	40	医療法人社団親月会 千葉中央外科内科	千葉市稲毛区天台 4-2-17

出典：「国土数値情報 医療機関」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
「病院名簿」（千葉県ホームページ）

表 2-4-3 (7) 保全対象施設（医療・福祉施設）

区分	No.	施設名	住所
病院	41	たじま産婦人科	千葉県稲毛区小仲台6-3-7
	42	医療法人社団遊山会 耳鼻咽喉科サージセンターちば	千葉県稲毛区小中台町 352-1
	43	稲毛バースクリニック	千葉県稲毛区小仲台6-4-15
	44	医療法人社団幸有会 稲毛とらのこ産婦人科	千葉県稲毛区小仲台2-3-15
	45	千葉刑務所医務部診療所	千葉県若葉区貝塚町 192
	46	医療法人社団匡仁会 梶田医院	千葉県若葉区みつわ台4-174-5
福祉施設	1	ヴィラ美浜	千葉県美浜区磯辺 2-21-2
	2	セイワ美浜(ケアハウスヴィラ美浜)	千葉県美浜区磯辺 2-21-2
	3	セイワ美浜介護老人福祉施設	千葉県美浜区磯辺 2-21-2
	4	特別養護老人ホームアルマ美浜	千葉県美浜区稲毛海岸 5-22-1
	5	介護老人保健施設葵の園・美浜	千葉県美浜区幸町 1-38-5
	6	しょうじゅレジデンス	千葉県美浜区幸町 2-12-1
	7	しょうじゅ美浜	千葉県美浜区幸町 2-12-2
	8	ホームステーションらいふ稲毛海岸	千葉県美浜区高洲 1-1-13
	9	特別養護老人ホームみはま苑	千葉県美浜区高洲 3-3-12
	10	ココファン稲毛海岸	千葉県美浜区高洲 4-5-13
	11	介護付有料老人ホーム プレザンメゾン美浜	千葉県美浜区高浜 2-3-12
	12	パークウェルステイト幕張ベイパーク	千葉県美浜区若葉 3-1-23
	13	オウカス幕張ベイパーク	千葉県美浜区若葉 3-1-36
	14	エクセルシオール稲毛海岸	千葉県美浜区真砂 1-12-14
	15	介護老人福祉施設コストリゾン千壽苑	千葉県美浜区真砂 2-3-3
	16	ココファン幕張ベイタウン	千葉県美浜区打瀬 1-11-1
	17	ココファン蘇我	千葉県中央区稲荷町 1-4-1
	18	ヒューマンライフケア千葉院内の郷	千葉県中央区院内 1-7-6
	19	千葉診スカイガーデン	千葉県中央区院内 1-8-12
	20	住宅型有料老人ホーム 朝顔	千葉県中央区塩田町 671
	21	あずみ苑 ラ・テラス葛城	千葉県中央区葛城 1-1-1
	22	ベストリハナーシングホーム本千葉	千葉県中央区葛城 1-8-11
	23	特別養護老人ホームかなめ一倫荘	千葉県中央区要町 1-2
	24	アートヒルズ蘇我	千葉県中央区宮崎 2-1-32
	25	医心館 蘇我	千葉県中央区今井 1-14-21
	26	リアンレーヴ蘇我壱番館	千葉県中央区今井 1-17-16
	27	鷺見メディカルケアホーム	千葉県中央区今井 2-7-9
	28	センチュリーシティ西千葉	千葉県中央区松波 2-21-16
	29	イリーゼ千葉新宿	千葉県中央区新宿 2-16-22
	30	特別養護老人ホーム新千葉一倫荘	千葉県中央区新千葉 3-10-20
	31	アピタシオン京成千葉中央	千葉県中央区神明町 2-2
	32	ハートピア故郷苑	千葉県中央区神明町 26-3
	33	めだかの学校シルバーハウス千葉	千葉県中央区神明町 27-2
	34	ラヴィータカサ青葉の森	千葉県中央区青葉町 1273-3
	35	介護老人保健施設うらら	千葉県中央区千葉寺町 188
	36	古峽ヒルズ	千葉県中央区千葉寺町 307
	37	センチュリーテラス青葉の森	千葉県中央区千葉寺町 577-6
	38	セントケアヴィレッジ蘇我	千葉県中央区蘇我 2-5-3
	39	そんぼの家 蘇我	千葉県中央区蘇我 5-22-37
	40	グッドタイムリビング千葉みなと／駅前通	千葉県中央区中央港 1-15-8
	41	グッドタイムリビング千葉みなと／海岸通	千葉県中央区中央港 1-18-28
	42	ベストライフ千葉みなと	千葉県中央区中央港 1-25-20
	43	ニチイケアセンター千葉中央	千葉県中央区長洲 2-25-13
	44	椿森有料ホーム	千葉県中央区椿森 3-14-10
	45	カメラリアホーム	千葉県中央区椿森 3-6-2-5

出典：「国土数値情報 医療機関・福祉施設」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
「病院名簿」（千葉県ホームページ）  
「千葉市内の介護施設等一覧」（千葉市ホームページ）

表 2-4-3(8) 保全対象施設 (医療・福祉施設)

区分	No.	施設名	住所
福祉施設	46	椿森サービス付き高齢者向け住宅	千葉市中央区椿森 3-6-5
	47	SOMPOケア ラヴィーレ千葉椿森	千葉市中央区椿森 6-3-5
	48	エクセルシオール千葉	千葉市中央区鶴沢町 10-11
	49	ガーデンテラス千葉中央	千葉市中央区都町 2-20-17
	50	メディカル・リハビリホームボンセジュール千葉	千葉市中央区東千葉 2-8-7
	51	ファミリー・ホスピス東千葉ハウス	千葉市中央区道場南 1-5-2
	52	介護医療院 なごみかん	千葉市中央区道場南 1-12-7
	53	医療法人社団福生会 あんしんかん	千葉市中央区道場南 1-15-31
	54	住宅型有料老人ホーム おゆみ野の家	千葉市中央区南生実町 162-1
	55	有料老人ホーム サニーライフ浜野	千葉市中央区浜野町 1025-91
	56	スマイリングホームメディス千葉浜野	千葉市中央区浜野町 234-3
	57	はつらつ浜野	千葉市中央区浜野町 338-1
	58	介護老人保健施設葵の園・はまの(ユニット型)	千葉市中央区浜野町 423-1
	59	介護老人保健施設葵の園・はまの(従来型)	千葉市中央区浜野町 423-1
	60	医心館 千葉駅前	千葉市中央区弁天 2-2-3
	61	ぬくもりハウス	千葉市中央区本町 1-5-3
	62	さくらロイヤルホーム千葉末広	千葉市中央区末広 3-9-1
	63	介護老人福祉施設ピアポート千寿苑	千葉市中央区間屋町 6-4
	64	敬老園ロイヤルヴィラ矢作台	千葉市中央区矢作町 941-22
	65	なごやかレジデンス千葉さつきが丘	千葉市花見川さつきが丘 1-24-5
	66	ボンセジュール花見川	千葉市花見川花園 3-4-6
	67	ハートフル・ニュー幕張	千葉市花見川花園 3-5-6
	68	ハートフル幕張	千葉市花見川花園 3-5-7
	69	ご長寿くらぶ 千葉花園	千葉市花見川花園町 2468-6
	70	MIZUHO・VILLAGE・KEMIGAWA	千葉市花見川検見川町 5-2240-4
	71	そんぼの家 朝日ヶ丘	千葉市花見川朝日ヶ丘 2-5-2
	72	あんしんファミリア新検見川	千葉市花見川畑町 1425-1
	73	グッドタイムホーム・新検見川	千葉市花見川畑町 472-7
	74	特別養護老人ホーム花見川フェニックス	千葉市花見川畑町 591-1
	75	ニチイケアセンター新検見川	千葉市花見川畑町 662-442
	76	アズハイム千葉幕張	千葉市花見川幕張町 3-876-3
	77	鈴の庵まくはり	千葉市花見川幕張町 4-771-1
	78	シニア町内会癒しのまくはり館	千葉市花見川幕張町 5-370-4
	79	介護老人保健施設まくはりの郷	千葉市花見川幕張町 5-405-2
	80	さくらの郷 幕張	千葉市花見川幕張町 5-417-292
	81	ブロッサムビレッジ幕張	千葉市花見川幕張町 5-417-73
	82	グッドタイムホーム・幕張式番館	千葉市花見川幕張町 6-77-17
	83	グッドタイムナーシングホーム・幕張式番館	千葉市花見川幕張町 6-77-17
	84	介護老人保健施設 ほうゆうの杜	千葉市花見川犢橋町 1105
	85	エイジフリーハウス千葉稲毛町	千葉市稲毛区稲毛町 5-238-1
	86	特別養護老人ホームいなげ一倫荘	千葉市稲毛区稲毛町 5-87-1
	87	医心館 稲毛	千葉市稲毛区稲毛東 3-4-17
	88	リスペクト稲毛	千葉市稲毛区稲毛東 5-15-7
	89	アシステッドリビング稲毛	千葉市稲毛区園生町 1017-11
90	生活クラブ風の村サポートハウス稲毛	千葉市稲毛区園生町 1107-7	
91	特別養護老人ホームプラタナス	千葉市稲毛区園生町 1283-12	
92	敬老園ロイヤルヴィラ稲毛	千葉市稲毛区園生町 146	
93	シニア町内会稲毛	千葉市稲毛区園生町 268-3	
94	ふるさとホーム千葉稲毛	千葉市稲毛区園生町 487-13	

出典：「国土数値情報 福祉施設」(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)  
「千葉市内の介護施設等一覧」(千葉市ホームページ)

表 2-4-3(9) 保全対象施設（医療・福祉施設）

区分	No.	施設名	住所
福祉施設	95	エクラシア稲毛	千葉県稲毛区園生町 509-1
	96	ニチイケアセンター稲毛の園	千葉県稲毛区園生町 817
	97	地域密着型特別養護老人ホームみやのぎ荘	千葉県稲毛区宮野木町 1025-11
	98	アミカヴィラ稲毛	千葉県稲毛区宮野木町 2153-2
	99	エイジフリーハウス千葉穴川	千葉県稲毛区穴川 3-11-67
	100	ベストライフ稲毛	千葉県稲毛区穴川町 381-1
	101	特別養護老人ホームとどろき一倫荘	千葉県稲毛区轟町 5-2-1
	102	イリーゼ稲毛黒砂	千葉県稲毛区黒砂 3-8-12
	103	ここち稲毛	千葉県稲毛区黒砂台 2-4-1
	104	ハートフル稲毛	千葉県稲毛区黒砂台 3-2-41
	105	ソワソワ西千葉	千葉県稲毛区作草部町 916-1
	106	サニーライフ稲毛	千葉県稲毛区山王町 142-1
	107	介護老人保健施設アーバンケアセンター	千葉県稲毛区山王町 168-8
	108	特別養護老人ホームこぶしの里	千葉県稲毛区山王町 171-1
	109	モンテクロネ	千葉県稲毛区山王町 173-2
	110	介護老人保健施設ダンディライオン	千葉県稲毛区山王町 174
	111	シャンテ山王	千葉県稲毛区山王町 176-3
	112	特別養護老人ホーム桃花苑	千葉県稲毛区山王町 255-3
	113	アーバンリビング稲毛	千葉県稲毛区山王町 327-1
	114	サンスマイル稲毛	千葉県稲毛区小中台町 275-1
	115	介護老人保健施設みどりの家	千葉県稲毛区天台 4-1-16
	116	ハートケアライフ長沼苑	千葉県稲毛区沼原町 247-161
	117	特別養護老人ホームハピネス稲毛	千葉県稲毛区沼原町 847-7
	118	特別養護老人ホーム稲毛こひつじ園	千葉県稲毛区萩台町 380-2
	119	特別養護老人ホームちとせ稲毛	千葉県稲毛区萩町 50-1
	120	サニーライフ西千葉	千葉県稲毛区緑町 1-3-4
	121	サービス付き高齢者向け住宅こもれびの郷	千葉県若葉区みつわ台 1-28-16
122	サービス付き高齢者向け住宅 みつわの郷	千葉県若葉区みつわ台 1-29-1	
123	SOMPOケア ラヴィールみつわ台	千葉県若葉区みつわ台 2-34-15	
124	アンダンテみつわ	千葉県若葉区殿台町 399-4	
125	サニー秋桜	千葉県若葉区東寺山町 2-6	
126	ラ・ナシカ たかしな	千葉県若葉区東寺山町 770-8	
127	クラーチ・メディーナ千葉	千葉県若葉区東寺山町 790-1	

出典：「国土数値情報 福祉施設」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
「千葉市内の介護施設等一覧」（千葉市ホームページ）

表 2-4-3(10) 保全対象施設（保育施設）

区分	No.	施設名	住所
保育施設	1	キッズガーデン海浜幕張保育園	千葉県美浜区ひび野 2-1-1
	2	第2幕張海浜保育園	千葉県美浜区ひび野 2-110
	3	磯辺保育所	千葉県美浜区磯辺 1-3-1
	4	もみじ保育園	千葉県美浜区磯辺 5-14-5
	5	たかし保育園稲毛海岸	千葉県美浜区稲毛海岸 3-1-30
	6	稲毛海岸保育所	千葉県美浜区稲毛海岸 5-6-1
	7	幸認定こども園	千葉県美浜区幸町 1-17-6
	8	なのはな保育園	千葉県美浜区幸町 1-21-8
	9	幸第一保育所	千葉県美浜区幸町 2-12-9
	10	まどか保育園	千葉県美浜区高洲 1-15-2
	11	高洲第一保育所	千葉県美浜区高洲 2-2-21
	12	高洲第二保育所	千葉県美浜区高洲 2-3-19
	13	幼保連携型認定こども園 千葉女子専門学校 附属聖こども園	千葉県美浜区高洲 2-3-24
	14	高洲第三保育所	千葉県美浜区高洲 3-2-14
	15	若梅保育園	千葉県美浜区高洲 4-5-9
	16	高浜第一保育所	千葉県美浜区高浜 1-4-3
	17	なぎさ保育園	千葉県美浜区高浜 4-4-1
	18	京進のほいくえん HOPPA 幕張ベイパーク	千葉県美浜区若葉 3-1-18
	19	真砂第一保育所	千葉県美浜区真砂 2-22-13
	20	チューリップこども園	千葉県美浜区真砂 3-15-14
	21	アップルナースリー検見川浜保育園	千葉県美浜区真砂 4-1-10
	22	真砂第二保育所	千葉県美浜区真砂 5-19-1
	23	真砂第三保育所	千葉県美浜区真砂 5-44-1
	24	幼保連携型認定こども園 打瀬保育園	千葉県美浜区打瀬 1-3-5
	25	ChaCha Children Makuhari	千葉県美浜区打瀬 2-18-2
	26	みらい保育園	千葉県美浜区打瀬 3-11-3
	27	アスク海浜幕張保育園	千葉県美浜区中瀬 1-3
	28	リトルガーデンインターナショナル海浜幕張 認可保育園	千葉県美浜区中瀬 2-6-1
	29	幼保連携型認定こども園 幕張海浜こども園	千葉県美浜区幕張西 2-7-2
	30	あおば保育園	千葉県中央区亥鼻 2-5-6
	31	院内保育園	千葉県中央区院内 2-5-6
	32	寒川保育園	千葉県中央区寒川町 2-120-1
	33	本千葉エンゼルホーム保育園	千葉県中央区港町 16-37
	34	今井保育園	千葉県中央区今井 2-12-7
	35	レイモンド汐見丘保育園	千葉県中央区汐見丘町 24-1
	36	新宿保育所	千葉県中央区新宿 2-15-2
	37	ひなたぼっこ保育園	千葉県中央区新宿 2-5-13
	38	植草学園千葉駅保育園	千葉県中央区新千葉 1-1-1
	39	京進のほいくえん HOPPA ガーデンビュー千葉 駅前	千葉県中央区新千葉 2-2-1
	40	キートスチャイルドケア新田町	千葉県中央区新田町 10-14
	41	ほしのご保育園	千葉県中央区新田町 23-16
	42	ルーチェ保育園千葉新田町	千葉県中央区新田町 33-1
	43	ピラミッドメソッド千葉保育園	千葉県中央区新田町 7-16
	44	神明保育所	千葉県中央区神明町 27-6
	45	そが中央保育園	千葉県中央区蘇我 4-13-16
	46	ローゼンそが保育園	千葉県中央区蘇我 5-44-2
	47	蘇我保育所	千葉県中央区蘇我町 2-3-18
	48	ポピンズナーサリースクールみなと公園	千葉県中央区中央港 1-1-1
	49	ポピンズナーサリースクール千葉みなと	千葉県中央区中央港 1-22-7
	50	はまかぜ保育園	千葉県中央区中央港 1-24-14

出典：「国土数値情報 福祉施設」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
「保育園情報等一覧」（千葉市ホームページ）

表 2-4-3(11) 保全対象施設（保育施設）

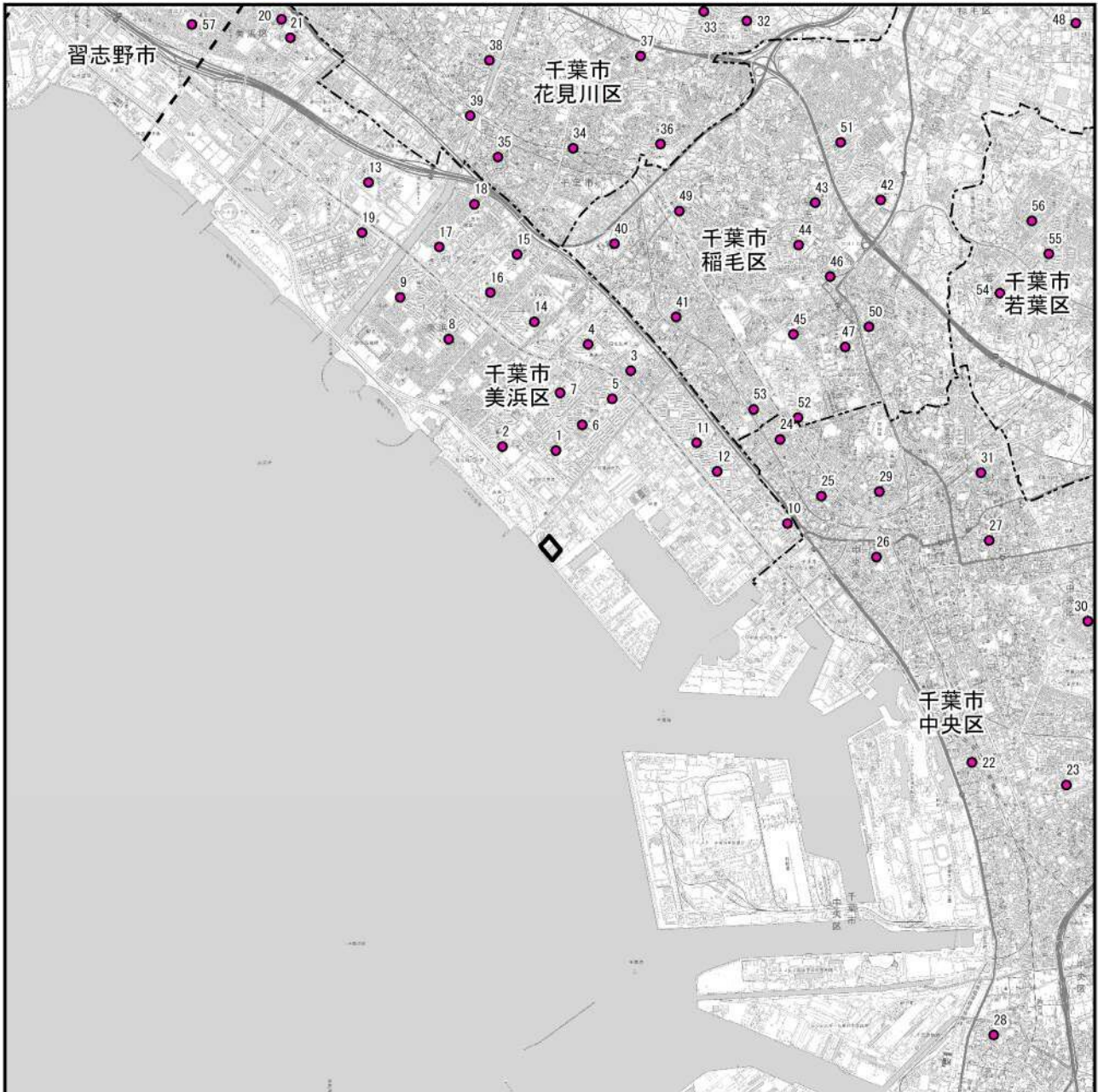
区分	No.	施設名	住所
保育施設	51	椿森保育園	千葉市中央区椿森6-5-3
	52	そらまめ新千葉駅前	千葉市中央区登戸2-11-6
	53	都保育所	千葉市中央区都町2-26-5
	54	東千葉雲母保育園	千葉市中央区東本町13-6
	55	そがチャイルドハウス保育園	千葉市中央区南町3-12-1
	56	白旗保育所	千葉市中央区白旗2-6-11
	57	認定こども園 はまの幼稚園	千葉市中央区浜野町1252-4、663-1
	58	浜野保育所	千葉市中央区浜野町1346-5
	59	アンファンジュール保育園弁天	千葉市中央区弁天1-12-4
	60	幼保連携型認定こども園 植草学園大学 附属弁天こども園	千葉市中央区弁天2-7-1
	61	弁天はすのこ幼稚園	千葉市中央区弁天3-8-10
	62	千葉こども保育園	千葉市中央区本千葉町8-17
	63	にじのいろ保育園	千葉市中央区末広2-12-17
	64	千葉寺保育園	千葉市中央区末広4-17-3
	65	すえひろ保育園	千葉市中央区末広4-21-4
	66	K's garden 蘇我保育園	千葉市中央区末広5-4-6
	67	いろは保育園	千葉市中央区問屋町13-5
	68	ふえりーちえほいくえん	千葉市中央区祐光2-7-8
	69	さつきが丘第二保育所	千葉市花見川区さつきが丘1-32-1
	70	さつきが丘第一保育所	千葉市花見川区さつきが丘2-32-1
	71	かえで保育園はなぞの	千葉市花見川区花園1-11-14
	72	希望の子保育園	千葉市花見川区花園1-21-1
	73	新検見川すきっぷ保育園	千葉市花見川区花園町1573-1
	74	すまいるキャンディ保育園	千葉市花見川区検見川町3-302-25
	75	千葉検見川雲母保育園	千葉市花見川区検見川町3-313-14
	76	ちどり保育園	千葉市花見川区検見川町3-331-4
	77	検見川わくわく保育園	千葉市花見川区検見川町5-2232-2
	78	西小中台保育所	千葉市花見川区西小中台5-20
	79	かえで保育園まくはり	千葉市花見川区武石町2-1048
	80	スクルドエンジェル保育園幕張園	千葉市花見川区幕張町2-1411-2
	81	みどり保育園	千葉市花見川区幕張町2-972
	82	幕張第三保育所	千葉市花見川区幕張町3-7730-5
	83	幕張いもっこ保育園	千葉市花見川区幕張町4-608-1
	84	幕張第二保育所	千葉市花見川区幕張町4-636
	85	AIAINURSERY 幕張	千葉市花見川区幕張町5-187-1
	86	京進のほいくえんHOPPA幕張町5丁目	千葉市花見川区幕張町5-392-5
	87	幕張第一保育所	千葉市花見川区幕張町5-417-260
	88	あやめ台第一保育所	千葉市稲毛区あやめ台1-15-101
	89	あやめ台第二保育所	千葉市稲毛区あやめ台3-19
	90	いなほ保育園	千葉市稲毛区稲毛東2-17-13
	91	Gakken ほいくえん 稲毛	千葉市稲毛区稲毛東3-12-2
	92	アストロキャンプ稲毛東保育園	千葉市稲毛区稲毛東4-2-21
	93	アストロベースキャンプ保育園	千葉市稲毛区稲毛東4-7-17
	94	Gakken ほいくえん 稲毛東	千葉市稲毛区稲毛東4-8-10
	95	千葉稲毛雲母保育園	千葉市稲毛区稲毛東5-15-5
	96	キートスチャイルドケア園生町	千葉市稲毛区園生町1030-2
	97	園生保育所	千葉市稲毛区園生町1325-1
	98	AIAI NURSERY 園生	千葉市稲毛区園生町159-1
	99	宮野木保育所	千葉市稲毛区園生町238-56
	100	幼保連携型認定こども園 ウィズダムナ ーサリースクール	千葉市稲毛区園生町787-4

出典：「国土数値情報 福祉施設」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
「保育園情報等一覧」（千葉市ホームページ）


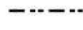

表 2-4-3(12) 保全対象施設（保育施設）

区分	No.	施設名	住所
保育施設	101	稲毛こどもの木保育園	千葉県稲毛区穴川 3-6-17
	102	轟保育所	千葉県稲毛区轟町 1-12-13
	103	小ぼと会なでしこ保育園	千葉県稲毛区轟町 5-2-5
	104	黒砂保育所	千葉県稲毛区黒砂 2-4-24
	105	作草部アーク保育園	千葉県稲毛区作草部町 592-2
	106	作草部保育園	千葉県稲毛区作草部町 698-3
	107	山王保育園	千葉県稲毛区山王町 153-16
	108	スクルドエンジェル保育園稲毛園	千葉県稲毛区小中台町 567
	109	ししの子保育園 小中台町	千葉県稲毛区小中台町 764-1
	110	稲毛保育園	千葉県稲毛区小仲台 2-10-1
	111	KORU保育園	千葉県稲毛区小仲台 2-8-25
	112	ししの子保育園	千葉県稲毛区小仲台 3-8-5
	113	稲毛ひだまり保育園	千葉県稲毛区小仲台 5-3-2
	114	稲毛すきっぷ保育園	千葉県稲毛区小仲台 6-12-16
	115	AIAI NURSERY 小仲台	千葉県稲毛区小仲台 6-5-11
	116	アストロナーサリー小仲台	千葉県稲毛区小仲台 7-10-36
	117	稲毛キッズマーム保育園	千葉県稲毛区小仲台 7-4-10
	118	南小中台保育園	千葉県稲毛区小仲台 8-21-1
	119	チャイルド・ガーデン保育園	千葉県稲毛区小仲台 8-4-6
	120	小中台保育所	千葉県稲毛区小仲台 9-30-2
	121	千草台保育所	千葉県稲毛区千草台 1-1-27
	122	天台保育所	千葉県稲毛区天台 1-10-6
	123	認可保育園 みどりまち	千葉県稲毛区緑町 2-22-1
	124	たいよう保育園	千葉県若葉区みつわ台 3-12-1
	125	マリア保育園	千葉県若葉区みつわ台 3-6
	126	まほろばのお日さま保育園	千葉県若葉区みつわ台 5-21-14
	127	みつわ台保育園	千葉県若葉区みつわ台 5-8-8
	128	若葉保育園	千葉県若葉区原町 925-21
	129	習志野市立新習志野こども園	習志野市香澄 4-6-1

出典：「国土数値情報 福祉施設」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
「保育園情報等一覧」（千葉市ホームページ）  
「保育所等」（習志野市ホームページ）



凡 例

-  計画地
-  市境
-  区境
-  教育施設（幼稚園）

出典：「国土数値情報 学校」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
 「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）  
 「保育園情報等一覧」（千葉市ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

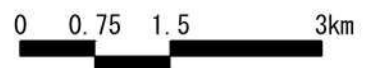
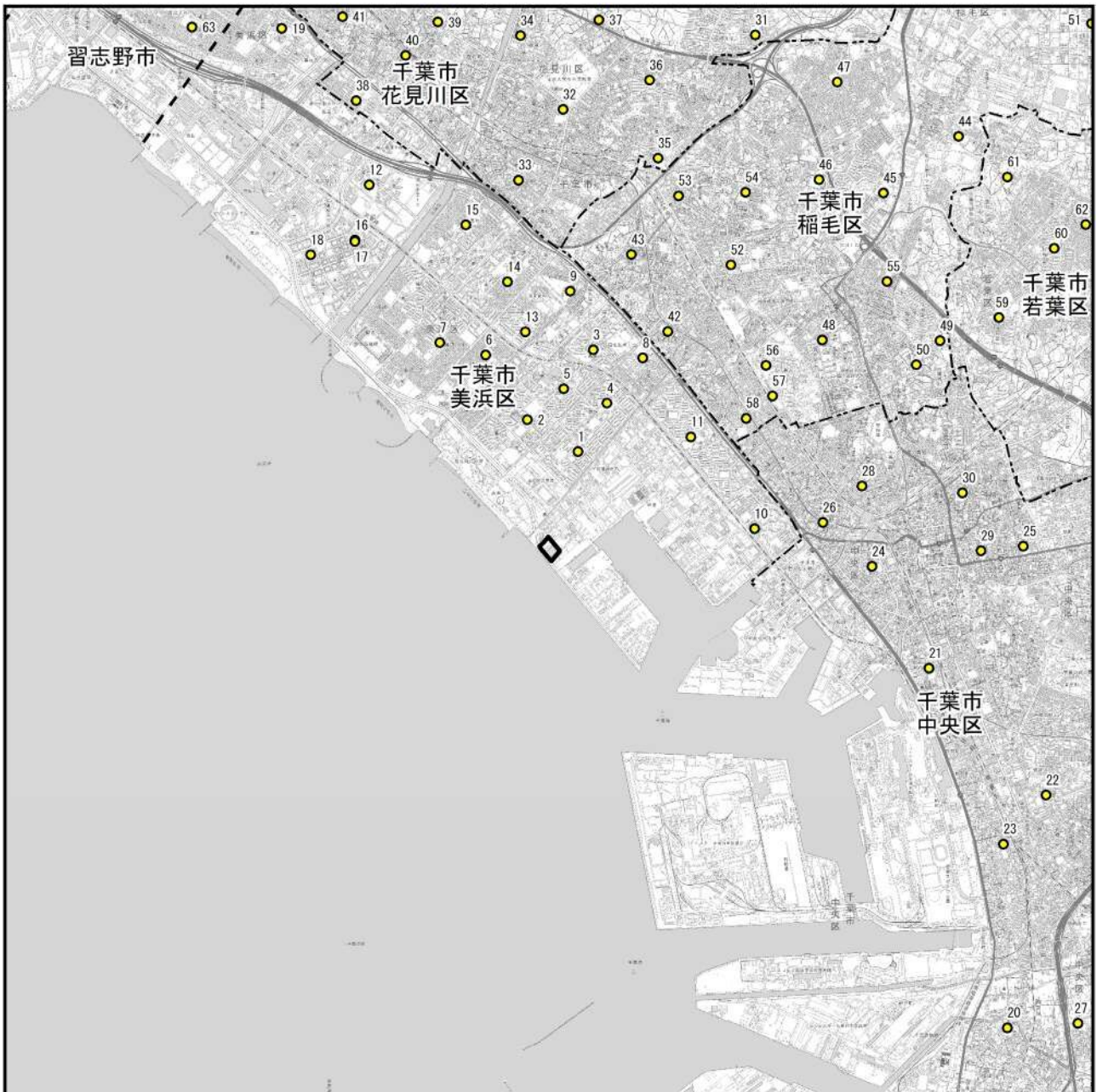


図 2-4-3(1) 保全対象施設（幼稚園）



凡 例

-  計画地
-  市境
-  区境
-  教育施設 (小学校)

出典：「国土数値情報 学校」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
 「千葉市立の小学校一覧」（千葉市ホームページ）  
 「小学校」（習志野市ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

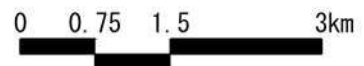
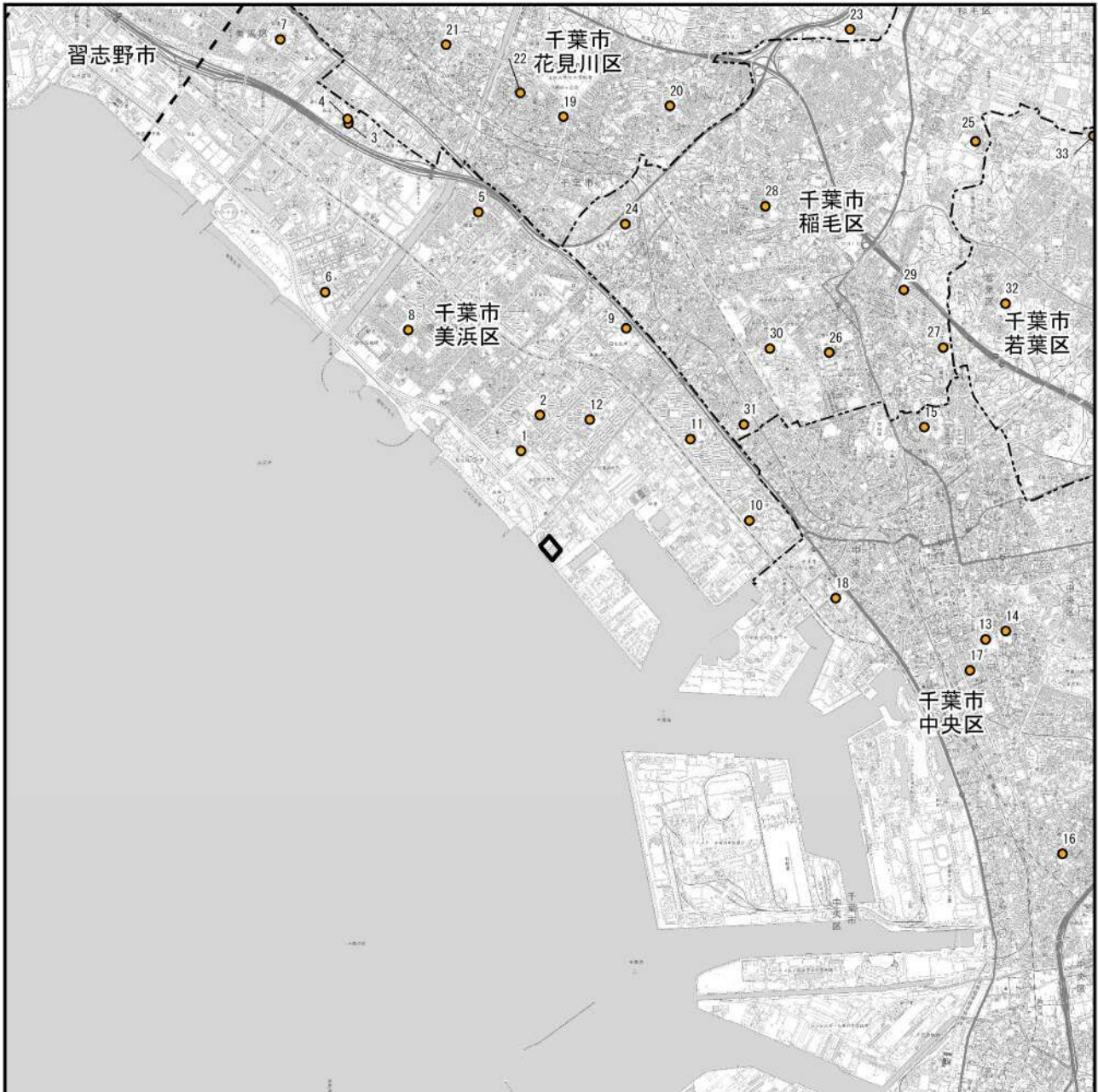


図 2-4-3(2) 保全対象施設 (小学校)

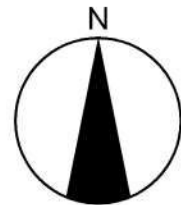


凡 例

- 計画地
- - - 市境
- - - - 区境
- 教育施設（中学校）

出典：「国土数値情報 学校」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
 「千葉市立の中学校一覧」（千葉市ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

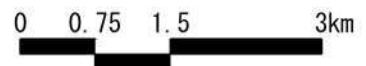






図 2-4-3 (3) 保全対象施設（中学校）



凡 例

-  計画地
-  市境
-  区境
-  教育施設（高校）

出典：「国土数値情報 学校」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
「千葉市内の特別支援学校一覧」（千葉市ホームページ）  
「市内特別支援学校一覧」（千葉市ホームページ）  
「市立高等学校」（千葉市ホームページ）  
「県立高等学校名簿」（千葉県ホームページ）  
「私立高等学校名簿」（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

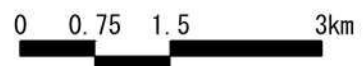






図 2-4-3(4) 保全対象施設（高校）



凡 例

-  計画地
-  市境
-  区境
-  教育施設 (大学・専門学校)

出典：「国土数値情報 学校」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

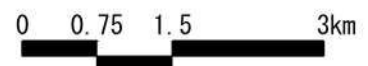


図 2-4-3(5) 保全対象施設 (大学・専門学校)



凡 例

-  計画地
-  市境
-  区境
-  教育施設（図書館）

出典：「国土数値情報 文化施設」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
「図書館一覧」（千葉市図書館ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

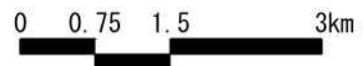
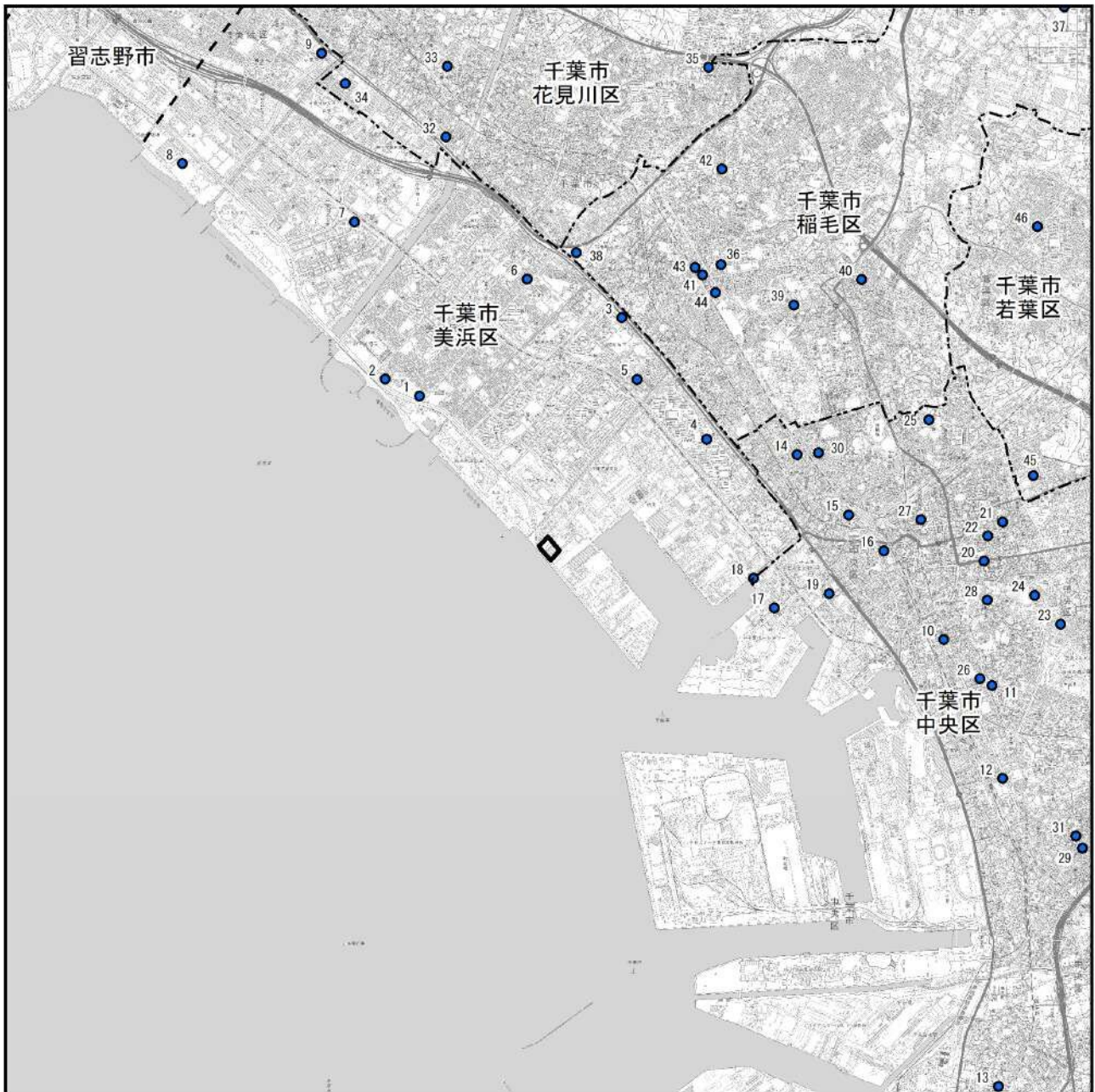


図 2-4-3(6) 保全対象施設（図書館）



凡 例

- 計画地
- - - 市境
- · - · - 区境
- 医療・福祉施設（病院）

出典：「国土数値情報 医療機関」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
「病院名簿」（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

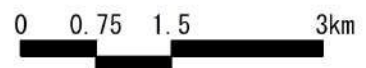
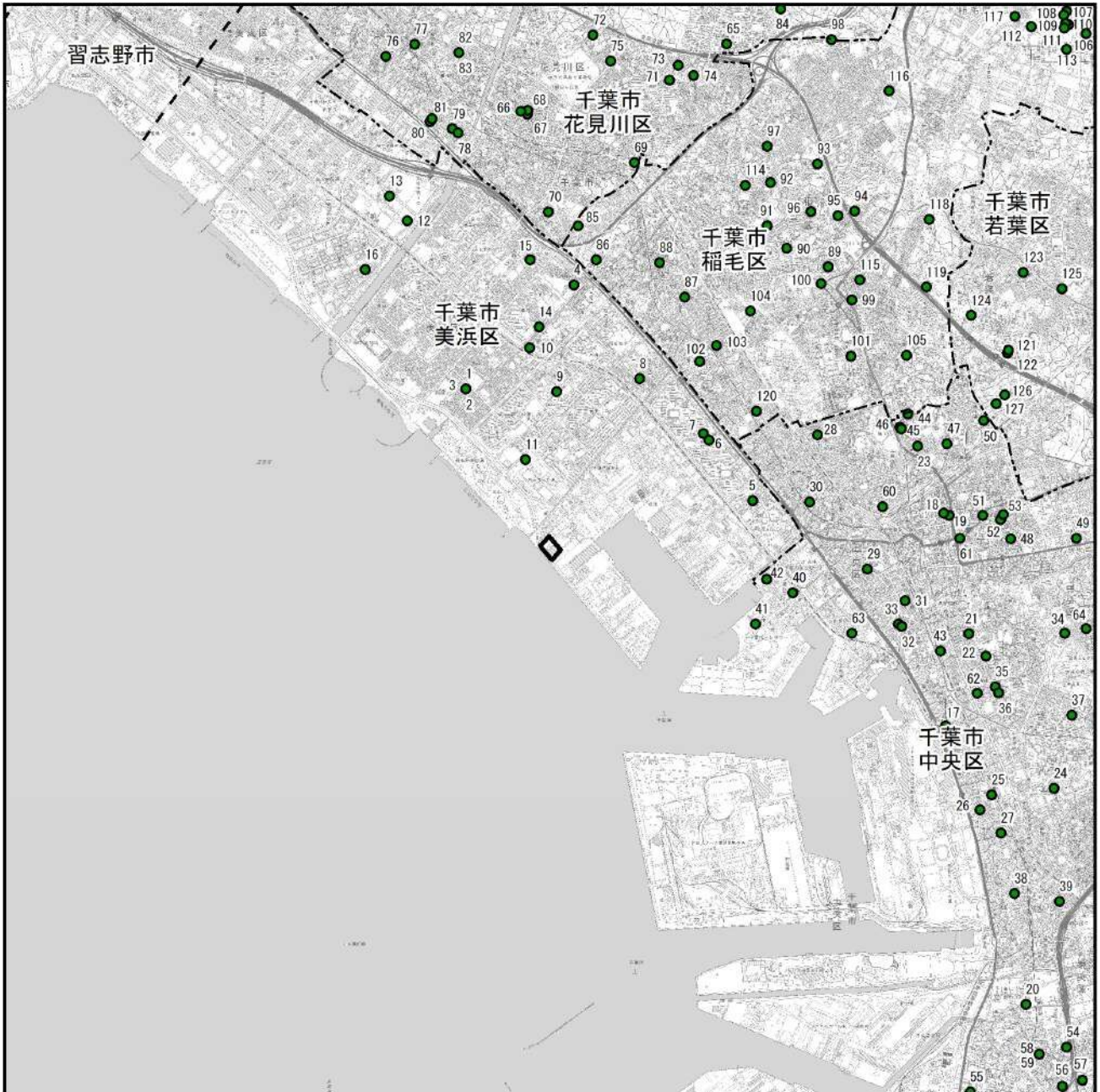


図 2-4-3(7) 保全対象施設（病院）

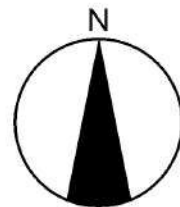


凡 例

- 計画地
- - - 市境
- · - · - 区境
- 医療・福祉施設 (福祉施設)

出典：「国土数値情報 福祉施設」(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)  
 「千葉市内の介護施設等一覧」(千葉市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」  
 「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

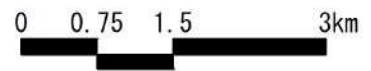
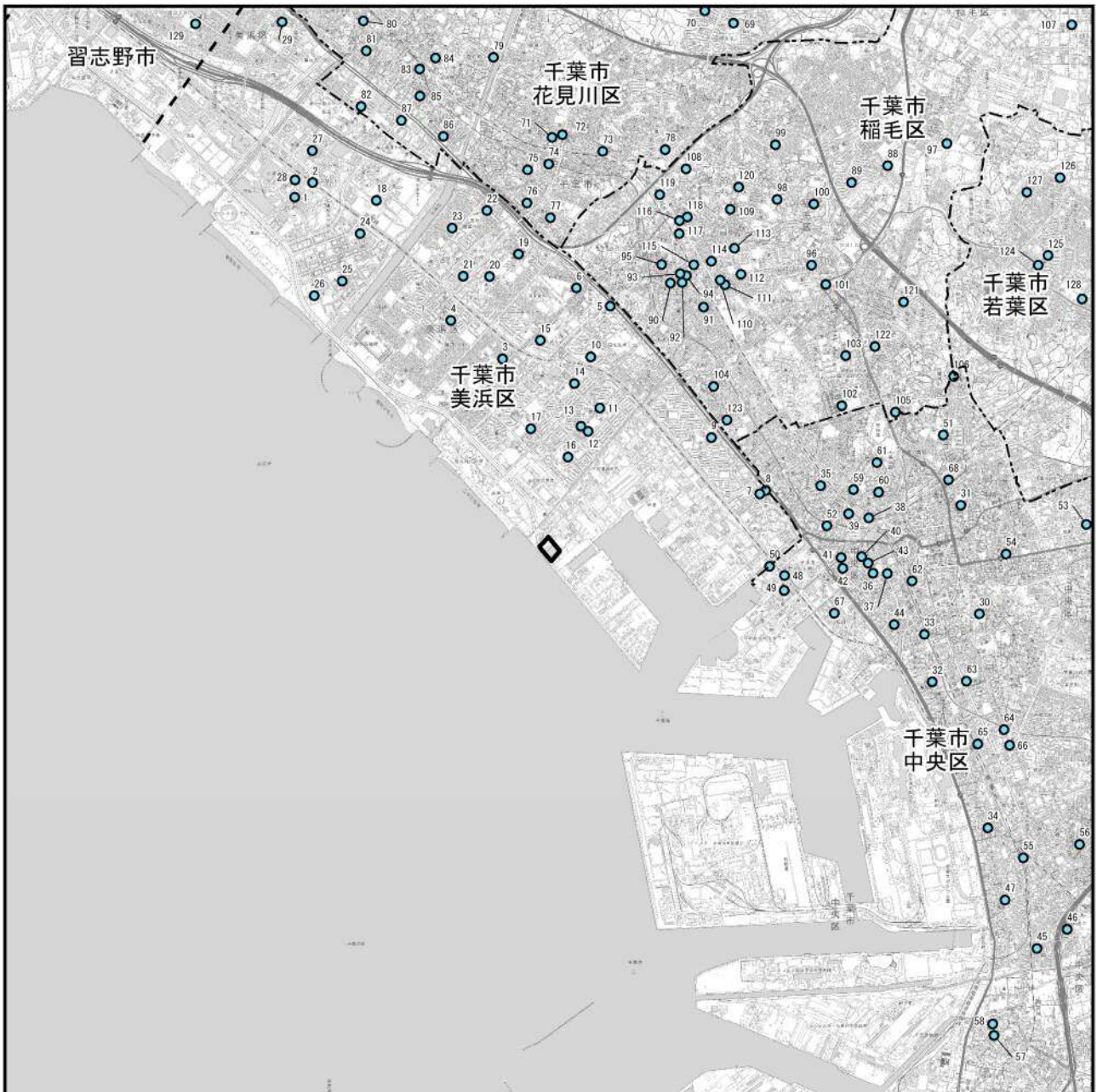


図 2-4-3(8) 保全対象施設 (福祉施設)



凡 例

- 計画地
- - - 市境
- - - - 区境
- 医療・福祉施設（保育施設）

出典：「国土数値情報 福祉施設」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
 「保育園情報等一覧」（千葉市ホームページ）  
 「保育所等」（習志野市ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

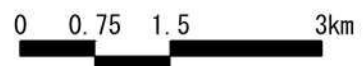


図 2-4-3(9) 保全対象施設（保育施設）

## 2-5 気象

### 2-5-1 気象の概要

千葉県は、三方を海に囲まれており、県内の大部分が黒潮海流の影響によって温暖な海洋性気候を呈しており、一年間の気温変化もあまり大きくはない。冬は晴天が多く乾燥し、梅雨及び秋霖期の雨量は多い。千葉市は、南西方向が東京湾に面しており、晴天の日中に海風の発達が認められる。また、年間降水量は、千葉県のほかの地域に比べて少ない。

### 2-5-2 計画地周辺の気象要素の状況

計画地周辺における気象観測所は表 2-5-1及び図 2-5-1に示すとおり、計画地の東側約3kmに千葉特別地域気象観測所が存在している。

千葉特別地域気象観測所における、主な気象要素の過去5年間(令和2年～令和6年)の推移は、次の「1. 気温～4. 風向・風速」に示すとおりである。





表 2-5-1 千葉特別地域気象観測所の概要

観測所名	所在地	北緯	東経	観測所の標高	風速計の地上高さ	観測開始年月日
千葉	千葉市中央区中央港 千葉特別地域 気象観測所	35度36.1分	140度6.2分	3 m	47.9m	昭和56年3月30日

出典：「地域気象観測所一覧」(令和7年9月 気象庁)

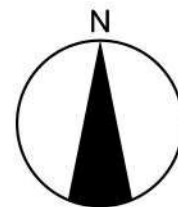


凡 例

-  計画地
-  市境
-  区境
-  千葉特別地域気象観測所

出典：「地域気象観測所一覧」（令和7年9月 気象庁）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

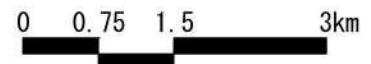


図 2-5-1 千葉特別地域気象観測所の位置

## 1. 気温

千葉特別地域気象観測所における、過去5年間の気温の推移は表 2-5-2に、令和6年の状況は表 2-5-3及び図 2-5-2に示すとおりである。

令和6年の年平均気温は18.0℃であり、最高気温は7月に37.4℃、最低気温は2月に0.8℃となっている。

表 2-5-2 千葉特別地域気象観測所における気温の概況（令和2年～令和6年）

単位：℃

気温	観測年					5年間平均
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
平均	17.0	17.1	16.7	18.1	18.0	17.6
最高	35.7	35.5	36.4	36.8	37.4	36.4
最低	-1.7	-2.1	-2.0	-1.7	0.8	-1.3

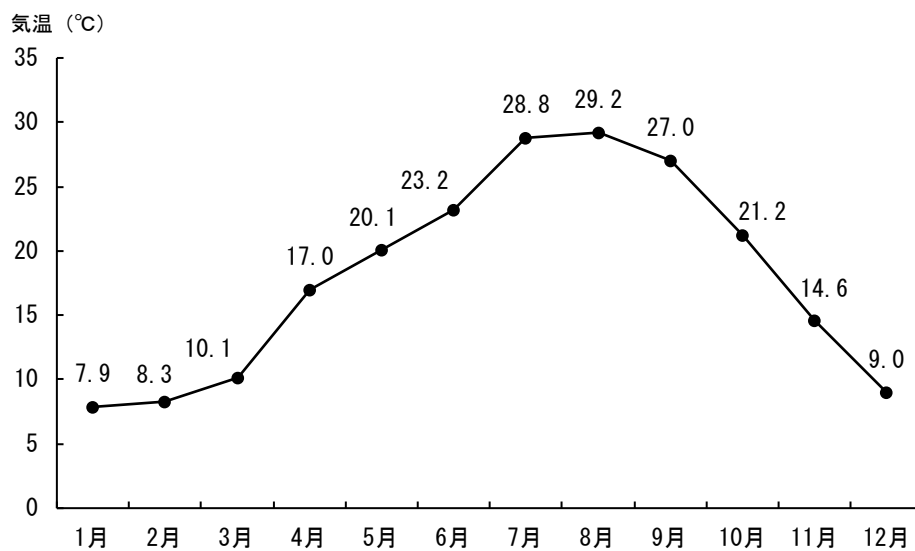
出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 2-5-3 千葉特別地域気象観測所における気温の概況（令和6年）

単位：℃

気温	観測年												年間平均
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平均	7.9	8.3	10.1	17.0	20.1	23.2	28.8	29.2	27.0	21.2	14.6	9.0	18.0
最高	15.7	21.0	24.8	27.4	27.5	31.7	37.4	36.3	33.9	31.3	24.0	18.7	27.5
最低	1.0	0.8	1.3	7.1	10.4	16.2	22.5	25.0	18.2	11.1	6.0	1.0	10.1

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）



出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 2-5-2 千葉特別地域気象観測所における気温の概況（令和6年）

## 2. 降水量

千葉特別地域気象観測所における、過去5年間の降水量の推移は表 2-5-4に、令和6年の状況は表 2-5-5及び図 2-5-3に示すとおりである。

最近5年間における年間降水量の平均は1,591.3mm、日最大降水量は令和5年の212.5mmとなっている。また、令和6年における年間降水量は1,634.5mmであり、月間降水量は6月が多く326.5mm、12月が少なく0.5mmを記録している。

表 2-5-4 千葉特別地域気象観測所における降水量の概況（令和2年～令和6年）

単位：mm

降水量	観測年					5年間平均
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
年降水量	1,791.5	1,834.5	1,427.5	1,268.5	1,634.5	1,591.3
日最大降水量	91.5	128.5	76.0	212.5	99.0	121.5

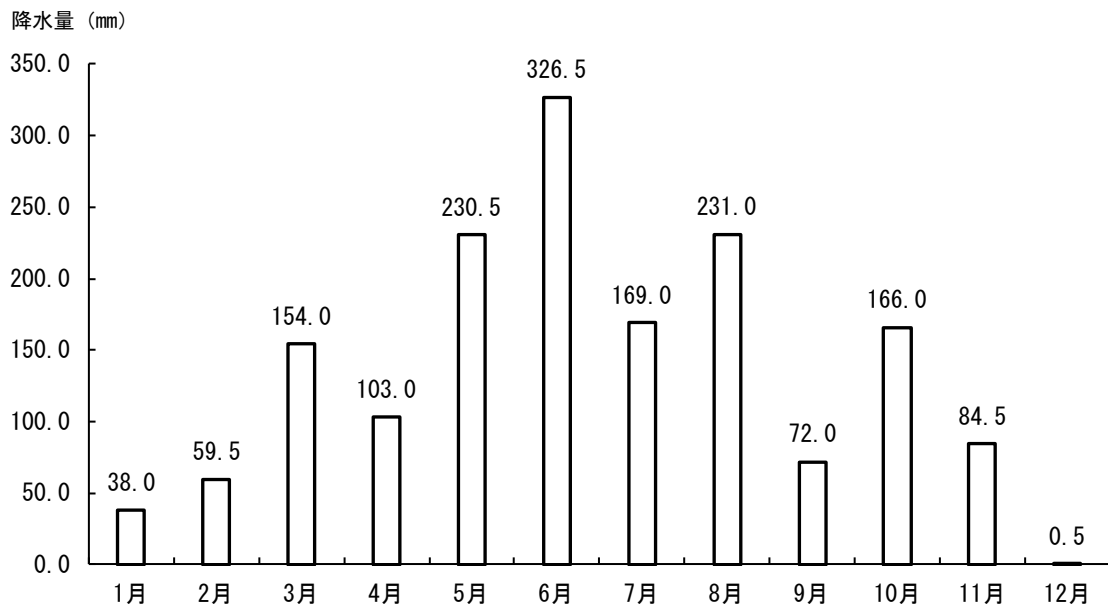
出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 2-5-5 千葉特別地域気象観測所における降水量の概況（令和6年）

単位：mm

降水量	観測年												年間平均
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
降水量	38.0	59.5	154.0	103.0	230.5	326.5	169.0	231.0	72.0	166.0	84.5	0.5	136.2
日最大降水量	28.5	23.5	38.0	30.5	56.0	99.0	54.5	61.0	34.0	74.0	42.0	0.5	45.1

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）



出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 2-5-3 降水量の概況（令和6年）

### 3. 日照時間

千葉特別地域気象観測所における、過去5年間の日照時間の推移は表 2-5-6に、令和6年の状況は表 2-5-7及び図 2-5-4に示すとおりである。

令和6年の日照時間は2,131.7hとなっている。

表 2-5-6 千葉特別地域気象観測所における日照時間の概況（令和2年～令和6年）

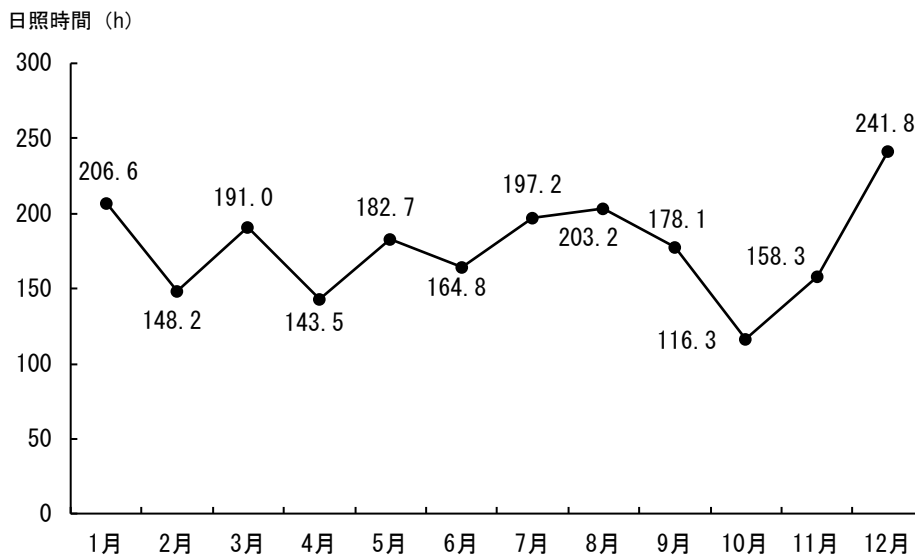
日照時間 時間数 (h)	観測年					5年間 平均
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
	1,880.4	2,169.9	2,025.1	2,345.7	2,131.7	2,110.56

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 2-5-7 千葉特別地域気象観測所における日照時間の概況（令和6年）

日照時間 時間数 (h)	観測月												年間 平均
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
	206.6	148.2	191.0	143.5	182.7	164.8	197.2	203.2	178.1	116.3	158.3	241.8	177.6

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）



出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 2-5-4 千葉市における日照時間の概況（令和6年）











#### 4. 風向・風速

千葉特別地域気象観測所における、過去5年間の風向・風速の推移は表 2-5-8に、令和6年の状況は表 2-5-9に示すとおりである。また、令和6年の風配図は図 2-5-5に示すとおりである。

令和6年の最多風向は、北北西の風であり、年平均風速は3.6m/秒、最大風速は16.3m/秒となっている。

表 2-5-8 千葉特別地域気象観測所における風向・風速の概況（令和2年～令和6年）

単位：m/秒

風速	観測年					5年間平均
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
平均風速	3.6	3.7	3.6	3.7	3.6	3.6
最多風向	NNE	NNW	NNW	SW	NNW	-
						
最大風速	18.7	19.5	18.5	19.2	16.3	18.4
最大風速の風向	SSW	SSW	SW	SW	SSW	-
						

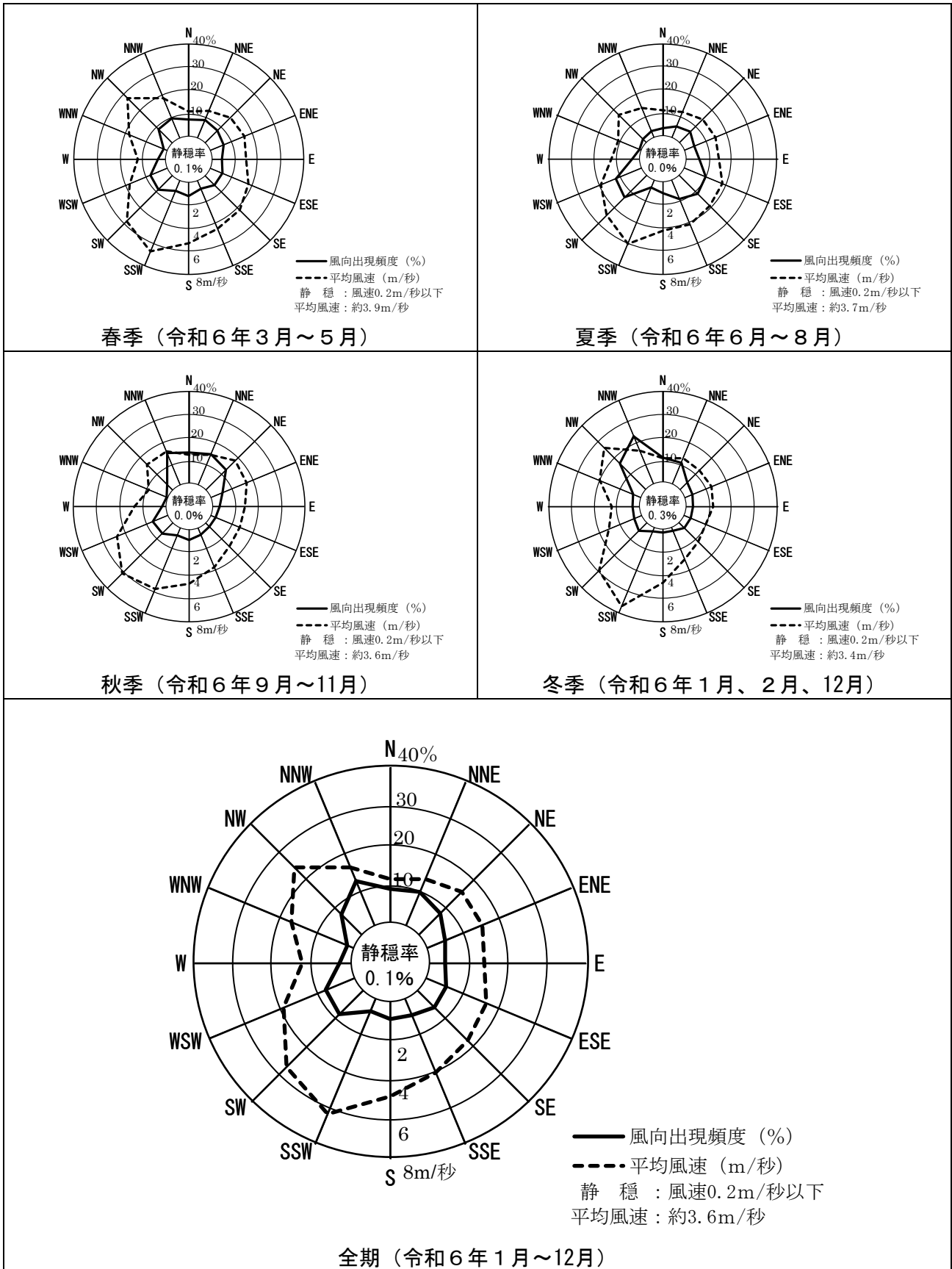
出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 2-5-9 千葉特別地域気象観測所における風向・風速の概況（令和6年）

単位：m/秒

風速	観測年												年間平均
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平均風速	3.5	3.8	4.2	3.3	4.3	3.5	3.7	3.8	4.1	3.3	3.1	3.0	3.6
最多風向	NNW	NNW	NNW	NNE	SW	SE	SW	SE	NE	NNE	NNW	NNW	-
													
最大風速	13.7	14.4	15.1	16.3	15.3	13.4	14.8	10.7	15.1	9.3	15.7	12.6	13.9
最大風速の風向	NW	SSW	SSW	SSW	SSW	SW	SW	SSE	SW	SSE	WSW	SW	-
													

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）



出典: 「各種データ・資料」(気象庁ホームページ)

図 2-5-5 風配図 (令和6年)

## 2-6 大気質

### 2-6-1 大気汚染状況の経年変化及び環境基準等の達成状況

計画地周辺における大気汚染常時測定局は、表 2-6-1及び図 2-6-1に示すとおり、一般環境大気測定局（以下、一般局という）として寒川小学校、福正寺、蘇我保育所、山王小学校、宮野木、検見川小学校、都公園、真砂公園が存在し、自動車排出ガス測定局（以下、自排局という）として千葉市役所（令和5年度から廃止）、真砂、葭川、千草、宮野木が存在している。

各項目における、測定局ごとの過去5年間の推移は、次に示すとおりである。

表 2-6-1 各測定局の所在地及び測定項目

種別	測定局名	所在地	測定場所	測定項目											計画地からの距離
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	ダイオキシン類	有害大気汚染物質	
一般局	1	寒川小学校	中央区 寒川町 1-205	寒川小学校	○	○		○	○	○	○			○	約4.6km
	2	福正寺	中央区 今井 1-13-24	福正寺	○	○			○			○	○	○	約5.8km
	3	蘇我保育所	中央区 蘇我 2-3-18	蘇我保育所	○	○			○	○		○			約6.7km
	4	山王小学校	稲毛区 山王町 121	山王小学校		○		○	○			○	○	○	約8.8km
	5	宮野木	稲毛区 宮野木町 996-9	宮野木市営住宅敷地内	○	○		○	○	○	○	○			約5.4km
	6	検見川小学校	花見川区 検見川町 3-322-23	検見川小学校		○		○	○			○	○		約4.4km
	7	都公園	中央区 都町 2-14	都公園	○	○		○	(○)		○	○			約6.0km
	8	真砂公園	美浜区 真砂 1-11	真砂公園	○	○		○	○			○		○	約2.7km
自排局	9	千葉市役所 <sup>注2)</sup>	中央区 千葉港 1-1	千葉市役所		○	○		○		○	○		○	約3.0km
	10	真砂	美浜区 真砂 5-1	真砂第四公園		○	○		○	○	○			○	約3.9km
	11	葭川	中央区 中央 2-1-1	葭川公園		○			○		○				約4.3km
	12	千草	稲毛区 千草台 2-1359-1	都市再生機構所有地		○	○		○	○	○				約5.2km
	13	宮野木	花見川区 宮野木台 4-521-1	宮野木緑地公園		○			○		○	○		○	約5.7km

注1) 測定項目欄の(○)は、有効測定とならなかった項目を示す。

注2) 千葉市役所は、令和5年度から廃止局となっている。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)

「ダイオキシン類に係る常時監視結果について(令和2～令和6年度)」(千葉県ホームページ)

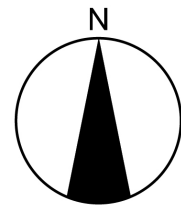


凡 例

- 計画地
- - - 市境
- - - - 区境
- 一般局
- 自排局

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）  
「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和2～令和6年度）」  
（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」  
「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

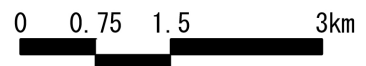


図 2-6-1 大気汚染常時測定局の位置

## 1. 二酸化硫黄

計画地周辺の測定局における、二酸化硫黄の令和5年度の測定結果は、表 2-6-2に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 2-6-3及び図 2-6-2に示すとおりである。

二酸化硫黄は、いずれの測定局も環境基準（短期的評価：1時間値が0.10ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下、長期的評価：日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続していないこと）を達成している。また、千葉市では環境基準と同様の基準を、環境目標値として設定している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても横ばいである。

表 2-6-2 二酸化硫黄年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局	年平均値	1時間値が0.10ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較 <sup>注)</sup>
		(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(有×・無○)	
一般局	1 寒川小学校	0.001	0	0	0.006	○	○
	2 福正寺	0.001	0	0	0.006	○	○
	3 蘇我保育所	0.002	0	0	0.005	○	○
	5 宮野木	0.001	0	0	0.004	○	○
	7 都公園	0.002	0	0	0.006	○	○
	8 真砂公園	0.001	0	0	0.004	○	○

注) 環境基準との比較：○は環境基準（短期的評価：1時間値が0.10ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること、長期的評価：日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続していないこと）を達成していることを示す。

×は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

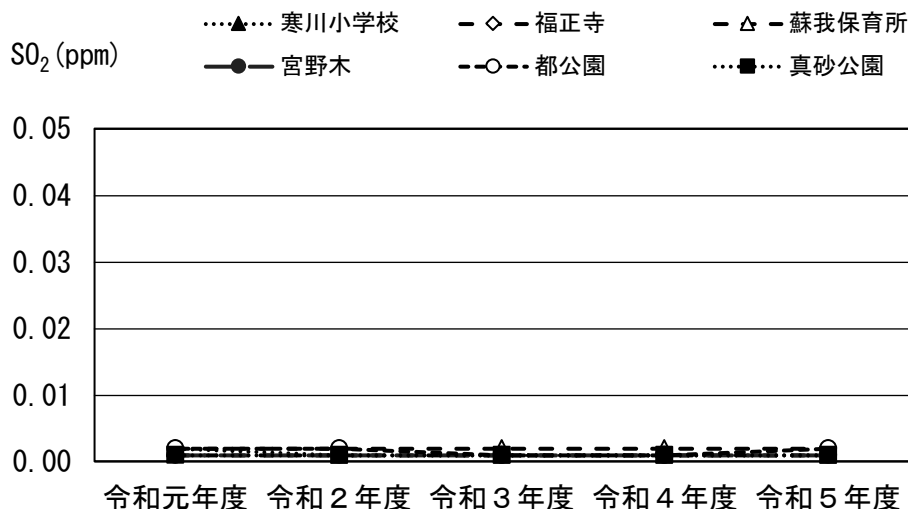
表 2-6-3 二酸化硫黄年平均値の推移

単位：ppm

種別	測定局\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1 寒川小学校	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	2 福正寺	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	3 蘇我保育所	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	5 宮野木	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	7 都公園	0.002	0.002	0.001	(0.001)	0.002
	8 真砂公園	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

注) 表中の「( )」は年間有効測定時間数が6,000時間未満であることを示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）を基に作成

図 2-6-2 二酸化硫黄年平均値の推移

## 2. 二酸化窒素

計画地周辺の測定局における、二酸化窒素の令和5年度の測定結果は、表2-6-4に示すとおりである。また、二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表2-6-5及び図2-6-3(1)、(2)に示すとおりである。

二酸化窒素は、いずれの測定局も環境基準（日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を達成している。また、千葉県及び千葉市では二酸化窒素の環境目標値（日平均値の年間98%値が0.04ppm以下）が定められており、いずれの測定局も環境目標値を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても横ばいである。

表 2-6-4 二酸化窒素年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準との比較 <sup>注1)</sup>	千葉県・千葉市環境目標値との比較 <sup>注2)</sup>
			(ppm)	(ppm)		
一般局	1	寒川小学校	0.011	0.028	○	○
	2	福正寺	0.009	0.021	○	○
	3	蘇我保育所	0.010	0.027	○	○
	4	山王小学校	0.009	0.029	○	○
	5	宮野木	0.011	0.029	○	○
	6	検見川小学校	0.010	0.028	○	○
	7	都公園	0.010	0.026	○	○
	8	真砂公園	0.010	0.029	○	○
自排局	9	千葉市役所	-	-	-	-
	10	真砂	0.015	0.032	○	○
	11	葭川	0.014	0.031	○	○
	12	千草	0.014	0.032	○	○
	13	宮野木	0.013	0.030	○	○

注1) 環境基準との比較：○は環境基準（日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を達成していることを示す。  
×は環境基準を達成していないことを示す。

注2) 千葉県環境目標値との比較：○は環境目標値（日平均値の年間98%値が0.04ppm以下）を達成していることを示す。  
×は環境目標値を達成していないことを示す。

注3) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

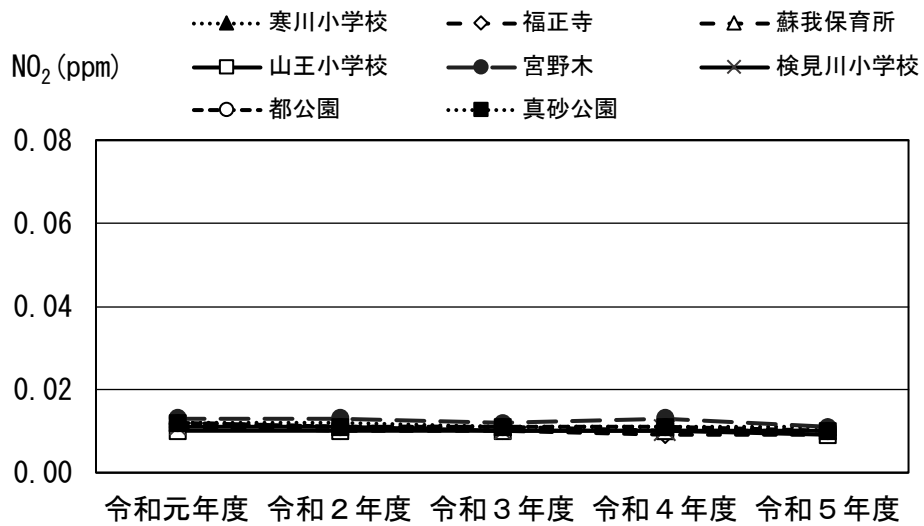
表 2-6-5 二酸化窒素年平均値の推移

単位：ppm

種別	測定局\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1 寒川小学校	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011
	2 福正寺	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
	3 蘇我保育所	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
	4 山王小学校	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009
	5 宮野木	0.013	0.013	0.012	0.013	0.011
	6 検見川小学校	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
	7 都公園	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
	8 真砂公園	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
自排局	9 千葉市役所	0.015	0.014	0.013	0.013	-
	10 真砂	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015
	11 葭川	0.019	0.018	0.018	0.016	0.014
	12 千草	0.017	0.016	0.016	0.015	0.014
	13 宮野木	0.017	0.015	0.015	0.014	0.013

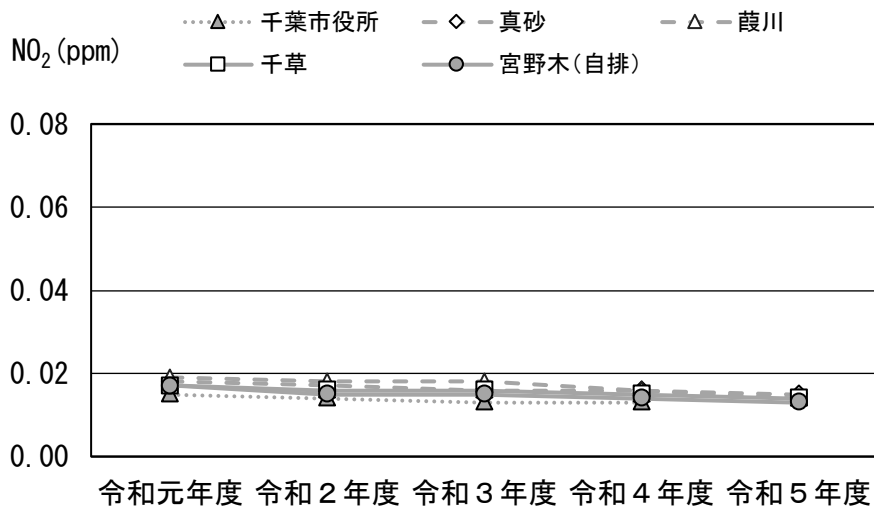
注) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）を基に作成

図 2-6-3(1) 二酸化窒素年平均値の推移（一般局）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）を基に作成

図 2-6-3(2) 二酸化窒素年平均値の推移（自排局）

### 3. 一酸化炭素

計画地周辺の測定局における、一酸化炭素の令和5年度の測定結果は、表 2-6-6に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 2-6-7及び図 2-6-4に示すとおりである。

一酸化炭素は、いずれの測定局も環境基準（短期的評価：1時間値の8時間平均値が20ppm以下で、かつ、日平均値が10ppm以下、長期的評価：日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続していない）を達成している。また、千葉市では環境基準と同様の基準を、環境目標値として設定している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても横ばいである。

表 2-6-6 一酸化炭素年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局		年平均値	1時間値が10ppmを超えた日数	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較 <sup>注)</sup>
			(ppm)	(日)	(回)	(ppm)	(有×・無○)	
自排局	10	真砂	0.3	0	0	0.6	○	○
	12	千草	0.3	0	0	0.6	○	○

注) 環境基準との比較：○は環境基準（短期的評価：1時間値の8時間平均値が20ppm以下で、かつ、日平均値が10ppm以下、長期的評価：日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続していない）を達成していることを示す。（長期的評価は年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とする。）  
×は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

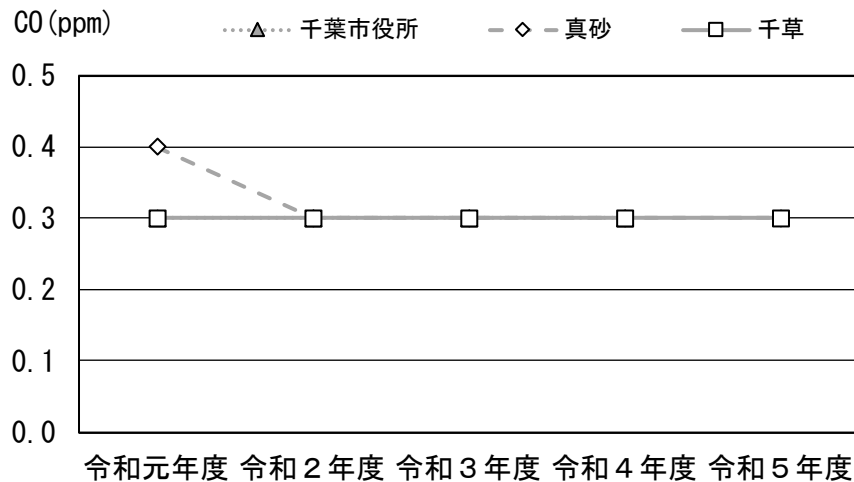
表 2-6-7 一酸化炭素年平均値の推移

単位：ppm

種別	測定局\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自排局	9 千葉市役所	0.3	0.3	0.3	(0.3)	-
	10 真砂	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	12 千草	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

注) 表中の「-」は調査を行っていないことを、「()」は年間有効測定時間数が6,000時間未満であることを示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）を基に作成

図 2-6-4 一酸化炭素年平均値の推移

#### 4. 光化学オキシダント

計画地周辺の測定局における、光化学オキシダントの令和5年度の測定結果は、表 2-6-8に示すとおりである。また、昼間の1時間値が0.12ppm（光化学スモッグ注意報の発令基準レベル。ただし、注意報はこの状態が継続すると判断されるとき発令される。）以上の日数の経年変化は、表 2-6-9及び図 2-6-5に示すとおりである。

光化学オキシダントはいずれの測定局も環境基準（昼間の1時間値が0.06ppm以下）を達成していない。また、千葉市では環境基準と同様の基準を、環境目標値として設定している。環境基準を超過した日数は、寒川小学校測定局で47日、山王小学校測定局で67日、宮野木測定局で71日、検見川小学校測定局で64日、都公園測定局で65日、真砂公園測定局で62日となっている。

1時間値が0.12ppm以上の日数の経年変化は寒川小学校測定局で0～4日、山王小学校測定局、宮野木測定局及び真砂公園測定局で1～5日、検見川小学校測定局及び都公園測定局で0～5日となっている。

なお、環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 2-6-8 光化学オキシダント年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局名		昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数		環境基準との比較 注1)	時間達成率注2) (%)
			(日)	(時間)		
一般局	1	寒川小学校	47	173	×	96.8
	4	山王小学校	67	270	×	95.1
	5	宮野木	71	308	×	94.4
	6	検見川小学校	64	284	×	94.8
	7	都公園	65	268	×	95.1
	8	真砂公園	62	272	×	94.8

注1) 環境基準との比較：○は環境基準（1時間値が0.06ppm以下）を達成していることを示す。

×は環境基準を達成していないことを示す。

注2) 時間達成率：(昼間の環境基準達成時間/昼間の測定時間) × 100 (%)

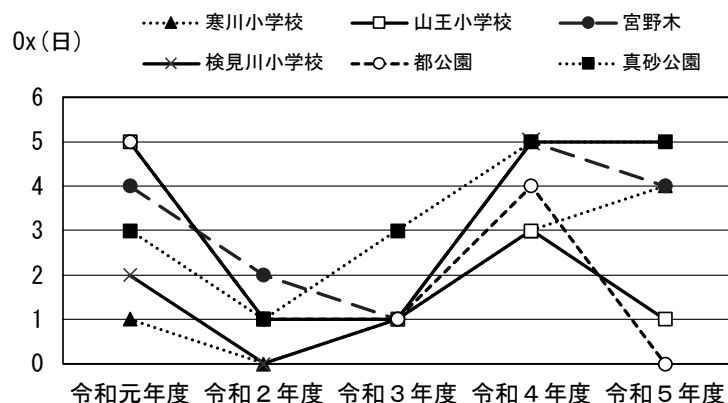
出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

表 2-6-9 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数の推移

単位：日

種別	測定局\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1 寒川小学校	1	0	1	3	4
	4 山王小学校	5	1	1	3	1
	5 宮野木	4	2	1	5	4
	6 検見川小学校	2	0	1	5	5
	7 都公園	5	1	1	4	0
	8 真砂公園	3	1	3	5	5

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）を基に作成

図 2-6-5 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数の推移

## 5. 浮遊粒子状物質

計画地周辺の測定局における、浮遊粒子状物質の令和5年度の測定結果は、表 2-6-10に示すとおりである。また、浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 2-6-11及び図 2-6-6(1)、(2)に示すとおりである。

浮遊粒子状物質は、いずれの測定局も環境基準（短期的評価：1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下、長期的評価：日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続していない）を達成している。また、千葉市では環境基準と同様の基準を、環境目標値として設定している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても横ばいである。

表 2-6-10 浮遊粒子状物質年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局	年平均値	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準 との比較 <sup>注1)</sup>
		(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(日)	(mg/m <sup>3</sup> )	(有×・無○)	
一般局	1 寒川小学校	0.013	0	0	0.030	○	○
	2 福正寺	0.013	0	0	0.030	○	○
	3 蘇我保育所	0.015	0	0	0.033	○	○
	4 山王小学校	0.013	0	0	0.028	○	○
	5 宮野木	0.013	0	0	0.028	○	○
	6 検見川小学校	0.013	0	0	0.028	○	○
	7 都公園	0.015	0	0	0.033	○	○
	8 真砂公園	0.014	0	0	0.032	○	○
自排局	9 千葉市役所	-	-	-	-	-	-
	10 真砂	0.014	0	0	0.029	○	○
	11 葭川	0.013	0	0	0.029	○	○
	12 千草	0.012	0	0	0.028	○	○
	13 宮野木	0.013	0	0	0.028	○	○

注1) 環境基準との比較：○は環境基準（短期的評価：1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下、長期的評価：日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続していない）を達成していることを示す。（長期的評価は年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とする。）  
×は環境基準を達成していないことを示す。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

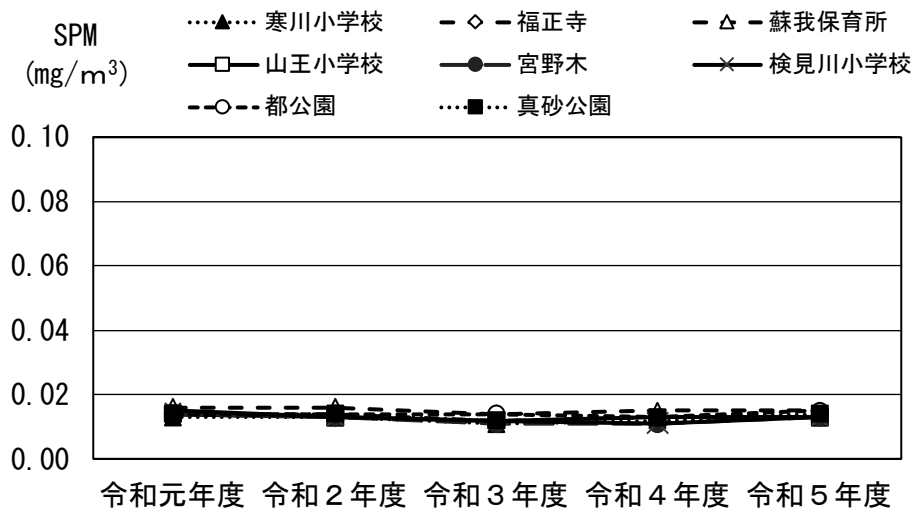
表 2-6-11 浮遊粒子状物質年平均値の推移

単位：mg/m<sup>3</sup>

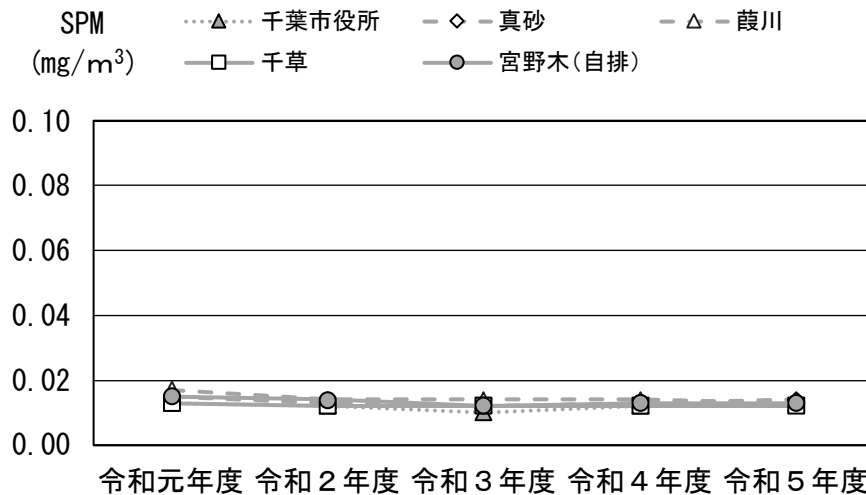
種別	測定局\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1 寒川小学校	0.013	0.013	0.011	0.012	0.013
	2 福正寺	0.014	0.014	0.012	0.013	0.013
	3 蘇我保育所	0.016	0.016	0.014	0.015	0.015
	4 山王小学校	0.014	0.013	0.012	0.013	0.013
	5 宮野木	0.014	0.013	0.011	0.011	0.013
	6 検見川小学校	0.015	0.013	0.012	0.011	0.013
	7 都公園	0.014	0.014	0.014	(0.013)	0.015
	8 真砂公園	0.014	0.014	0.012	0.013	0.014
自排局	9 千葉市役所	0.013	0.012	0.010	0.012	-
	10 真砂	0.015	0.013	0.012	0.013	0.014
	11 葭川	0.017	0.014	0.014	0.014	0.013
	12 千草	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012
	13 宮野木	0.015	0.014	0.012	0.013	0.013

注) 表中の「-」は調査を行っていないことを、「( )」は年間有効測定時間数が6,000時間未満であることを示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）を基に作成  
 図 2-6-6(1) 浮遊粒子状物質年平均値の推移（一般局）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）を基に作成  
 図 2-6-6(2) 浮遊粒子状物質年平均値の推移（自排局）

## 6. 微小粒子状物質

計画地周辺の測定局における、微小粒子状物質の令和5年度の測定結果は、表 2-6-12に示すとおりである。また、微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 2-6-13及び図 2-6-7に示すとおりである。

微小粒子状物質は、いずれの測定局も環境基準（短期的評価：日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、長期的評価：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成している。また、千葉県では環境基準と同様の基準を、環境目標値として設定している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても横ばいである。

表 2-6-12 微小粒子状物質年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局		日平均値の年間98%値	短期基準との比較	年平均値	長期基準との比較	環境基準との比較 <sup>注1)</sup>
			( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		
一般局	1	寒川小学校	21.4	○	9.5	○	○
	3	蘇我保育所	19.3	○	7.1	○	○
	5	宮野木	16.2	○	5.2	○	○
	8	真砂公園	22.1	○	9.4	○	○
自排局	10	真砂	18.8	○	6.9	○	○
	12	千草	18.7	○	8.1	○	○

注1) 環境基準との比較：○は環境基準（短期的評価：日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、長期的評価：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成していることを示す。（年間の有効測定日（1日の欠測が4時間を超えない日）数が250日以上の測定局を対象とする。）  
×は環境基準を達成していないことを示す。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

表 2-6-13 微小粒子状物質年平均値の推移

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

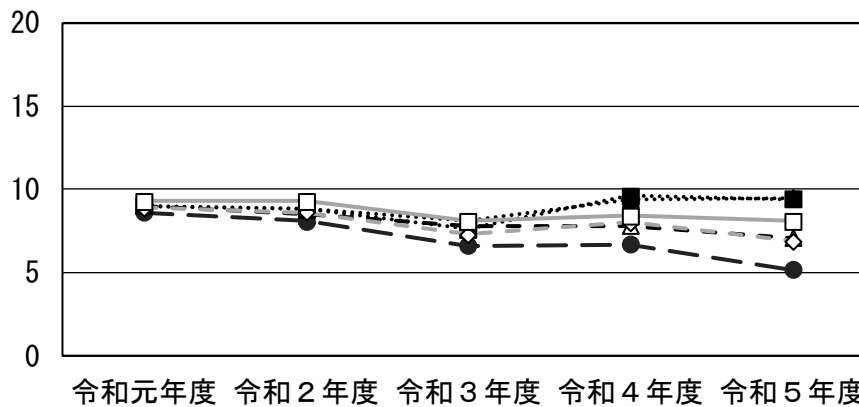
種別	測定局\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1 寒川小学校	9.0	8.8	8.1	(9.4)	9.5
	3 蘇我保育所	9.0	8.5	7.8	7.8	7.1
	5 宮野木	8.6	8.1	6.6	6.7	5.2
	8 真砂公園	9.0	8.8	(7.6)	(9.6)	9.4
自排局	10 真砂	8.9	8.6	7.3	8.0	6.9
	12 千草	9.3	9.3	8.1	8.4	8.1

注) 表中の「( )」は年間有効測定時間数が6,000時間未満であることを示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

PM<sub>2.5</sub> ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

…▲… 寒川小学校      -△- 蘇我保育所      ●— 宮野木  
 …■… 真砂公園      -◇- 真砂      —□— 千草



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）を基に作成

図 2-6-7 微小粒子状物質年平均値の推移

## 7. 非メタン炭化水素

計画地周辺の測定局における、非メタン炭化水素の令和5年度の測定結果は、表 2-6-14に示すとおりである。また、非メタン炭化水素の年平均値の経年変化は、表 2-6-15及び図 2-6-8(1)、(2)に示すとおりである。

非メタン炭化水素は、いずれの測定局も指針値（午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても横ばいである。

表 2-6-14 非メタン炭化水素年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局		年平均値	3時間平均値	指針値との比較 <sup>注3)</sup>	指針値
			(ppmC)	(ppmC)		(ppmC)
一般局	1	寒川小学校	0.10	0.11	○	3時間平均値が0.20から0.31の範囲以下
	5	宮野木	0.09	0.11	○	
	6	検見川小学校	0.09	0.11	○	
	7	都公園	0.10	0.12	○	
自排局	9	千葉市役所	-	-	-	
	10	真砂	0.10	0.12	○	
	11	葭川	0.11	0.12	○	
	12	千草	0.09	0.11	○	
	13	宮野木	0.12	0.13	○	

注1) 3時間平均値は、午前6時から9時までの平均値を示す。

注2) ppmCは、非メタン炭化水素の濃度を炭化水素に含まれる炭素数に換算した濃度の単位である。

注3) 指針値との比較：○は環境基準(午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下)を達成していることを示す。

×は指針値を達成していないことを示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

表 2-6-15 非メタン炭化水素年平均値の推移

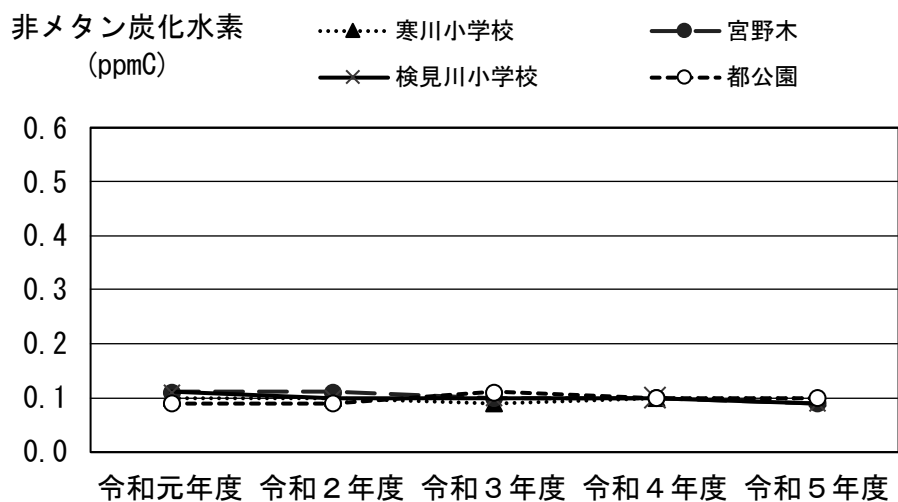
単位：ppmC

種別	測定局/年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1	寒川小学校	年平均値	0.10	0.10	0.09	0.10
			3時間平均値	0.11	0.12	0.11	0.11
	5	宮野木	年平均値	0.11	0.11	0.10	0.10
			3時間平均値	0.12	0.13	0.11	0.11
	6	検見川小学校	年平均値	0.11	0.10	0.10	0.09
			3時間平均値	0.12	0.11	0.12	0.11
7	都公園	年平均値	0.09	0.09	0.11	0.10	
		3時間平均値	0.11	0.11	0.14	0.11	
自排局	9	千葉市役所	年平均値	0.12	0.10	0.10	0.11
			3時間平均値	0.13	0.13	0.12	0.12
	10	真砂	年平均値	0.09	0.09	0.09	0.11
			3時間平均値	0.10	0.10	0.11	0.12
	11	葭川	年平均値	0.12	0.13	0.12	0.11
			3時間平均値	0.13	0.13	0.13	0.12
	12	千草	年平均値	0.10	0.10	0.09	0.10
			3時間平均値	0.11	0.11	0.11	0.11
	13	宮野木	年平均値	0.14	0.13	0.12	0.11
			3時間平均値	0.15	0.14	0.14	0.13

注1) 3時間平均値は、午前6時から9時までの平均値を示す。

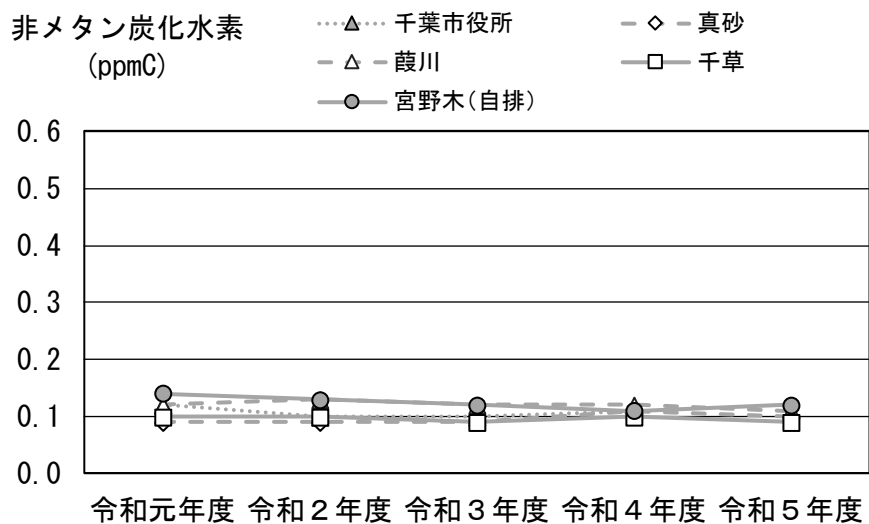
注2) ppmCは、非メタン炭化水素の濃度を炭化水素に含まれる炭素数に換算した濃度の単位である。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)を基に作成

図 2-6-8(1) 非メタン炭化水素年平均値の推移 (一般局)



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)を基に作成

図 2-6-8(2) 非メタン炭化水素年平均値の推移 (自排局)

## 8. ダイオキシン類

計画地周辺の測定局における、ダイオキシン類の令和6年度の測定結果は、表 2-6-16に示すとおりである。また、ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表 2-6-17及び図 2-6-9に示すとおりである。

ダイオキシン類は、いずれの測定局も環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても横ばいである。

表 2-6-16 ダイオキシン類年間測定結果（令和6年度）

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

種別	測定局		測定結果	環境基準との比較 <sup>注)</sup>	環境基準
一般局	2	福正寺	-	-	0.6以下
	4	山王小学校	-	-	
	8	真砂公園	0.021	○	

注) 環境基準との比較：○は環境基準(年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下)を達成していることを示す。

×は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「令和6年度 ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）

表 2-6-17 ダイオキシン類年平均値の推移

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

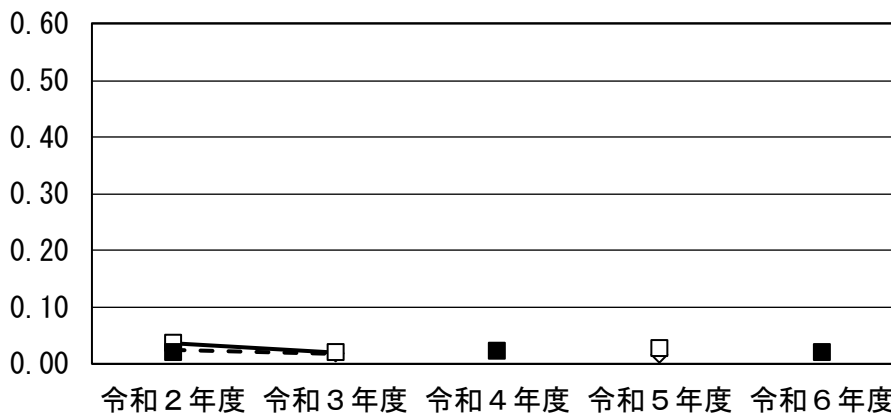
種別	測定局\年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	2	福正寺	0.025	0.018	-	0.017	-
	4	山王小学校	0.037	0.020	-	0.027	-
	8	真砂公園	0.021	-	0.023	-	0.021

注) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和2～令和6年度）」（千葉県ホームページ）

### ダイオキシン類 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

-◇- 福正寺    -□- 山王小学校    ...■... 真砂公園



出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和2～令和6年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 2-6-9 ダイオキシン類年平均値の推移

## 9. 有害大気汚染物質

計画地周辺における、環境基準が設定されている有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）の令和5年度の測定結果は、表 2-6-18に示すとおりである。また、有害大気汚染物質の年平均値の経年変化は、表 2-6-19及び図 2-6-10～図 2-6-14に示すとおりである。

有害大気汚染物質は、いずれの測定局もすべての項目において環境基準を達成している。年平均値の経年変化は、いずれの測定局においてもすべての項目で概ね横ばいである。

表 2-6-18 有害大気汚染物質年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局		測定項目	年平均値	環境基準との比較 <sup>注1)</sup>	環境基準
				( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		$\mu\text{g}/\text{m}^3$
一般局	1	寒川小学校	ベンゼン	1.5	○	3以下
			トリクロロエチレン	0.22	○	130以下
			テトラクロロエチレン	0.031	○	200以下
			ジクロロメタン	1.6	○	150以下
	2	福正寺	ベンゼン	1.8	○	3以下
			トリクロロエチレン	0.36	○	130以下
			テトラクロロエチレン	0.039	○	200以下
			ジクロロメタン	1.7	○	150以下
	8	真砂公園	ベンゼン	1.0	○	3以下
			トリクロロエチレン	0.57	○	130以下
			テトラクロロエチレン	0.050	○	200以下
			ジクロロメタン	1.7	○	150以下
9	千葉市役所	ベンゼン	-	-	3以下	
		トリクロロエチレン	-	-	130以下	
		テトラクロロエチレン	-	-	200以下	
		ジクロロメタン	-	-	150以下	
自排局	13	宮野木	ベンゼン	1.4	○	3以下
			トリクロロエチレン	0.48	○	130以下
			テトラクロロエチレン	0.045	○	200以下
			ジクロロメタン	2.1	○	150以下

注1) 環境基準との比較：○は環境基準を達成していることを示す。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「令和5年度 有害大気汚染物質測定結果」（千葉県ホームページ）

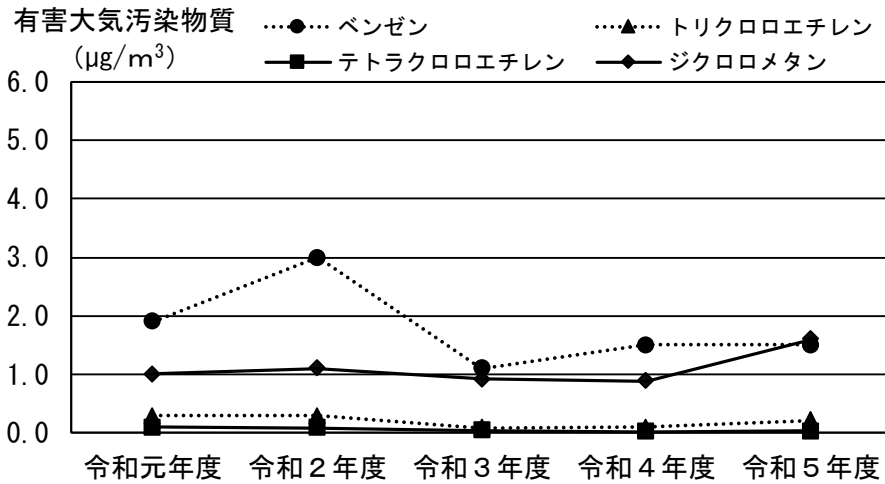
表 2-6-19 有害大気汚染物質年平均値の推移

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

種別	測定局/年度		測定項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1	寒川小学校	ベンゼン	1.9	3.0	1.1	1.5	1.5
			トリクロロエチレン	0.29	0.29	0.082	0.10	0.22
			テトラクロロエチレン	0.10	0.082	0.039	0.022	0.031
			ジクロロメタン	1.0	1.1	0.92	0.89	1.6
	2	福正寺	ベンゼン	1.4	2.1	0.81	0.82	1.8
			トリクロロエチレン	0.38	0.35	0.059	0.11	0.36
			テトラクロロエチレン	0.13	0.15	0.033	0.036	0.039
			ジクロロメタン	1.1	1.2	0.92	0.88	1.7
	8	真砂公園	ベンゼン	1.2	1.3	0.75	0.74	1.0
			トリクロロエチレン	0.28	0.28	0.22	0.28	0.57
			テトラクロロエチレン	0.08	0.048	0.053	0.055	0.050
			ジクロロメタン	1.3	1.1	1.6	0.96	1.7
9	千葉市役所	ベンゼン	1.4	1.8	0.82	0.93	-	
		トリクロロエチレン	0.29	0.37	0.22	0.13	-	
		テトラクロロエチレン	0.10	0.087	0.074	0.026	-	
		ジクロロメタン	1.1	1.2	0.98	0.93	-	
自排局	13	宮野木	ベンゼン	1.1	1.3	0.79	0.86	1.4
			トリクロロエチレン	0.33	0.30	0.26	0.33	0.48
			テトラクロロエチレン	0.073	0.057	0.051	0.052	0.045
			ジクロロメタン	1.5	1.3	1.1	1.1	2.1

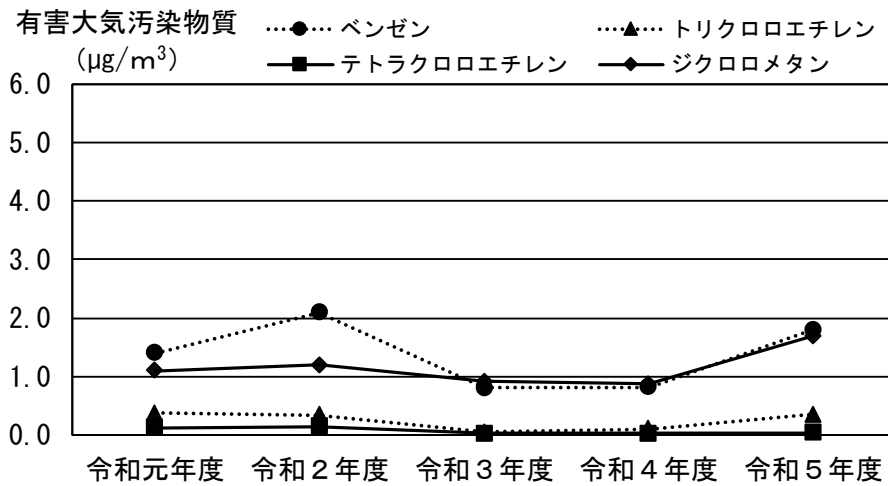
注) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「有害大気汚染物質測定結果（令和元～令和5年度）」（千葉県ホームページ）



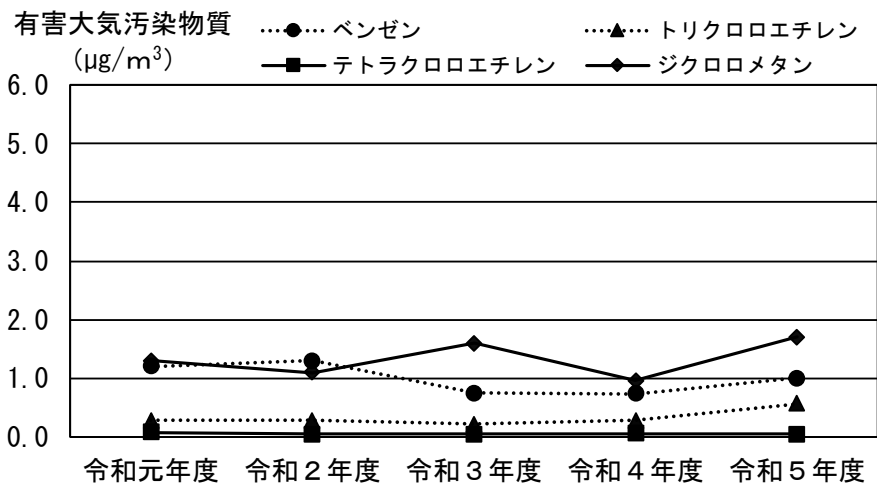
出典：「有害大気汚染物質測定結果について（令和元～5年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 2-6-10 有害大気汚染物質年平均値の推移（寒川小学校）



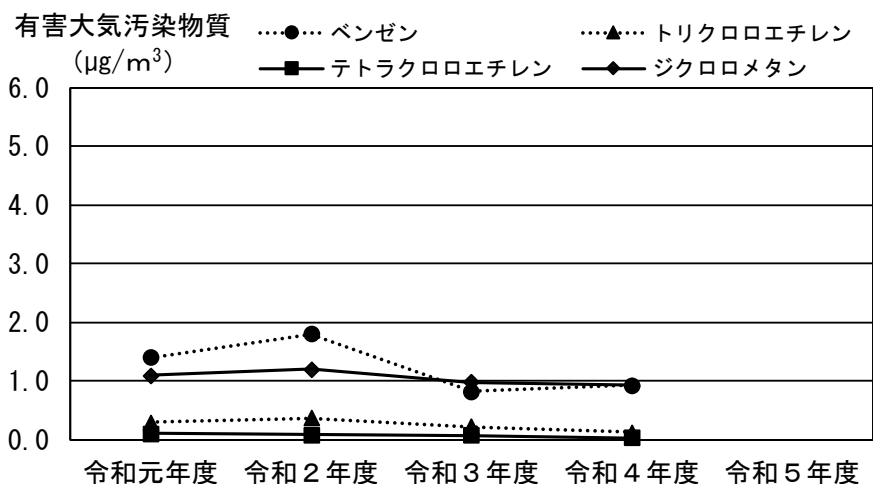
出典：「有害大気汚染物質測定結果について（令和元～5年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 2-6-11 有害大気汚染物質年平均値の推移（福正寺）



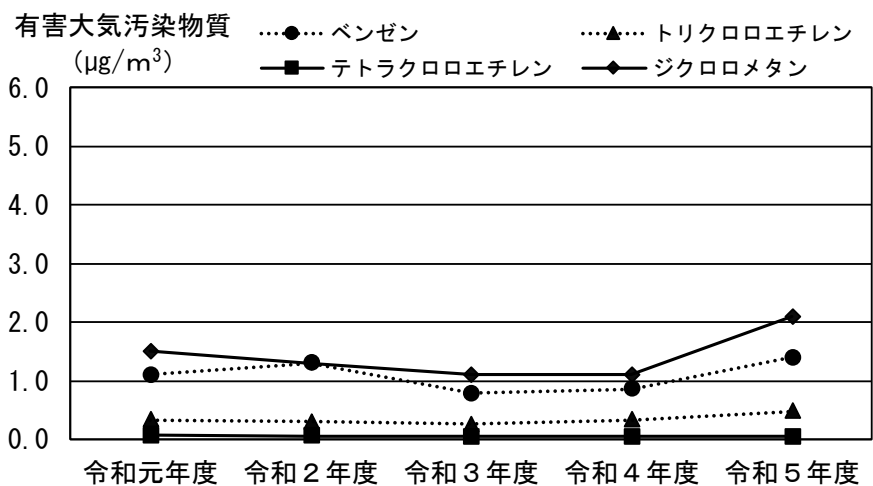
出典：「有害大気汚染物質測定結果について（令和元～5年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 2-6-12 有害大気汚染物質年平均値の推移（真砂公園）



出典：「有害大気汚染物質測定結果について（令和元～5年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 2-6-13 有害大気汚染物質年平均値の推移（千葉市役所）



出典：「有害大気汚染物質測定結果について（令和元～5年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 2-6-14 有害大気汚染物質年平均値の推移（宮野木）

## 2-7 水質

計画地周辺における公共用水域の水質測定地点は、表 2-7-1(1)、(2)及び図 2-7-1に示すとおりである。令和6年度の測定結果は、表 2-7-2(1)～(5)に示すとおりである。

生活環境の保全に関する環境基準は類型指定されている水域に、人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に適用される。

測定結果をみると、河川においては新花見川橋、高洲橋、平成橋のほう素を除くすべての項目が環境基準及び環境目標値に適合している。また、海域においては、東京湾6のCOD及び全リン、東京湾No.8のCOD、東京湾No.7及び東京湾No.8の全窒素及び全リンが環境基準に適合していない。千葉港No.5のCOD、東京湾No.8の全窒素及び全リンが環境目標値に適合していないものの、その他すべての項目・地点で環境基準及び環境目標値に適合している。

表 2-7-1(1) 公共用水域水質測定地点(河川)

区分	水域名	地点番号	地点名	環境基準 <sup>注1)</sup>		環境目標値の有無 有：○ 無：-	調査機関名
				BOD等	水生生物		
河川	花見川 (印旛放水路)	①	新花見川橋	C類型	生物B	○	千葉市
		②	日本橋	E類型	生物B	○	
	葭川	③	都賀川橋梁	-	-	-	
		④	源町407番地地先	-	-	○	
	浜田川	⑤	下八坂橋	-	-	○	
	花園川	⑥	高洲橋	-	-	○	
	浜野川	⑦	浜野橋	-	-	○	
	生実川	⑧	平成橋	-	-	○	

注) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は類型指定されている水域に適用され、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)は全公共用水域に適用される。

出典：「令和6年度公共用水域水質調査結果」(令和7年9月 千葉市ホームページ)

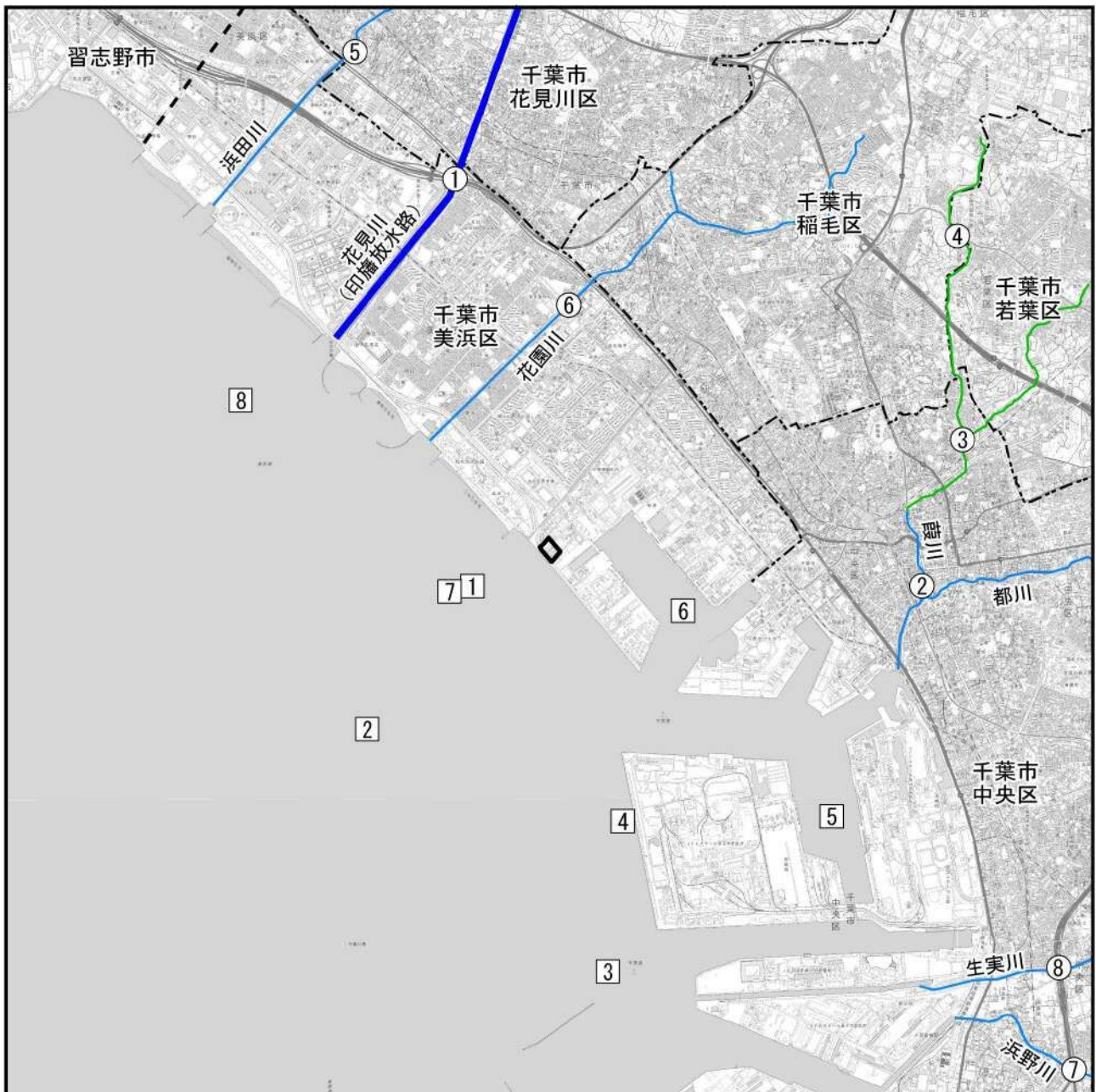
表 2-7-1(2) 公共用水域水質測定地点(海域)

区分	水域名	地点番号	地点名	所在地	指定水域名・環境基準 <sup>注)</sup>			環境目標値の有無 有：○ 無：-	調査機関名
					COD	N・P	水生生物		
海域	東京湾	①	東京湾 5	稲毛沿岸	千葉港(甲) C類型	千葉港 IV類型	東京湾 生物A	-	千葉県
		②	東京湾 6	千葉航路	千葉港(乙) B類型	東京湾(二) III類型	東京湾 生物A	-	
		③	東京湾 7	千葉沿岸	千葉港(甲) C類型	千葉港 IV類型	東京湾 生物A	-	
	千葉港	④	千葉港No.1	JFEスチール 西工場地先	千葉港(甲) C類型	千葉港 IV類型	千葉港 生物A	-	千葉市
		⑤	千葉港No.3	JFEスチール 港湾内	千葉港(甲) C類型	千葉港 IV類型	千葉港 生物A	-	
		⑥	千葉港No.5	新港コンビナート 港湾内	千葉港(甲) C類型	千葉港 IV類型	千葉港 生物A	○	
	東京湾	⑦	東京湾No.7	いなげの浜地先	東京湾(3) C類型	東京湾(二) III類型	東京湾 生物A	-	千葉市
		⑧	東京湾No.8	幕張の浜地先	東京湾(9) B類型	東京湾(二) III類型	東京湾 生物A	○	

注) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は類型指定されている水域に適用され、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)は全公共用水域に適用される。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(令和7年8月 千葉県ホームページ)

「令和6年度公共用水域水質調査結果」(令和7年9月 千葉市ホームページ)

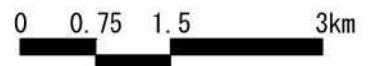


凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 一級河川区間
- 二級河川区間
- その他の河川
- 海域
- 水質測定地点
- 河川測定地点
- 海域測定地点



1:75,000



出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」（令和7年8月 千葉県ホームページ）

「令和6年度公共用水域水質調査結果」（令和7年9月 千葉市ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。

図 2-7-1 公共用水域水質調査地点

表 2-7-2(1) 公共用水域の水質測定結果（河川 令和6年度）

項目	測定地点名	河川				環境基準		環境目標値		
		花見川	葭川							
		①新花見川橋	②日本橋	③都賀川橋梁	④源町407番地地先	①新花見川橋	②日本橋	④源町407番地地先		
環境基準類型	BOD等	C類型	E類型	—	—	C類型	E類型	—	—	—
	水生生物	生物B	生物B	—	—	生物B		—	—	—
生活環境項目	pH	7.9	7.9	8.4	8.1	6.5~8.5	6.0~8.5	—	—	—
	DO (mg/L)	7.9	7.7	11.5	9.3	5以上	2以上	5以上	5以上	5以上
	BOD (mg/L)	2.0	1.0	1.0	1.1	5以下	10以下	5以下	5以下	5以下
	COD (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	SS (mg/L)	4	1	1	2	50以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	—	—	—
	大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全リン (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全亜鉛 (mg/L)	0.006	0.007	—	0.012	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
ノニルフェノール (mg/L)	0.00006	0.00008	—	<0.00006	0.002以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下	
LAS (mg/L)	0.0010	0.0054	—	0.0034	0.05以下	0.05以下	0.05以下	0.05以下	0.05以下	
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
	全シアン (mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
	六価クロム (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	砒素 (mg/L)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—	—	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	PCB (mg/L)	不検出	不検出	—	—	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下	0.004以下	0.004以下	0.004以下	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下	0.006以下	0.006以下	0.006以下	0.006以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	—	—	0.006以下	0.006以下	0.006以下	0.006以下	0.006以下
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	—	—	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	—	—	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
セレン (mg/L)	<0.001	<0.001	—	—	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	
ふっ素 (mg/L)	0.42	0.09	<0.08	<0.08	0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下	
ほう素 (mg/L)	1.7 <sup>注4)</sup>	0.2	<0.1	<0.1	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	—	—	0.05以下	0.05以下	0.05以下	0.05以下	0.05以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	1.8	3.5	3.9	3.8	10以下	10以下	10以下	10以下	10以下	

注1) 表中の値のBODは年間75%値、全シアンは最高値、その他は年平均値を示している。

注2) 表中の□は、環境基準及び環境目標値を超過していることを示している。

注3) 表中の「—」は調査を行っていない、または環境基準類型が設定されていないことを示している。

注4) 測定地点が河口付近であり、海水の影響を受けていると考えられる。

出典：「令和6年度公共用水域水質調査結果」（令和7年9月 千葉市ホームページ）

表 2-7-2(2) 公共用水域の水質測定結果（河川 令和6年度）

項目	測定地点名	河川				環境目標値			
		浜田川	花園川	浜野川	生実川	⑤下八坂橋	⑥高洲橋	⑦浜野橋	⑧平成橋
		⑤下八坂橋	⑥高洲橋	⑦浜野橋	⑧平成橋	⑤下八坂橋	⑥高洲橋	⑦浜野橋	⑧平成橋
生活環境項目	pH	8.6	8.1	7.8	7.8	—	—	—	—
	DO (mg/L)	12.7	6.6	6.8	9.0	5以上	5以上	5以上	5以上
	BOD (mg/L)	1.7	1.6	1.1	1.5	5以下	3以下	3以下	3以下
	COD (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	SS (mg/L)	3	2	2	8	—	—	—	—
	大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	—
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	全窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	全リン (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	全亜鉛 (mg/L)	0.006	0.007	0.008	0.004	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.00007	0.002以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下
LAS (mg/L)	0.0126	0.0019	0.0018	0.0014	0.05以下	0.05以下	0.05以下	0.05以下	
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下			
	全シアン (mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと			
	鉛 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下			
	六価クロム (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下			
	砒素 (mg/L)	<0.001	0.0025	<0.001	<0.001	0.01以下			
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下			
	アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—	—	検出されないこと			
	PCB (mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと			
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下			
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下			
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下			
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下			
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下			
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下			
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下			
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下			
	チウラム (mg/L)	—	—	—	—	0.006以下			
	シマジン (mg/L)	—	—	—	—	0.003以下			
	チオベンカルブ (mg/L)	—	—	—	—	0.02以下			
ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下				
セレン (mg/L)	—	—	—	—	0.01以下				
ふっ素 (mg/L)	0.10	0.71	0.23	0.28	0.8以下				
ほう素 (mg/L)	0.5	3.2 <sup>注4)</sup>	0.7	1.1 <sup>注4)</sup>	1以下				
1,4-ジオキサン (mg/L)	—	—	—	—	0.05以下				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	4.2	1.2	1.1	0.9	10以下				

注1) 表中の値のBODは年間75%値、全シアンは最高値、その他は年平均値を示している。

注2) 表中の□は、環境基準及び環境目標値を超過していることを示している。

注3) 表中の「—」は調査を行っていない、または環境基準類型が設定されていないことを示している。

注4) 測定地点が河口付近であり、海水の影響を受けていると考えられる。

出典：「令和6年度公共用水域水質調査結果」（令和7年9月 千葉県ホームページ）

表 2-7-2(3) 公共用水域の水質測定結果（海域 令和6年度）

項目		測定地点名	海域（東京湾）			環境基準	
			稲毛沿岸	千葉航路	千葉沿岸		
			①東京湾 5	②東京湾 6	③東京湾 7		
環境基準類型	COD	C類型	B類型	C類型	B類型	C類型	
	N・P	IV類型	III類型	IV類型	III類型	IV類型	
	水生生物	生物A	生物A	生物A	生物A		
生活環境項目	pH	8.2	8.3	8.2	7.8～8.3	7.0～8.3	
	DO (mg/L)	7.5	7.3	7.4	5以上	2以上	
	BOD (mg/L)	—	—	—	—		
	COD (mg/L)	3.6	3.7	3.3	3以下	8以下	
	SS (mg/L)	—	—	—	—		
	大腸菌数 (CFU/100mL)	30	17	12	—	—	
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	不検出	不検出	不検出	—		
	全窒素 (mg/L)	0.59	0.55	0.63	0.6以下	1以下	
	全リン (mg/L)	0.057	0.054	0.059	0.05以下	0.09以下	
	全亜鉛 (mg/L)	0.002	0.002	0.002	0.02以下		
	ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.001以下		
	LAS (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.01以下		
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下		
	全シアン (mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと		
	鉛 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下		
	六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.02以下		
	砒素 (mg/L)	0.001	0.001	0.001	0.01以下		
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下		
	アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—	検出されないこと		
	PCB (mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと		
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下		
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下		
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下		
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1以下		
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下		
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下		
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下		
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下		
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下		
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下		
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下		
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下		
	セレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下		
	ふっ素 (mg/L)	—	—	—	—		
	ほう素 (mg/L)	—	—	—	—		
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.2	0.2	0.3	10以下			

注1) 表中の値のCODは年間75%値、全シアンは最高値、その他は年平均値を示している。

注2) 表中の□は、環境基準を超過していることを示している。

注3) 表中の「—」は調査を行っていない、または環境基準類型が設定されていないことを示している。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」（令和7年8月 千葉県ホームページ）

表 2-7-2(4) 公共用水域の水質測定結果（海域 令和6年度）

項目		測定地点名	海域（千葉港）			環境基準	環境目標値
			JFEスチール 西工場地先	JFEスチール 港湾内	新港コンビナート 港湾内		
			④千葉港No.1	⑤千葉港No.3	⑥千葉港No.5		
環境基準類型	COD		C類型	C類型	C類型	C類型	-
	N・P		IV類型	IV類型	IV類型	IV類型	-
	水生生物		生物A	生物A	生物A	生物A	-
生活環境	pH		8.3	8.1	8.1	7.0～8.3	-
	DO (mg/L)		7.6	6.1	6.6	2以上	5以上
	BOD (mg/L)		-	-	-	-	-
	COD (mg/L)		3.6	3.5	3.5	8以下	3以下
	SS (mg/L)		-	-	-	-	-
	大腸菌数 (CFU/100mL)		-	-	-	-	-
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)		-	-	-	-	-
	全窒素 (mg/L)		0.69	0.71	0.72	1以下	1以下
	全リン (mg/L)		0.070	0.067	0.079	0.09以下	0.09以下
	全亜鉛 (mg/L)		0.004	0.004	0.003	0.02以下	0.02以下
健康項目	ノニルフェノール (mg/L)		0.00007	0.00008	0.00008	0.001以下	0.001以下
	LAS (mg/L)		<0.0006	0.00008	<0.0006	0.01以下	0.01以下
	カドミウム (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	0.003以下
	全シアン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
	鉛 (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下
	六価クロム (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0.02以下	0.02以下
	砒素 (mg/L)		0.001	0.001	0.001	0.01以下	0.01以下
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	0.0005以下
	アルキル水銀 (mg/L)		-	-	-	検出されないこと	検出されないこと
	PCB (mg/L)		不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.02以下
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	1以下	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下	0.006以下
	トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下
	チウラム (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下	0.006以下
	シマジン (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	0.003以下
	チオベンカルブ (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.02以下
	ベンゼン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下
	セレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下
	ふっ素 (mg/L)		-	-	-	-	-
	ほう素 (mg/L)		-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	0.05以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.33	0.30	0.34	10以下	10以下	

注1) 表中の値のCODは年間75%値、全シアンは最高値、その他は年平均値を示している。

注2) 表中の□は、環境目標値を超過していることを示している。

注3) 表中の「-」は調査を行っていない、または環境基準類型が設定されていないことを示している。

出典：「令和6年度公共用水域水質調査結果」（令和7年9月 千葉市ホームページ）

表 2-7-2(5) 公共用水域の水質測定結果（海域 令和6年度）

項目		測定地点名	海域（東京湾）		環境基準		環境目標値
			いなげの浜地先	幕張の浜地先			
			⑦東京湾 No. 7	⑧東京湾 No. 8	⑧東京湾No. 8		
環境基準類型	COD	C類型	B類型	B類型	C類型	—	
	N・P	Ⅲ類型	Ⅲ類型	Ⅲ類型		—	
	水生生物	生物A	生物A	生物A		—	
生活環境項目	pH	8.1	8.3	7.8～8.3	7.0～8.3	—	
	DO (mg/L)	6.9	7.5	5以上	2以上	5以上	
	BOD (mg/L)	—	—	—		—	
	COD (mg/L)	3.2	4.0	3以下	8以下	3以下	
	SS (mg/L)	—	—	—		—	
	大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	—	—	—		—	
	全窒素 (mg/L)	0.77	0.95	0.6以下		0.6以下	
	全リン (mg/L)	0.10	0.094	0.05以下		0.05以下	
	全亜鉛 (mg/L)	—	0.006	0.02以下		0.02以下	
	ノニルフェノール (mg/L)	—	0.00007	0.001以下		0.001以下	
	LAS (mg/L)	—	<0.0006	0.01以下		0.01以下	
健康項目	カドミウム (mg/L)	—	<0.0003	0.003以下		0.003以下	
	全シアン (mg/L)	—	不検出	検出されないこと		検出されないこと	
	鉛 (mg/L)	—	0.001	0.01以下		0.01以下	
	六価クロム (mg/L)	—	<0.005	0.02以下		0.02以下	
	砒素 (mg/L)	—	0.001	0.01以下		0.01以下	
	総水銀 (mg/L)	—	<0.0005	0.0005以下		0.0005以下	
	アルキル水銀 (mg/L)	—	—	検出されないこと		検出されないこと	
	PCB (mg/L)	—	不検出	検出されないこと		検出されないこと	
	ジクロロメタン (mg/L)	—	<0.002	0.02以下		0.02以下	
	四塩化炭素 (mg/L)	—	<0.0002	0.002以下		0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	—	<0.0004	0.004以下		0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.002	0.1以下		0.1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.004	0.04以下		0.04以下	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	—	<0.1	1以下		1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	—	<0.0006	0.006以下		0.006以下	
	トリクロロエチレン (mg/L)	—	<0.001	0.01以下		0.01以下	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	—	<0.001	0.01以下		0.01以下	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	—	<0.0002	0.002以下		0.002以下	
	チウラム (mg/L)	—	—	0.006以下		0.006以下	
	シマジン (mg/L)	—	—	0.003以下		0.003以下	
	チオベンカルブ (mg/L)	—	—	0.02以下		0.02以下	
	ベンゼン (mg/L)	—	<0.001	0.01以下		0.01以下	
	セレン (mg/L)	—	—	0.01以下		0.01以下	
	ふっ素 (mg/L)	—	—	—		—	
	ほう素 (mg/L)	—	—	—		—	
	1,4-ジオキサン (mg/L)	—	<0.005	0.05以下		0.05以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	0.43	10以下		10以下		

注1) 表中の値のCODは年間75%値、全シアンは最高値、その他は年平均値を示している。

注2) 表中の□は、環境基準及び環境目標値を超過していることを示している。

注3) 表中の「—」は調査を行っていない、または環境基準類型が設定されていないことを示している。

出典：「令和6年度公共用水域水質調査結果」（令和7年9月 千葉県ホームページ）

計画地周辺において実施されている公共用水域のダイオキシン類の測定地点は図 2-7-2に、令和2年度から令和6年度における測定結果は表 2-7-3に示すとおりである。

公共用水域のダイオキシン類測定結果は、すべての年度において環境基準に適合している。

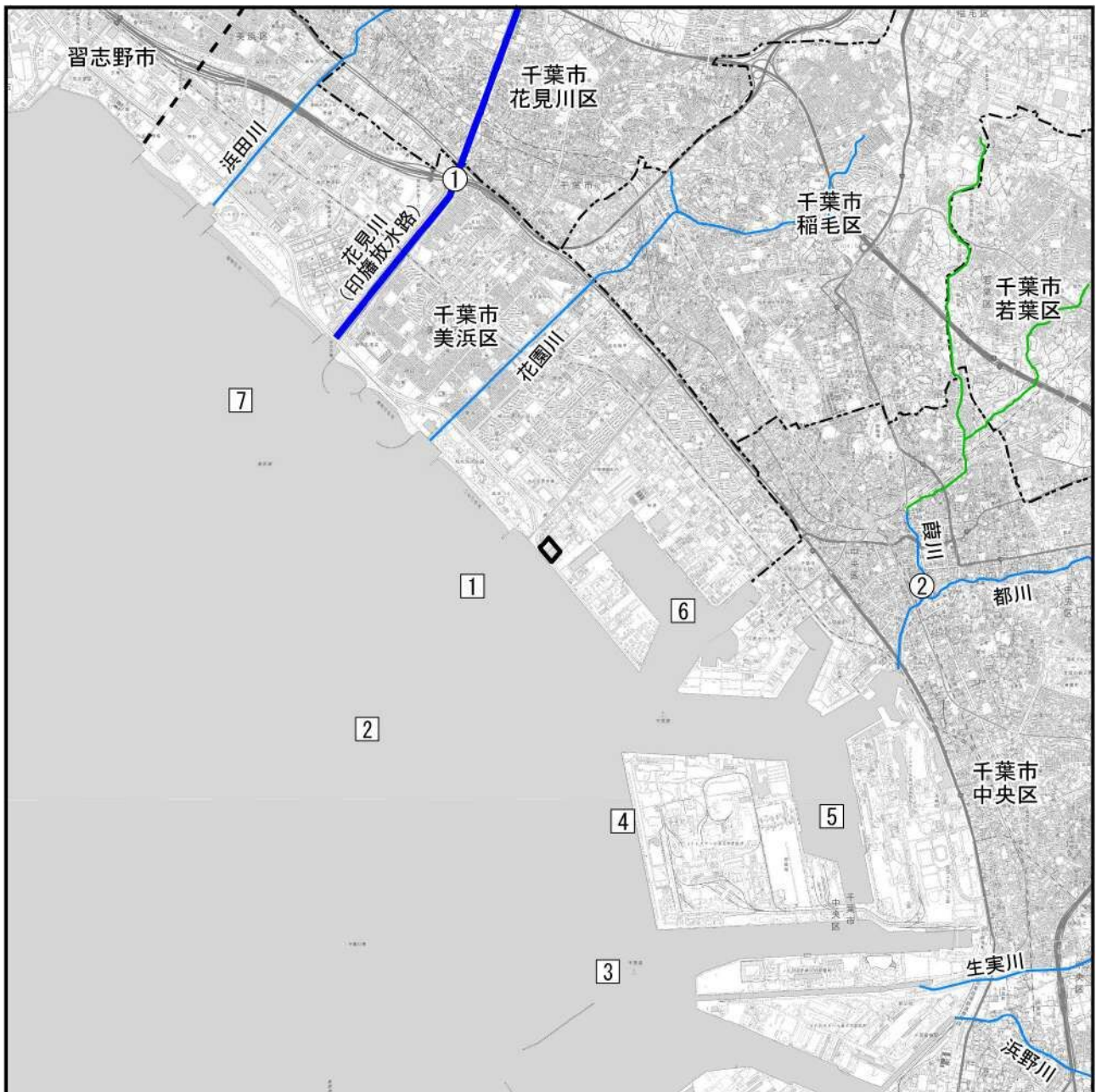
表 2-7-3 公共用水域のダイオキシン類の測定結果（公共用水域）

単位：pg-TEQ/L

区分	水域名	地点番号	地点名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準
河川	花見川 (印旛放水路)	①	新花見川橋	0.057	0.066	0.062	0.086	0.11	1以下
		②	日本橋	0.040	0.037	0.040	0.039	0.068	
海域	東京湾	①	東京湾 5	-	-	-	-	0.071	
		②	東京湾 6	-	-	-	0.021	-	
		③	東京湾 7	-	0.066	-	-	-	
	千葉港	④	東京湾No.1	0.11	-	0.14	-	0.080	
		⑤	東京湾No.3	0.061	-	0.089	-	0.077	
		⑥	東京湾No.5	-	0.058	-	0.089	-	
東京湾	⑦	東京湾No.8	-	0.050	-	0.053	-		

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和2～令和6年度）」（千葉県ホームページ）

「一般環境中（公共用水域水質及び底質、地下水、土壌）のダイオキシン類調査結果（令和2～令和6年度）」（千葉市ホームページ）



凡 例

- 計画地
- - - 市境
- - - - 区境

- 一級河川区間
- 二級河川区間
- その他の河川
- 海域

ダイオキシン類測定地点

- 河川測定地点
- 海域測定地点

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和2～令和6年度）」  
 （千葉県ホームページ）

「一般環境中（公共用水域水質及び底質、地下水、土壌）のダイオキシン類  
 調査結果（令和2～令和6年度）」（千葉市ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」  
 「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

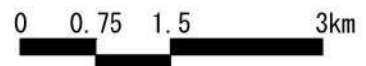


図 2-7-2 公共用水域のダイオキシン類調査地点

## 2-8 底質

計画地周辺における水底の底質の調査地点は、公共用水域水質調査地点と同様として図 2-7-1に示したとおりである。令和5年度における水底の底質の測定結果は表 2-8-1に示すとおりである。

また、令和2年度から令和6年度における底質のダイオキシン類の調査地点は図 2-7-2に、測定結果は表 2-8-2に示すとおりであり、いずれの年度もすべての地点において環境基準を達成している。

表 2-8-1 水底の底質の測定結果（令和5年度）

項目	測定地点名	海域（東京湾）
		稲毛沿岸
		①東京湾 5
pH	-	7.5
酸化還元電位	(mV)	-157
乾燥減量	(%)	52.4
強熱減量	(%)	6.3
COD	(mg/g)	10
全窒素	(mg/g)	1.1
全リン	(mg/g)	0.42
全有機性炭素	(mg/g)	9.8
全硫化物	(mg/g)	0.25

出典：「東京湾の底質調査結果（令和5年度）」（令和6年12月 九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会）

表 2-8-2 ダイオキシン類の測定結果（水底の底質）

単位：pg-TEQ/g

区分	水域名	地点番号	地点名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準
河川	花見川 (印旛放水路)	①	新花見川橋	3.6	3.7	0.91	7.6	4.6	150以下
		②	日本橋	0.83	0.74	0.74	0.61	2.1	
海域	千葉港	④	東京湾No.1	19	-	12	-	22	
		⑤	東京湾No.3	33	-	39	-	11	
		⑥	東京湾No.5	-	29	-	33	-	
	東京湾	⑦	東京湾No.8	-	1.3	-	2.4	-	

注) 表中の「-」は調査を行っていないことを示している。

出典：「一般環境中（公共用水域水質及び底質、地下水、土壌）のダイオキシン類調査結果（令和2～令和6年度）」（千葉市ホームページ）

## 2-9 騒音

### 2-9-1 環境騒音

計画地周辺における環境騒音の調査結果は表 2-9-1に、調査地点は図 2-9-1に示すとおりである。

計画地周辺における環境騒音の調査結果は、昼間で46～55デシベル、夜間で39～49デシベルとなっており、宮原公園の夜間を除き、環境基準を達成している。

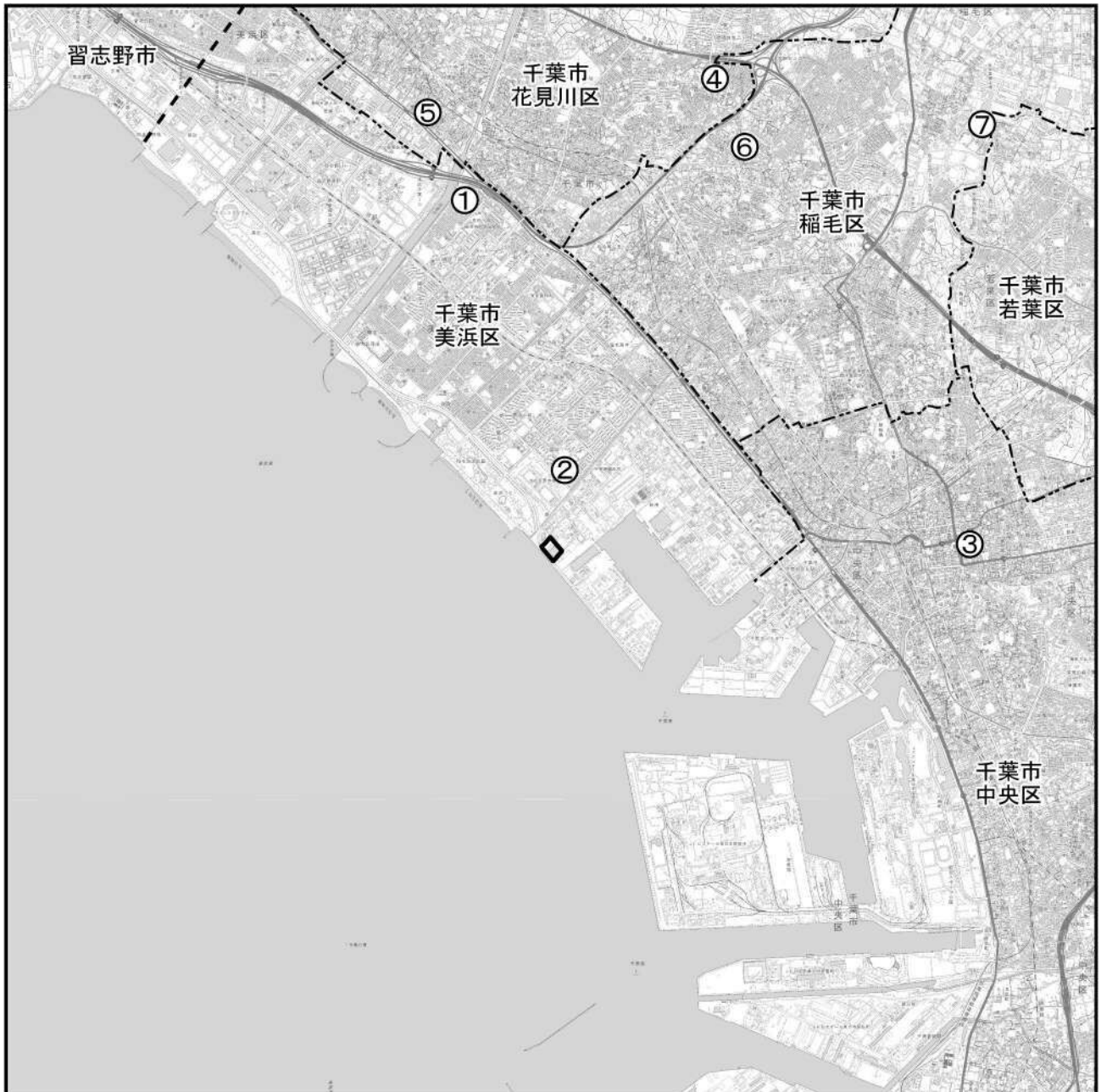
表 2-9-1 環境騒音調査結果（令和6年度）

番号	区	地点名	所在地	等価騒音レベル (デシベル)		環境基準
				昼間	夜間	
1	美浜区	真砂5丁目第2公園	真砂5丁目30	46	43	A類型 昼間：55 夜間：45
2		高浜第1公園	高浜1丁目5	47	45	A類型 昼間：55 夜間：45
3	中央区	本円寺公園	本町1丁目6	49	39	C類型 昼間：60 夜間：50
4	花見区	富士公園	宮野木台4丁目4	48	44	A類型 昼間：55 夜間：45
5		幕張5丁目第4公園	幕張町5丁目417-334	55	49	C類型 昼間：60 夜間：50
6	稲毛区	宮原公園	宮野木町835-119	48	46	A類型 昼間：55 夜間：45
7		長沼原東公園	長沼原町317-9	49	43	C類型 昼間：60 夜間：50





注1) 昼間の時間区分は6:00～22:00、夜間の時間区分は22:00～6:00である。

注2)   は環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和6年度 一般環境騒音測定結果」（千葉市ホームページ）



凡 例

-  計画地
-  市境
-  区境
-  一般環境騒音調査地点

注) 図中の番号は表 2-9-1と一致する。

出典：「令和6年度 一般環境騒音測定結果」(千葉市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

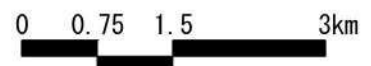


図 2-9-1 環境騒音調査地点

## 2-9-2 道路交通騒音

計画地周辺における自動車騒音の調査結果（面的評価）は表 2-9-2(1)、(2)に、調査地点は図 2-9-2に示すとおりである。

計画地周辺における自動車騒音の調査地点（面的評価）は、市道新港穴川線で昼間夜間ともに67デシベルとなっている。各地点における環境基準の達成率は、29.8～100.0%となっている。

なお、計画地周辺において、自動車騒音（要請限度）の調査は実施されていない。

表 2-9-2(1) 自動車騒音調査結果(面的評価) (令和5年度)

番号	道路名	観測地点の住所	評価区間の住所	等価騒音レベル (デシベル)		評価区間の延長 (km)	昼間・夜間とも基準値以下 (%)	昼間のみ基準値以下 (%)	夜間のみ基準値以下 (%)	昼間・夜間とも基準値超過 (%)	車線数	環境基準類型
				昼間	夜間							
1	一般国道357号	千葉市美浜区浜田1丁目	千葉市美浜区浜田 千葉市美浜区浜田	57	57	1.0	29.8	2.0	0.0	68.2	4	B
2	市道千葉臨海線	千葉市美浜区磯辺2丁目	千葉市美浜区新港 千葉市美浜区磯辺2丁目8	52	52	2.1	100.0	0.0	0.0	0.0	4	B
3	市道新港穴川線	千葉市美浜区新港	千葉市美浜区新港 千葉市美浜区幸町2丁目19	67	67	1.9	34.8	0.0	0.0	65.2	4	C
4	一般国道126号	千葉市中央区都町2丁目	千葉市若葉区加曾利町 千葉市中央区本町1丁目5	67	67	2.8	91.0	8.4	0.0	0.6	2	C
5	館山自動車道	千葉市中央区浜野町	千葉市中央区浜野町 千葉市中央区浜野町	47	47	0.6	77.8	0.0	0.0	22.2	4	B
6	一般国道357号	千葉市中央区蘇我1丁目	千葉市中央区塩田町 千葉市中央区川崎町	72	72	2.0	69.5	15.9	0.0	14.7	4	B
7	主要地方道千葉茂原線	千葉市中央区浜野町	千葉市中央区浜野町 千葉市中央区浜野町	64	64	1.0	99.8	0.2	0.0	0.0	2	B
8	主要地方道東千葉停車場線	千葉市中央区院内1丁目	千葉市中央区要町6 千葉市中央区院内1丁目8	53	53	0.4	98.6	0.0	0.5	0.9	2	C
9	主要地方道浜野四街道長沼線	千葉市中央区浜野町	千葉市中央区浜野町 千葉市中央区生実町	59	59	2.1	99.2	0.0	0.6	0.3	2	B
10	一般県道本千葉停車場線	千葉市中央区神明町	千葉市中央区本千葉町15 千葉市中央区神明町	62	62	0.8	99.7	0.3	0.0	0.0	4	C
11	一般県道蘇我停車場線	千葉市中央区今井2丁目	千葉市中央区今井1丁目25 千葉市中央区今井1丁目20	50	50	0.3	97.6	1.4	0.0	1.0	2	C

注1) 昼間の時間区分は6:00～22:00、夜間の時間区分は22:00～6:00である。

注2) 環境基準類型「X」は環境基準のあてはめがない地域を示し、Bが当てはめられているとみなす。

注3) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準は以下の通りである。

A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

：昼間60デシベル以下、夜間55デシベル以下

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域

：昼間65デシベル以下、夜間60デシベル以下

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路(道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路)の道路端から20メートルの地域(2車線以下の場合は15メートルの地域)

：昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下

出典：「2024(令和6)年版 環境白書」(令和7年3月 千葉県)

表 2-9-2(2) 自動車騒音調査結果(面的評価)(令和5年度)

番号	道路名	観測地点の住所	評価区間の住所	等価騒音レベル(デシベル)		評価区間の延長(km)	昼間・夜間とも基準値以下(%)	昼間のみ基準値以下(%)	夜間のみ基準値以下(%)	昼間・夜間とも基準値超過(%)	車線数	環境基準類型
				昼間	夜間							
12	一般県道 浜野停車場線	千葉市中央区 浜野町	千葉市中央区村田町 ＼ 千葉市中央区浜野町	55	55	0.6	100.0	0.0	0.0	0.0	2	B
13	市道中央今井町線	千葉市中央区 末広3丁目	千葉市中央区末広1丁目3 ＼ 千葉市中央区南町2丁目7	63	63	1.9	98.9	0.8	0.0	0.2	4	B
14	市道問屋町2号線	千葉市中央区 問屋町	千葉市中央区問屋町7 ＼ 千葉市中央区問屋町2	62	62	0.4	100.0	0.0	0.0	0.0	4	C
15	市道市場町4号線	千葉市中央区 市場町	千葉市中央区本町3丁目1 ＼ 千葉市中央区長洲1丁目9	63	63	0.6	99.6	0.0	0.0	0.4	4	C
16	一般国道14号	千葉市 花見川区 幕張町5丁目	千葉市美浜区幕張西2丁目3 ＼ 千葉市花見川区幕張町	58	58	1.9	97.5	0.0	0.5	2.0	5	C
17	主要地方道 千葉鎌ヶ谷松戸線	千葉市 花見川区 幕張町3丁目	千葉市花見川区幕張本郷2丁目25 ＼ 千葉市花見川区幕張町	65	65	1.3	97.8	0.4	0.4	1.5	2	B
18	主要地方道 千葉鎌ヶ谷松戸線	千葉市 花見川区 幕張町4丁目	千葉市花見川区幕張町 ＼ 千葉市花見川区武石町	64	64	1.0	99.4	0.6	0.0	0.0	4	B
19	一般県道 幕張停車場線	千葉市 花見川区 幕張町5丁目	千葉市花見川区幕張町 ＼ 千葉市花見川区幕張町	57	57	0.5	99.8	0.0	0.0	0.2	2	C
20	一般国道16号	千葉市稲毛区 園生町	千葉市稲毛区長沼町 ＼ 千葉市稲毛区園生町	72	72	2.8	59.6	31.1	0.4	9.0	4	C
21	主要地方道 浜野四街道長沼線	千葉市稲毛区 山王町	千葉市稲毛区小深町 ＼ 千葉市稲毛区六方町	64	64	1.1	99.4	0.6	0.0	0.0	2	C
22	主要地方道 浜野四街道長沼線	千葉市稲毛区 山王町	千葉市稲毛区六方町 ＼ 千葉市稲毛区長沼町	68	68	2.1	87.1	4.3	0.0	8.6	2	C
23	一般県道 稲毛停車場穴川線	千葉市稲毛区 稲毛東4丁目	千葉市稲毛区稲毛東3丁目18 ＼ 千葉市稲毛区小仲台2丁目5	62	62	0.7	100.0	0.0	0.0	0.0	2	C
24	一般県道 稲毛停車場穴川線	千葉市稲毛区 小仲台5丁目	千葉市稲毛区小仲台2丁目5 ＼ 千葉市稲毛区園生町	64	64	1.1	99.9	0.0	0.0	0.1	4	B
25	一般県道稲毛停車場稲毛海岸線	千葉市稲毛区 稲毛1丁目	千葉市稲毛区稲毛東4丁目3 ＼ 千葉市稲毛区稲毛2丁目4	63	63	0.8	98.8	1.2	0.0	0.0	2	C

注1) 昼間の時間区分は6:00~22:00、夜間の時間区分は22:00~6:00である。

注2) 環境基準類型「X」は環境基準のあてはめがない地域を示し、Bが当てはめられているとみなす。

注3) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準は以下の通りである。

A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

: 昼間60デシベル以下、夜間55デシベル以下

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域

: 昼間65デシベル以下、夜間60デシベル以下

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路(道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路)の道路端から20メートルの地域(2車線以下の場合は15メートルの地域)

: 昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下

出典:「2024(令和6)年版 環境白書」(令和7年3月 千葉県)



凡 例

- 計画地
- - - 市境
- · - · - 区境
- 自動車騒音調査地点（面的評価）

注) 図中の番号は表 2-9-2(1)、(2)と一致する。

出典：「2024(令和6)年版 環境白書」(令和7年3月 千葉県)  
「自動車騒音常時監視結果Light版」(国立環境研究所ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

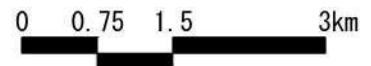


図 2-9-2 自動車騒音調査地点（面的評価）

## 2-10 振動

### 2-10-1 環境振動

計画地周辺において、環境振動の調査は実施されていない。

### 2-10-2 道路交通振動

計画地周辺における道路交通振動の調査結果は表 2-10-1に、調査地点は図 2-10-1に示すとおりである。

計画地周辺の道路交通振動の調査地点は、市道新港穴川線で昼間48デシベル、夜間45デシベルとなっている。また、いずれの調査地点についても、要請限度未満となっている。

表 2-10-1 道路交通振動調査結果（令和5年度）


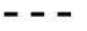


番号	道路名	調査地点	振動レベル 80%レンジの上端値 (デシベル)		要請限度
			昼間	夜間	
1	一般国道 357 号 ・ 東関東自動車道	千葉市美浜区浜田 1 丁目	45	42	○
2	市道新港穴川線	千葉市美浜区新港	48	45	○
3	市道千葉臨海線	千葉市美浜区磯辺 2 丁目	42	38	○
4	一般国道 126 号	千葉市中央区都町 2 丁目	41	35	○
5	一般国道 357 号	千葉市中央区蘇我 1 丁目	47	44	○
6	市道中央今井町線	千葉市中央区末広 3 丁目	39	34	○
7	主要地方道千葉大網線	千葉市中央区末広 1 丁目	42	34	○
8	一般国道 14 号	千葉市花見川区幕張町 5 丁目	45	42	○
9	一般国道 16 号	千葉市稲毛区園生町	53	53	○

注) 昼間の時間区分は8:00~19:00、夜間の時間区分は19:00~8:00である。

出典:「2024(令和6)年版 環境白書」(令和7年3月 千葉県)



凡 例

-  計画地
-  市境
-  区境
-  道路交通振動調査地点

注) 図中の番号は表 2-10-1と一致する。

出典：「2024(令和6)年版 環境白書」(令和7年3月 千葉県)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「千葉西部」「千葉東部」「五井」「蘇我」を使用したものである。



1:75,000

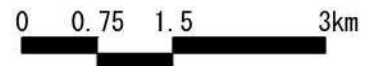


図 2-10-1 道路交通振動調査地点

## 2-11 悪臭

### 2-11-1 悪臭

計画地周辺において、悪臭の調査は実施されていない。(なお、悪臭に関する苦情の件数は、「2-13 2-13-1 公害苦情の状況」(2-86頁参照)に記載しており、千葉市における令和元年度から令和5年度における悪臭に関する公害苦情の件数は、47～78件となっている。)

## 2-12 廃棄物

### 2-12-1 一般廃棄物

#### 1. ごみ処理状況

千葉市におけるごみ収集処理実績状況は、表 2-12-1に示すとおりである。

令和5年度におけるごみ処理量は328,055 tとなっており、過去5年間(令和元年度～令和5年度)で概ね横ばいである。

表 2-12-1 ごみ収集処理実績状況

項目 年度	ごみ 総排出量 <sup>注1)</sup> (t)	ごみ処理量 <sup>注2)</sup> (t)	中間処理後再生 利用量 <sup>注3)</sup> (t)	リサイクル率 <sup>注4)</sup> (%)	最終処分量 <sup>注5)</sup> (t)
令和元年度	345,916	335,676	25,993	30.1	18,420
令和2年度	335,139	325,993	21,150	28.5	17,409
令和3年度	337,218	328,256	32,355	33.3	16,116
令和4年度	341,015	332,811	31,592	34.4	15,185
令和5年度	335,511	328,055	29,311	34.6	15,497

注1) ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

注2) ごみ処理量=直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量

注3) 中間処理後再生利用量=焼却施設+粗大ごみ処理施設+ごみ堆肥化施設+ごみ飼料化施設+メタン化施設+ごみ燃料化施設+その他の資源化等を行う施設+その他の施設

注4) リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100

注5) 最終処分量=直接最終処分量+焼却残渣量+処理残渣量

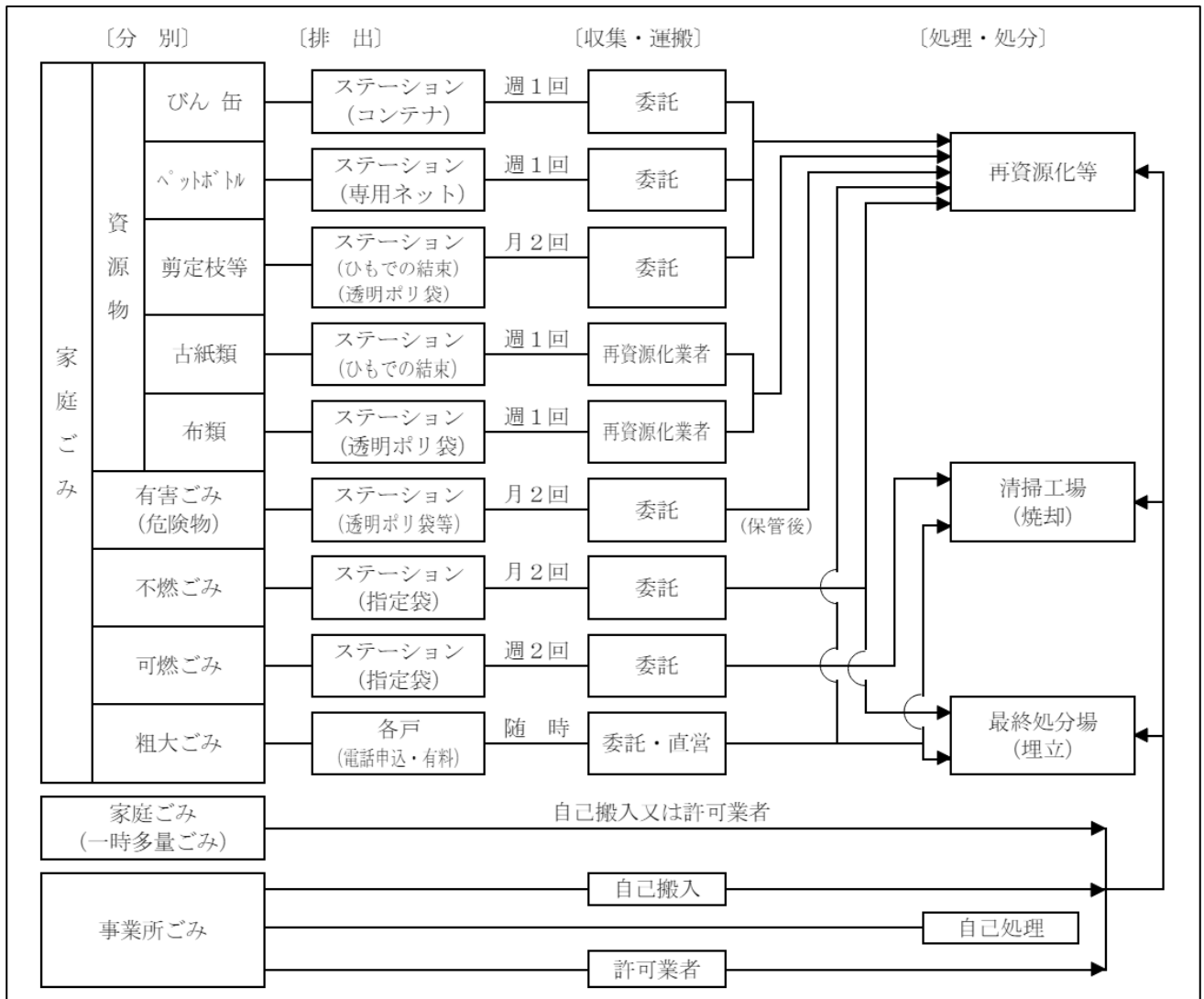
出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 令和元～令和5年度調査結果」(環境省ホームページ)

## 2. ごみ処理体制

千葉市における一般廃棄物処理体制は、図 2-12-1に示すとおりである。

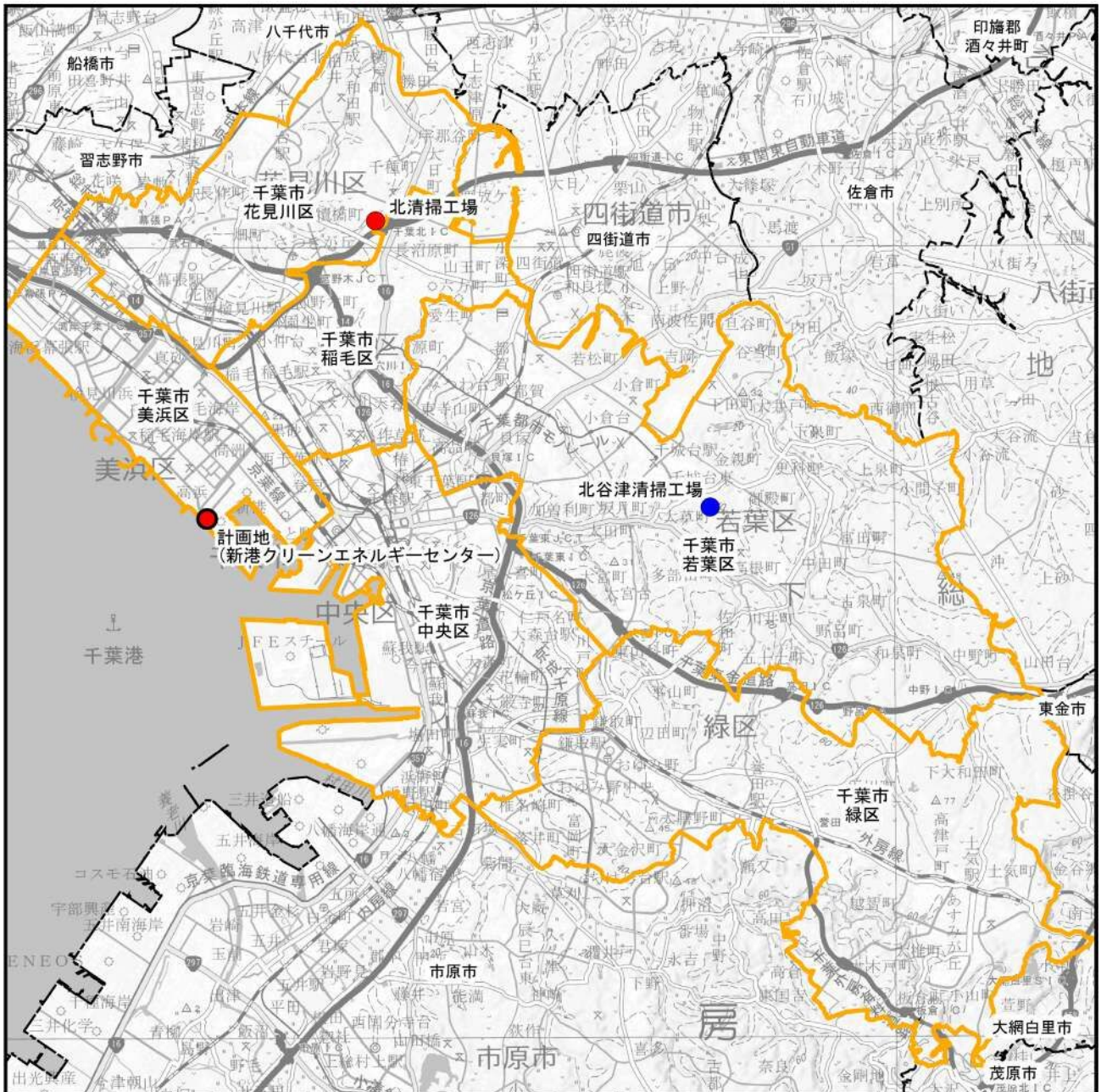
千葉市のごみ収集・処理体制は、収集、運搬、中間処理(破碎・焼却)、最終処分(埋立)と再資源化によって行われる一連のシステムとなっている。千葉市では、多様化するごみを環境衛生上支障のないよう処理するため、収集運搬体制の整備・充実をはじめ、清掃工場や最終処分場等各種清掃施設の整備・拡充を行っている。

また、千葉市における清掃施設の位置は、図 2-12-2に示すとおりである。



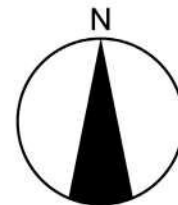
出典：「2025(令和7)年度版清掃事業概要」(令和7年10月 千葉市)

図 2-12-1 廃棄物収集・処理体制 (令和7年4月1日現在)



凡 例

- 計画地(新港クリーン・エネルギーセンター)
- 市境
- 焼却施設
- 焼却施設(令和8年度供用開始予定)



1:150,000

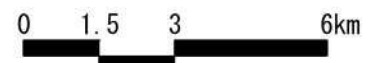


図 2-12-2 清掃施設位置図

## 2-12-2 産業廃棄物

産業廃棄物は、工場や事業所の事業活動に伴い発生する廃棄物で「廃棄物処理法」により、燃え殻や汚泥等の20種類が定められている。

千葉県における過去5年間の産業廃棄物の中間処理の実績は表 2-12-2に、最終処分の実績は表 2-12-3に示すとおりである。

令和5年度における産業廃棄物の処理実績は、中間処理量が841千t、最終処分量が78.0千tとなっている。

表 2-12-2 産業廃棄物の中間処理量

単位：千t

項目 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
汚泥	20	9	9	12	7
廃プラスチック	116	100	124	120	115
木くず	139	124	113	121	116
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	95	40	57	49	44
がれき類	504	476	441	562	427
その他	202	158	142	146	132
合計	1,076	907	886	1,010	841

出典：「2025(令和7)年度版清掃事業概要」(令和7年10月 千葉県)

表 2-12-3 産業廃棄物の最終処分量

単位：千t

項目 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
汚泥	5.7	4.9	5.4	3.1	3.2
廃プラスチック	10.4	6.6	7.3	3.9	2.9
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	24.9	21.6	23.3	35.3	37.6
がれき類	30.5	27.7	27.2	33.8	34.3
その他	0.3	0.3	0.2	0	0
合計	71.8	61.1	63.4	76.1	78.0

出典：「2025(令和7)年度版清掃事業概要」(令和7年10月 千葉県)

### 2-12-3 し尿処理

千葉市における過去5年間のし尿処理量の状況は、表 2-12-4及び図 2-12-3に示すとおりである。

し尿処理量は、過去5年間（令和元～令和5年度）で増加と減少を繰り返している。令和5年度における総処理量は、25,026.95k1であり、その内訳は図 2-12-4に示すとおりである。

表 2-12-4 千葉市のし尿処理量(令和元～令和5年度)

単位：k1

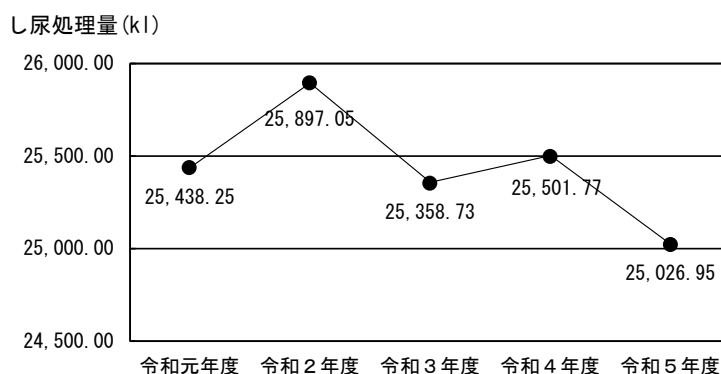
年度	汲取量			処理量
	総量	委託	業者	
令和元年度	25,438.25	51.80	25,386.45	25,438.25
令和2年度	25,897.05	43.66	25,853.39	25,897.05
令和3年度	25,358.73	48.51	25,310.22	25,358.73
令和4年度	25,501.77	51.84	25,449.93	25,501.77
令和5年度	25,026.95	38.73	24,988.22	25,026.95

注1) 汲取量及び処理量は、浄化槽汚泥を含む。

注2) 汲取量の委託は、市有施設のみを示す。

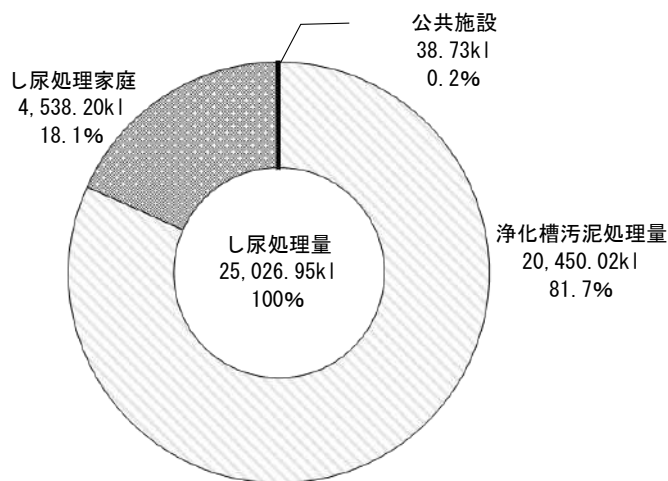
注3) し尿処理は平成20年度から前処理のみを行っている。前処理後は下水処理場で処理している。

出典：「千葉市統計書 令和6年度版」(令和7年3月 千葉市)



出典：「千葉市統計書 令和6年度版」(令和7年3月 千葉市)

図 2-12-3 千葉市のし尿処理量の推移



出典：「2025 (令和7年) 度版清掃事業概要」(令和7年10月 千葉市) を基に作成

図 2-12-4 し尿処理量 (令和5年度)

## 2-13 その他の事項

### 2-13-1 公害苦情の状況

千葉市における過去5年間の公害苦情件数の状況は、表 2-13-1及び図 2-13-1に示すとおりである。

令和5年度の苦情件数は、騒音が260件と最も多く、次いで悪臭が78件となっている。主な原因として、騒音は工事・建設作業、悪臭は家庭生活となっている。

過去5年間（令和元～令和5年度）の合計推移をみると、令和元年度から令和3年度は増加傾向であったが、令和3年度から令和5年度までは減少傾向となっていた。

表 2-13-1 公害苦情件数の状況（令和元～令和5年度）

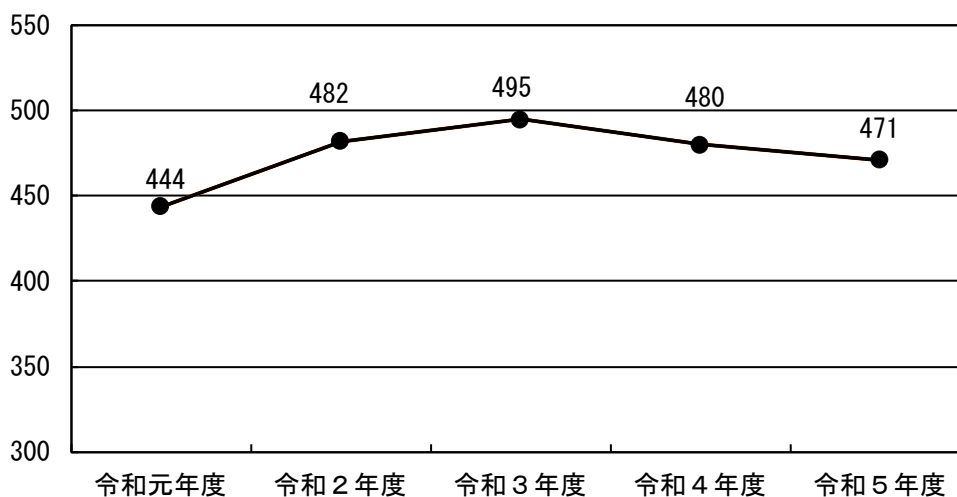
単位：件

市	項目	典型七公害						その他	合計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下			悪臭
	令和元年度	45	16	0	305	23	0	47	8	444
	令和2年度	44	21	0	308	22	0	63	24	482
	令和3年度	50	24	0	318	28	0	61	14	495
	令和4年度	61	16	0	275	41	0	78	9	480
	令和5年度	55	19	1	260	28	0	78	30	471

出典：「公害苦情調査結果報告書（令和元～令和5年度）」（千葉県ホームページ）

注）騒音は低周波を含む。

公害苦情件数（件）



出典：「公害苦情調査結果報告書（令和元～令和5年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 2-13-1 千葉市の公害苦情件数の推移

## 2-14 関係法令による指定規制等

### 2-14-1 大気

#### 1. 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表 2-14-1(1)～(4)に示すとおりである。また、環境基準以外の指針値等は、表 2-14-2に示すとおりである。

表 2-14-1(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	-
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	-
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 環告第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 環告第 38 号）

表 2-14-1(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 環告第 4 号）

表 2-14-1(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1 年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 環告第 33 号）

表 2-14-1(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	基準値	備考
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環告第68号）

表 2-14-2 その他の指針値等

物質	指針値・目標値	根拠
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下	①
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	②
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
降下ばいじん	月間値の年平均値が10t/km <sup>2</sup> /月以下であり、かつ月間値が20t/km <sup>2</sup> /月以下であること。	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が、0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が、0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が、0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が、0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
アクリロニトリル	1年平均値が、2μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
塩化ビニルモノマー	1年平均値が、10μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
水銀及びその化合物	1年平均値が、0.04μgHg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ニッケル化合物	1年平均値が、0.025μgNi/m <sup>3</sup> 以下であること。	
クロロホルム	1年平均値が、18μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が、1.6μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
1,3-ブタジエン	1年平均値が、2.5μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	1年平均値が、6ng-As/m <sup>3</sup> 以下であること。	
マンガン及びその化合物	1年平均値が、0.14μgMn/m <sup>3</sup> であること。	
アセトアルデヒド	1年平均値が、120μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
塩化メチル	1年平均値が、94μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	③

注) 表中の根拠は以下に示すとおりである。

- ①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和51年8月 中央公害対策審議会）
- ②：千葉県環境基本計画に定める定量目標（平成23年3月）
- ③：環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日 環大規第136号より）

## 2. 大気汚染に係る規制基準

本事業は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設及び水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質及び水銀の排出基準が適用される。

さらに、この施設は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める大気基準適用施設に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

### (1) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。千葉市は $K=1.75$ が適用される。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 ( $m^3_N/時$ )

$H_e$  : 補正された排出口の高さ（煙突実高+煙上昇高）(m)

K : 地域によって異なる値（千葉市は $K=1.75$ ）

また、硫黄酸化物の総量規制は、表 2-14-3に示すとおりである。工場・事業場が集合している地域について、工場・事業場ごとに総排出量を規制している。計画地がある千葉市は千葉南部区域に該当し、規制基準が適用される。また、表 2-14-4に示すとおり、石油系燃料中の硫黄含有率を規制している。

表 2-14-3 硫黄酸化物に係る総量規制基準（原燃料使用量が 500L/h 以上）

区域	総量規制基準
千葉南部区域 千葉市、市原市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	$Q = 3.3W^{0.88} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.88} - W^{0.88} \}$

注) Q : 許容硫黄酸化物量 ( $m^3_N/h$ )

W : 昭和 51 年 9 月 30 日 (小型ボイラーについては昭和 60 年 9 月 9 日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和 63 年 1 月 31 日並びにガス機関及びガソリン機関については平成 3 年 1 月 31 日) までに設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算した量 (kL/h)

$W_i$  : 昭和 51 年 10 月 1 日 (小型ボイラーについては昭和 60 年 9 月 10 日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和 63 年 2 月 1 日並びにガス機関及びガソリン機関については平成 3 年 2 月 1 日) 以後に設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算した量 (kL/h)

出典 : 「硫黄酸化物に係る総量規制基準」

(昭和 51 年 8 月 千葉県告示第 531 号及び昭和 63 年 1 月 千葉県告示第 65 号)

表 2-14-4 硫黄酸化物に係る燃料使用基準

工場・事業場の規模	50L/h 以上 200L/h 未満	200L/h 以上 500L/h 未満
石油系燃料中硫黄許容含有率	0.8%	0.6%

出典 : 「硫黄酸化物に係る燃料使用基準」

(昭和 51 年 8 月 千葉県告示第 532 号及び昭和 63 年 1 月 千葉県告示第 66 号)

(2) 窒素酸化物

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準は、表 2-14-5に示すとおりである。

表 2-14-5 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

施設の種類		排出ガス量 (万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時)	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
浮遊回転燃焼式焼却炉	連続炉	4以上	450 (On=12%)	昭和54年 8月10日 以降
		4未満		
特殊廃棄物焼却炉 <sup>注)</sup>	連続炉	4以上	250 (On=12%)	
		4未満	700 (On=12%)	
上記2項以外の 廃棄物焼却炉	連続炉	4以上	250 (On=12%)	
		4未満		
	連続炉以外	4以上		

注) ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するものをいう。

備考 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

0n : 標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

Cs : 排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104による。)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号)

千葉市は、千葉市窒素酸化物対策指導要綱に基づき窒素酸化物の排出総量を指導している。原燃料使用量の重油換算の合計が2 kL/時以上の工場又は事業所について、窒素酸化物の排出総量の指導基準を次式により定めている。

$$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31W i^{0.95}$$

Q : 排出が許容される窒素酸化物の量 (m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h)

W : 昭和58年3月31日までに設置され通常稼動しているばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/h)

W i : 昭和58年4月1日以後に設置され通常稼動するすべてのばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/h)

(3) ばいじん

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉の処理能力に応じた一般排出基準が定められている。また、「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」に基づき一部地域で上乘せ基準が定められており、千葉市は上乘せ基準の適用地域である。排出基準は、表 2-14-6(1)、(2)に示すとおりである。

表 2-14-6(1) 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準（一般排出基準）

施設の種類	廃棄物の処理能力 (t/時)	一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )		
		～平成10. 6. 30 設置	平成10. 7. 1 以後設置	0n (%)
廃棄物焼却炉	4 以上	0.08	0.04	12
	2 以上 4 未満	0.15	0.08	
	2 未満	0.25	0.15	

- 備考 (1) 一般排出基準に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。  

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$
 C : ばいじんの濃度 (g/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)  
 0n : 標準酸素濃度 (%)  
 0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)  
 Cs : 排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m<sup>3</sup><sub>N</sub>) (JIS Z 8808による。)  
 なお、標準酸素濃度0nが0sの施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C = Csとする。
- (2) 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれていないものとする。
- (3) ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。
- (4) 上乘せ基準適用地域にあっては、一般排出基準と上乘せ基準のいずれか厳しい基準が適用される。
- 出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号）

表 2-14-6(2) 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準（上乘せ基準）

施設の種類	排出ガス量（湿り） (万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	上乘せ基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
廃棄物焼却炉（連続炉）	4 以上	0.10
	1 以上 4 未満	0.20
	1 未満	—
上記以外の廃棄物焼却炉	—	0.40

- 備考 上乘せ基準は標準酸素濃度による補正は行わない。
- 出典：「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」（昭和46年12月 千葉県条例第67号）

(4) 塩化水素

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における塩化水素の一般排出基準は、表 2-14-7 に示すとおりである。

表 2-14-7 廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準

施設の種類	物質の種類	一般排出基準 (mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
廃棄物焼却炉	塩化水素	700

注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。

$$C = \{9 / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の塩化水素濃度 (mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

Cs : 排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>) (JIS K 0107による)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号)

(5) 水銀

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における水銀の排出基準は、表 2-14-8に示すとおりである。

表 2-14-8 廃棄物焼却炉における水銀の規制基準

施設の種類	排出基準 (μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	
	～平成30. 3. 31 設置	平成30. 4. 1 以後設置
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、 下水汚泥焼却炉)	50 (0n=12%)	30 (0n=12%)

注) 水銀の濃度の測定結果の基準との適否については、下記の式を用いて標準酸素濃度による補正を行う。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 酸素濃度0nにおける水銀濃度 (μg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

0n : 標準酸素濃度 (%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス 1 m<sup>3</sup>中の量に換算したもの (μg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号)

## (6) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 2-14-9に示すとおりである。

表 2-14-9 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

施設の種類	焼却能力 <sup>注1)</sup>	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> ) <sup>注2)</sup>		O <sub>n</sub> (%)
		～平成12. 1. 14 設置	平成12. 1. 15 以後設置	
廃棄物焼却炉	4,000kg/時以上	1	0.1	12
	2,000～4,000kg/時未満	5	1	
	2,000kg/時未満	10	5	

注1) 火床面積0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C : 酸素濃度O<sub>n</sub>におけるダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

O<sub>n</sub> : 換算する酸素濃度 (%)

O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C<sub>s</sub> : 排出ガス中のダイオキシン類の実測濃度 (ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月 総理府令第67号)

## 2-14-2 水質

### 1. 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準も定められている。

#### (1) 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は表 2-14-10(1)に、ダイオキシン類の環境基準は表 2-14-10(2)に示すとおりである。ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について一律に定められている。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。人の健康の保護に関する環境目標値は表 2-14-11(1)に、ダイオキシン類の環境目標値は表 2-14-11(2)に示すとおりである。

表 2-14-10(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 2-14-10(2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

項目	基準値
水質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質及び地下水の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環告第68号）

表 2-14-11(1) 人の健康の保護に関する環境目標値

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。(定量下限値：0.1mg/L)
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
PCB	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考1 年間平均値で評価する。ただし、全シアンについては、最高値とする。

2 海域についてはふっ素及びほう素の環境目標値は適用しない。

出典：「千葉市環境基本計画」（令和4年3月 千葉市ホームページ）

表 2-14-11(2) ダイオキシン類に係る水質等の環境目標値

区分	目標値
水質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
底質	150pg-TEQ/g以下

備考1 目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質の目標値は、年間平均値とする。

出典：「千葉市環境基本計画」（令和4年3月 千葉市ホームページ）

## (2) 生活環境の保全に関する環境基準等

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 2-14-12(1)に、海域に適用される環境基準は表 2-14-12(2)に示すとおりである。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。生活環境の保全に関する環境目標値は表 2-14-13(1)、(2)に示すとおりである。

表 2-14-12(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水道3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ $n$ は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 2-14-12(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

備考 1 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。  
2 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1 自然環境保全：自然探勝の環境保全  
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。  
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝の環境保全  
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

エ

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 2-14-13(1) 生活環境の保全に関する環境目標値（河川）

水系	水域区分 (評価地点)	目標値					
		生物化学的酸素 要求量 (BOD) (mg/L)	溶存酸素 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェ ノール (mg/L)	LAS (mg/L)
都川	都川上流（高根橋）	3以下	7.5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	都川下流（青柳橋）	3以下	7.5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	都川下流（都橋）	5以下	5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	葭川下流（日本橋）	5以下	5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	支線都川（新都川橋）	3以下	5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	坂月川（辺田前橋）	5以下	5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	葭川上流（源町407番地地先）	5以下	5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
鹿島川	鹿島川上流（下大和田町1146番地地先）	2以下	7.5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	鹿島川上流（平川橋）	2以下	7.5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	鹿島川下流（下泉橋）	2以下	7.5以上	300以下	0.03以下	0.002以下	0.050以下
花見川	花見川上流（花島橋）	5以下	5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	花見川下流（新花見川橋）	5以下	5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
その他の 水域	村田川（高本谷橋）	2以下	7.5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	浜田川（下八坂橋）	5以下	5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	花園川[草野水路]（高洲橋）	3以下	5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	浜野川（浜野橋）	3以下	5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下
	生実川（平成橋）	3以下	5以上	—	0.03以下	0.002以下	0.050以下

備考 BODの達成状況は、日平均値の75%で評価している。

出典：「千葉市環境基本計画」（令和4年3月 千葉市ホームページ）

表 2-14-13(2) 生活環境の保全に関する環境目標値（海域）

水系	水域区分 (評価地点)	目標値									
		化学的酸素 要求量 (COD) (mg/L)	溶存 酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/ 100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェ ノール (mg/L)	LAS (mg/L)	底層DO (mg/L)
海域	千葉港（千葉 コンビナート 湾内）	3以下	5以上	—	1.0以下	0.09以下	0.02以下	0.02以下	0.001以下	0.01以下	2以上
	いなげの浜～ 幕張の浜（幕 張浜地先）	3以下	5以上	100以下	0.6以下	0.05以下	0.02以下	0.02以下	0.001以下	0.01以下	3以下

出典：「千葉市環境基本計画」（令和4年3月 千葉市ホームページ）

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 2-14-14に示すとおりである。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。地下水の環境目標値は表 2-14-15に、ダイオキシン類に係る水質等の環境目標値は表 2-14-11(2)に示すとおりである。

表 2-14-14 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月 環境庁告示第10号）

表 2-14-15 地下水の水質に係る環境目標値

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。(定量下限値：0.1mg/L)
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
PCB	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

出典：「千葉市環境基本計画」(令和4年3月 千葉市ホームページ)

## 2. 水質汚濁に係る規制基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」に定める特定施設に該当する。本事業は、この特定施設を設置するため特定事業場に該当する。

また、千葉市の一部は「水質汚濁防止法」に規定する東京湾総量規制に係る指定地域に指定されており、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に対する総量規制基準が定められている。

### (1) 有害物質に係る排水基準

有害物質に係る排水基準は、表 2-14-16に示すとおりである。有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらずすべての特定事業場に適用される。

表 2-14-16 排水基準（有害物質）

項目	排水基準	備考	
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L <sup>*</sup>	ごみ焼却施設	
シアン化合物	不検出 <sup>*</sup>		
有機燐化合物 (パ <sup>ラ</sup> チオン、メチル <sup>パ</sup> ラチオン、メチルジ <sup>メ</sup> トン及びEPNに限る)	不検出 <sup>*</sup>		
鉛及びその化合物	0.1mg/L		
六価クロム化合物	0.05mg/L <sup>*</sup>		
砒素及びその化合物	0.05mg/L <sup>*</sup>		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L <sup>*</sup>		
アルキル水銀化合物	不検出		
PCB	不検出 <sup>*</sup>		
トリクロロエチレン	0.1mg/L		全業種
テトラクロロエチレン	0.1mg/L		
ジクロロメタン	0.2mg/L		
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L		
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L		
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L		
チウラム	0.06mg/L		
シマジン	0.03mg/L		
チオベンカルブ	0.2mg/L		
ベンゼン	0.1mg/L		
セレン及びその化合物	0.1mg/L		
ほう素及びその化合物	230mg/L	海域	
	10mg/L	海域以外	
ふっ素及びその化合物	15mg/L	海域(30m <sup>3</sup> 未満)	
	10mg/L <sup>*</sup>	海域(30m <sup>3</sup> 以上)	
	8 mg/L	海域以外	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	100mg/L <sup>注2)</sup>	全業種	
			1,4-ジオキサン

注1) ふっ素及びその化合物に示す排水量は、1日あたりの平均排水量である。

注2) アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。

注3) 「\*」は上乗せ排水基準である。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(昭和50年12月 千葉県条例第50号)

(2) 有害物質以外に係る排水基準

有害物質以外に係る排水基準は、表 2-14-17に示すとおりである。有害物質以外に係る排水基準は、業種、排水量等によりそれぞれの基準が定められている。

表 2-14-17 排水基準（有害物質以外）

項目	排水基準	備考	
生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は化学的酸素要求量 (COD)	20mg/L	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満	
	10mg/L	500m <sup>3</sup> 以上	
浮遊物質 (SS)	40mg/L	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満	
	20mg/L	500m <sup>3</sup> 以上	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	3 mg/L	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満
		2 mg/L	500m <sup>3</sup> 以上
	動植物油脂類含有量	5 mg/L	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満
		3 mg/L	500m <sup>3</sup> 以上
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6	海域以外	
	5.0～9.0	海域	
フェノール類	0.5mg/L	30m <sup>3</sup> 以上	
銅含有量	1 mg/L	30m <sup>3</sup> 以上	
亜鉛含有量	1 mg/L	30m <sup>3</sup> 以上	
溶解性鉄含有量	5 mg/L	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満	
	1 mg/L	500m <sup>3</sup> 以上	
溶解性マンガン含有量	5 mg/L	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満	
	1 mg/L	500m <sup>3</sup> 以上	
クロム含有量	0.5mg/L	30m <sup>3</sup> 以上	
大腸菌数	800CFU/mL	30m <sup>3</sup> 以上	
窒素含有量	30mg/L	30m <sup>3</sup> 以上 東京湾流域	
燐含有量	4 mg/L	30m <sup>3</sup> 以上 東京湾流域	

注) 排水量は、1日あたりの平均排水量である。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(昭和50年12月 千葉県条例第50号)

(3) 総量規制基準

東京湾に係る指定地域内（東京湾の流域21市町）の特定事業場のうち、日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のものについては、排出水の濃度規制だけでなく、指定項目（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量）について、業種区分ごとに算出される1日あたりの「特定排水」に係る汚濁負荷量の許容限度（総量規制基準）が適用される。なお、計画地は、指定地域内である。

① 化学的酸素要求量

化学的酸素要求量の総量規制基準（Lc）は、事業場の設置年月日等により下記に示す計算式を用いて算定される。

ア. 昭和55年6月30日までに設置された事業場

$$L_c = C_c \times Q_c \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

Lc：排出が許容される化学的酸素要求量に関する汚濁負荷量（kg/日）

Cc：表 2-14-18(1)、(2)に示す化学的酸素要求量（mg/L）

Qc：特定排水の最大排水量（m<sup>3</sup>/日）

イ. 昭和55年7月1日以後に新たに設置された事業場

アの事業場のうち、昭和55年7月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

$$L_c = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

Lc：排出が許容される化学的酸素要求量に関する汚濁負荷量（kg/日）

Cco、Cci、Ccj：表 2-14-18(1)、(2)に示す化学的酸素要求量（mg/L）

Qco、Qci、Qcj：表 2-14-18(2)に示したCco、Cci、Ccjにあたる期間内に特定施設の設置又は変更により増加した特定排水の最大排水量（m<sup>3</sup>/日）

表 2-14-18(1) 化学的酸素要求量に係るC値

単位：mg/L

業種その他の区分	Cc・Cco	Cci	Ccj
ごみ処理業	30	30	30

出典：「化学的酸素要求量に係る総量規制基準（第8次）」（平成29年6月30日 千葉県）

表 2-14-18(2) 化学的酸素要求量に係る設置年月日による特定施設別C値の適用

特定施設に係る業種	施設の設置年月日 (基準日)	特定施設の設置年月日、または構造等の変更により特定排水の増加した年月日	
	Cc・Cco	Cci	Ccj
一般廃棄物処理施設のうち、1時間当たりの処理能力200kg以上、または火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上の焼却施設	～平成10年6月16日 (1998年)	-	平成10年6月17日～ (1998年)

出典：「化学的酸素要求量に係る総量規制基準（第8次）」（平成29年6月30日 千葉県）

② 窒素含有量

窒素含有量の総量規制基準 (Ln) は、事業場の設置年月日等により下記に示す計算式を用いて算定される。

ア. 平成14年9月30日までに設置された事業場

$$L_n = C_n \times Q_n \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

L<sub>n</sub> : 排出が許容される窒素含有量に関する汚濁負荷量 (kg/日)

C<sub>n</sub> : 表 2-14-19(1)、(2)に示す窒素含有量 (mg/L)

Q<sub>n</sub> : 特定排出水の最大排水量 (m<sup>3</sup>/日)

イ. 平成14年10月1日以後に新たに設置された事業場

アの事業場のうち、平成14年10月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

$$L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

L<sub>n</sub> : 排出が許容される窒素含有量に関する汚濁負荷量 (kg/日)

C<sub>no</sub>、C<sub>ni</sub> : 表 2-14-19(1)、(2)に示す窒素含有量 (mg/L)

Q<sub>no</sub> : 特定排出水の最大排出量 (Q<sub>ni</sub>を除く) (m<sup>3</sup>/日)

Q<sub>ni</sub> : 平成14年10月1日以後に特定施設の設置または変更により増加した特定排出水の最大排水量 (m<sup>3</sup>/日)

表 2-14-19(1) 窒素含有量に係るC値等(基準値)の適用

施設の設置年月日 (または構造等の変更により特定排出水の 増加した年月日)	適用するC値等
平成14年9月30日以前	C <sub>n</sub> 、C <sub>no</sub> (Q <sub>n</sub> 、Q <sub>no</sub> )
平成14年10月1日以後	C <sub>ni</sub> (Q <sub>ni</sub> )

注) Q<sub>no</sub>、Q<sub>ni</sub>はそれぞれC<sub>no</sub>、C<sub>ni</sub>に該当する特定排出水の最大排出量となる。

出典：「窒素含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

表 2-14-19(2) 窒素含有量に係るC値

単位：mg/L

業種その他の区分	C <sub>n</sub> ・C <sub>no</sub>	C <sub>ni</sub>
ごみ処理業	20	10

出典：「窒素含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

③ りん含有量

りん含有量の総量規制基準 (Lp) は、事業場の設置年月日等により下記に示す計算式を用いて算定される。

ア. 平成14年9月30日までに設置された事業場

$$L_p = C_p \times Q_p \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

Lp : 排出が許容されるりん含有量に関する汚濁負荷量 (kg/日)

Cp : 表 2-14-20(1)、(2)に示すりん含有量 (mg/L)

Qp : 特定排出水の最大排水量 (m<sup>3</sup>/日)

イ. 平成14年10月1日以後に新たに設置された事業場

アの事業場のうち、平成14年10月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

$$L_p = (C_{po} \times Q_{po} + C_{pi} \times Q_{pi}) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

Lp : 排出が許容されるりん含有量に関する汚濁負荷量 (kg/日)

Cpo、Cpi : 表 2-14-20(1)、(2)に示すりん含有量 (mg/L)

Qpo : 特定排出水の最大排出量 (Qpiを除く) (m<sup>3</sup>/日)

Qpi : 平成14年10月1日以後に特定施設の設置または変更により増加した特定排出水の最大排水量 (m<sup>3</sup>/日)

表 2-14-20(1) りん含有量に係るC値等(基準値)の適用

施設の設置年月日 (または構造等の変更により特定排出水の 増加した年月日)	適用するC値等
平成14年9月30日以前	Cp、Cpo (Qp、Qpo)
平成14年10月1日以後	Cpi (Qpi)

注) Qpo、QpiはそれぞれCpo、Cpiに該当する特定排出水の最大排出量となる。

出典：「りん含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

表 2-14-20(2) りん含有量に係るC値

単位：mg/L

業種その他の区分	Cp・Cpo	Cpi
ごみ処理業	1	1

出典：「りん含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

(4) ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出基準は、表 2-14-21に示すとおりである。

表 2-14-21 ダイオキシン類の排出基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月 総理府令第617号）

### 3. 下水道排除基準

計画地周辺は、公共下水道の整備区域となっており、本事業では生活排水及びプラント排水は下水道排水となる計画である。

下水道法及び千葉県下水道条例に基づく排除基準は、表 2-14-22に示すとおりである。

表 2-14-22 下水道排除基準

項目	法、条例等による規制値		
	30m <sup>3</sup> /日未満	30m <sup>3</sup> /日以上～ 50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下		
シアン化合物	検出されないこと		
有機リン化合物	検出されないこと		
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下		
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下		
砒素及びその化合物	0.05 mg/L 以下		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L 以下		
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下		
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下		
チウラム	0.06 mg/L 以下		
シマジン	0.03 mg/L 以下		
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下		
ベンゼン	0.1 mg/L 以下		
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下		
ほう素及びその化合物	230 mg/L 以下		
ふっ素及びその化合物	15 mg/L 以下	10 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下		
フェノール類	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	
銅及びその化合物	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
鉄及びその化合物（溶解性）	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物（溶解性）	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下		
水素イオン濃度	pH 5～9	pH 5～9	
生物化学的酸素要求量	—	600 mg/L 以下	
浮遊物質	—	600 mg/L 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	—	30 mg/L 以下	
窒素含有量	—	240 mg/L 以下	
りん含有量	—	32 mg/L 以下	
温度	45 °C 以下		
沃素消費量	—	—	220 mg/L 以下

## 2-14-3 騒音

### 1. 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 2-14-23(1)～(3)に示すとおりである。計画地は準工業地域及び工業専用地域であり、地域の類型Cの基準値が適用される。

表 2-14-23(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※地域の類型 千葉市 AA：特に静穏を要する地域。千葉市には該当する地域はない。  
 A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域  
 B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域  
 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第一特別地域<sup>注1)</sup>及び第二特別地域<sup>注2)</sup>

注1) 千葉市における第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

注2) 千葉市における第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環告第64号）

「千葉市告示第273号」（平成24年4月）

表 2-14-23(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 2-14-23 (3)の基準による。

※地域の区分は表 2-14-23 (1)の地域の類型と同様である。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環告第64号）

表 2-14-23(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環告第64号）

## 2. 騒音に係る規制基準等

### (1) 「騒音規制法」及び「千葉県環境保全条例」に基づく規制基準

#### ① 特定工場・事業所

「騒音規制法」及び「千葉県環境保全条例」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準は、表 2-14-24に示すとおりである。

計画地は準工業地域及び工業専用地域であり、第三種区域または第四種区域の基準値が適用される。

表 2-14-24 「騒音規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
	第一種区域	50デシベル	45デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

第二種：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域及び市街化調整区域、

第三種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）、第二特別地域

第四種：工業地域及び工業専用地域（ただし、第一特別地域及び第二特別地域を除く。)

備考 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

出典：「騒音規制法」（昭和43年6月 法律第98号）

「千葉県告示第97号」（平成4年4月）

② 自動車騒音

「騒音規制法」及び「千葉県環境保全条例」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 2-14-25(1)、(2)に示すとおりである。

表 2-14-25(1) 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※区域の区分 千葉県 a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域  
b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域<sup>注1)</sup>及び市街化調整区域  
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、第二特別地域<sup>注2)</sup>、工業地域、工業専用地域

注1) 第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

注2) 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

備考 幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 2-14-25(2)の基準による。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
(平成12年3月 総理府令第15号)  
「千葉県告示第116号」(平成12年3月)  
「千葉県告示第97号」(平成20年3月)

表 2-14-25(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
75デシベル以下	70デシベル以下

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
(平成12年3月 総理府令第15号)

③ 特定建設作業

「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音の規制基準は、表 2-14-26に示すとおりである。  
計画地は、準工業地域及び工業専用地域であり、第一号区域の基準が適用される。

表 2-14-26 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

騒音の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
85デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、第一特別地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）、第二特別地域、工業地域、工業専用地域（ただし、第一特別地域及び第二特別地域を除く。）のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートル以内の区域

第二号区域：第一号区域以外の区域。

出典：「騒音規制法」（昭和43年6月 法律第98号）  
「千葉市告示第98号」（平成4年4月）

2-14-4 振動

1. 「振動規制法」及び「千葉市環境保全条例」に基づく規制基準

(1) 特定工場・事業所

「振動規制法」及び「千葉市環境保全条例」に基づく特定工場・事業所において発生する振動の規制基準は、表 2-14-27に示すとおりである。

計画地は、準工業地域及び工業専用地域であり、第二種区域の基準値が適用される。

表 2-14-27 「振動規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域

第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第一種区域又は第二種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「振動規制法」（昭和51年6月 法律第64号）  
「千葉市告示第100号」（平成4年4月）

(2) 道路交通振動

「振動規制法」及び「千葉県環境保全条例」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 2-14-28 に示すとおりである。

表 2-14-28 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～午前 8 時
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「振動規制法」（昭和51年 6 月 法律第64号）

「千葉県告示第102号」（平成 4 年 4 月）

(3) 特定建設作業

「振動規制法」及び「千葉県環境保全条例」に基づく特定建設作業振動の規制基準は、表 2-14-29に示すとおりである。

計画地は、準工業地域及び工業専用地域であり、第一号区域の基準が適用される。

表 2-14-29 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の 大きさ	作業時間		1 日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
75デシベルを超えないこと	午後 7 時から翌日午前 7 時までの時間内でないこと	午後 10 時から翌日午前 6 時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及、工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域。

第二号区域：第一号区域以外の区域。

出典：「振動規制法」（昭和51年 6 月 法律第64号）

「千葉県告示第101号」（平成 4 年 4 月）

## 2-14-5 悪臭

### 1. 「悪臭防止法」、「千葉県悪臭防止対策の指針」及び「千葉市環境保全条例」に基づく規制基準

千葉市は、市全域が「悪臭防止法」の指定地域であり、工場・事業場等から排出される臭気指数に基づいて規制が行われている。また、「千葉県悪臭防止対策の指針」により悪臭の防止に関する指導が行われている。また、千葉市では「千葉市環境保全条例」において、「事業者は、敷地の境界線において、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。」という基準が定められている。

「悪臭防止法」に基づく悪臭に係る規制基準は表 2-14-30に、「千葉県悪臭防止対策の指針」に基づく指導目標値は表 2-14-31に示すとおりである。

また、参考として「悪臭防止法」に基づく悪臭物質濃度による規制基準は、表 2-14-32(1)～(3)に示すとおりである。

計画地は、準工業地域及び工業専用地域の規制基準が適用される。

表 2-14-30 「悪臭防止法」に基づく規制基準

許容限度 地域の区分	工場敷地境界線における臭気指数	排出口の臭気指数	排出水の臭気指数
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	12	左記に定める規制基準を基礎として、「悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）」第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は排出気体の臭気指数を許容限度とする。	28
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	14		30
市街化調整地域	16		32

備考 1 「臭気指数」とは、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法とする。

2 市街化調整区域並びに第一種低層住宅専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項及び同法第8条第1項第1号の規定により定められた区域及び地域をいう。

出典：「悪臭防止法」(昭和46年6月 法律第91号)

「千葉市告示第53号」(平成19年2月)

表 2-14-31 「千葉県悪臭防止対策の指針」による指導目標値(臭気濃度)

地域の区分		排出口	敷地境界
地域	該当地域		
住居系地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	500程度	15程度
工場、商店、住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域(工業団地を除く)	1,000程度	20程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度

出典：「千葉県悪臭防止対策の指針」(昭和56年6月 大第90号)

表 2-14-32(1) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（敷地境界における悪臭）

特定悪臭物質	許容限度 (ppm)	特定悪臭物質	許容限度 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

表 2-14-32(2) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（煙突等の気体排出口における悪臭）

$q=0.108 \times He^2 \times Cm$ $q$ ：流量（温度0℃、1気圧の状態に換算した $m^3$ /時） $He$ ：補正された排出口高さ（m） $Cm$ ：左記敷地境界での規制基準（ppm）  対象物質：アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン（13物質）
--

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

表 2-14-32(3) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（排出水の悪臭）

特定悪臭物質	排出水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 $m^3$ /秒以下の場合	0.03
	0.001 $m^3$ /秒を超え、0.1 $m^3$ /秒以下の場合	0.007
	0.1 $m^3$ /秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 $m^3$ /秒以下の場合	0.1
	0.001 $m^3$ /秒を超え、0.1 $m^3$ /秒以下の場合	0.02
	0.1 $m^3$ /秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 $m^3$ /秒以下の場合	0.3
	0.001 $m^3$ /秒を超え、0.1 $m^3$ /秒以下の場合	0.07
	0.1 $m^3$ /秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 $m^3$ /秒以下の場合	0.6
	0.001 $m^3$ /秒を超え、0.1 $m^3$ /秒以下の場合	0.1
	0.1 $m^3$ /秒を超える場合	0.03

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）